平成 30 年度

整備主任者研修　法令研修

【全国共通教材】

目　次

１．　法令等

(1) エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置を開始します。
（平成 29 年 12 月 8 日　国土交通省）…………………………………… 1

２．　通達等

(1) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について
（平成 28 年 5 月 12 日　国自環第 32 号の 3　国自整第 38 号の 3）……………… 8

(2) 「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」等の一部改正について
（平成 28 年 12 月 6 日　国自環第 184 号の 3)……………………………… 12

(3) 「電子情報処理組織による自動車登録検査事務処理要領について」の一部改正について
（平成 29 年 4 月 10 日　国自情第 2 号　国自整第 1 号）…………………… 31

(4) 「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」等の一部改正について
（平成 29 年 4 月 14 日　国自環第 12 号の 3)……………………………… 78

(5) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達)」の一部改正について
（平成 29 年 6 月 14 日　国自整第 6 号の 3　国自環第 11 号の 3)……………… 98

(6)「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」の一部改正について
（平成 29 年 7 月 3 日　国自技第 48 号の 3)……………………………… 102

(7) 基準緩和自動車の行政処分等要領について
（平成 29 年 7 月 3 日　国自技第 49 号の 3)……………………………… 121

(8) 「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について
（平成 29 年 8 月 30 日　国自環第 92 号の 3) …………………………… 139

(9) 自動車整備事業の要員関係の基準における外国人技能実習生の解釈について
（平成 29 年 10 月 6 日　国自整第 183 号の 2)……………………………… 157

(10) 指定自動車整備事業者のペーパー車検等不正事案防止対策について
（平成 29 年 10 月 25 日　国自整第 196 号の 2)…………………………… 159

(11) 「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」の一部改正について
（平成 29 年 10 月 31 日　国自情第 148 号)………………………………… 162

(12) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」（平成２９年国土交通省告示１１５４号）に係る取扱要領について
（平成 29 年 12 月 8 日　国自審第 1579 号の 5　国自技第 171 号の 5
国自整第 233 号の 5　国自情第 177 号の 5)……………………………… 175

(13) 「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について
（平成 29 年 12 月 13 日　国自環第 139 号の 3)…………………………… 183

(14) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達)」の一部改正について
（平成 29 年 12 月 13 日　国自環第 138 号の 3　国自整第 214 号の 3)………… 188

(15) 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について
（平成29年12月19日 国自整第235号の2 国官参自保第488号の2)・・・・・・・・・ 192
(16) 「超小型モビリティの認定要領(依命通達)」の一部改正について
（平成30年 1月31日 国自技第197号の2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195
(17) 自動車検査・登録手続にかかる手数料の改定について
（平成30年 2月 7日 国自情第227号 国自整第299号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 239
(18) 「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」の一部改正について
（平成30年 3月 2日 国自整第322号の2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 241
(19) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達)」の一部改正について
（平成30年 3月28日 国自技第245号の3 国自整第346号の3)・・・・・・・・・・・・ 251
(20) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領」の整備事業者に係る細部取扱いについて
（平成30年 3月30日 国自審第2284号 国自整第352号 国自情第270号)・・ 263
(21) 大型車の車輪脱落事故防止のための緊急対策の実施について
（平成30年 4月11日 国自整第20号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 268
(22) 指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて
（平成30年 4月19日 国自整第29号の2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 271

３． その他
(1) 「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました
（平成29年 3月28日 国土交通省)・・ 276
(2) バスの車両火災事故防止のための緊急点検整備の実施について
（平成29年 9月15日 国土交通省)・・ 302
(3) 三菱ふそうトラック・バス株式会社が製造した大型バスの火災防止について
（平成29年10月27日 国土交通省)・・ 304
(4) 中国自動車道におけるスペアタイヤ落下による事故を受けた大型トラックの緊急点検について
（平成29年10月27日 国自安第136号の2 国自整第201号の2)・・・・・・・・・・・・ 309
(5) ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故の防止等について
（平成29年11月14日 国自整第213号の2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 312
(6) 指定自動車整備事業者による不正行為に関する通報窓口を設置しました！
（平成29年11月29日 国土交通省)・・ 316

１．法令等
(1)エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置を開始します。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平 成 ２９年 １２月 ８日
自動車局審査・リコール課
整　　備　　課

エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置を開始します。

タカタ製エアバッグのリコール改修を促進するため、異常破裂する危険性が高い未改修車両（自動車メーカー9社、97車種、約130万台（10月末時点））については、平成30年5月より、車検で通さない措置を講じることとします。

本措置の対象車両のユーザーの皆様は、車検の有効期間を待つことなく、一刻も早く改修を行って頂くようお願いします。

1. 背景・目的

タカタ製エアバッグは、ガス発生装置（インフレ―タ）が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成２１年以降リコールを実施しているところです。

これまでも、未改修車に対し車検時に警告文の交付を行う等の改修促進の取組を進めていますが、本年１０月の国内の改修率は８３．２％であり、なお約３２０万台の未改修車があること、異常破裂による死者が全世界で少なくとも１８人を数え、一刻も早い改修が必要であること等を踏まえ、これまでの取組に加え、新たに、異常破裂する危険性が高い未改修車については、車検で通さない措置を講じます。

2. 未改修車両を車検で通さない措置の概要　（詳細 別紙1）

（１）対象範囲（別紙２）

お持ちの車が今回の措置の対象となるかの確認は、以下の検索システムを活用してご確認頂くか、別紙３に掲げる自動車メーカーにお問い合わせ下さい。

https://www.jaspa.or.jp/portals/recallsearch/index.html

（２）措置の方法

① ユーザーやディーラー以外の整備工場は、検索システムを活用し、車検を受けようとする車両が措置対象未改修かどうかを確認します。該当する場合には、ディーラー等にて改修を行った上で交付される改善措置済証を運輸支局等に提出して車検を受けることになります。

② 車検申請を受けた運輸支局等においては、自動車登録検査業務電子情報処理システム等を活用して、措置対象未改修車両の場合は車検を通さないこととします。

（３）その他

本措置の導入によるユーザーや整備工場の負担の軽減を図るため、自動車メーカーが適切に対応するよう指導して参ります。更に、自動車メーカーによる効果的なダイレクトメール送付など、リコール改修の一層の促進を図って参ります。

【お問い合わせ先】
自動車局審査・リコール課　今村、島川
TEL:03-5253-8111（内線:42363)、夜間直通 03-5253-8597

別紙１

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」に関する概要

１．背景

タカタ製エアバッグは、ガス発生装置（インフレ―タ）が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成２１年以降リコールを実施している。

これまでも、未改修車に対し車検時に警告文の交付を行う等の改修促進の取組を進めているが、本年１０月の国内の改修率は８３．２％であり、なお約３２０万台の未改修車があること、異常破裂による死者が全世界で少なくとも１８人を数え、一刻も早い改修が必要であること等を踏まえ、これまでの取組に加え、新たに、異常破裂する危険性が高い未改修車について、車検の際に改修の有無をチェックした上で未改修車は車検を通さない措置を講ずる。

２．未改修車を車検で通さない措置の概要

（１）　対象範囲・措置（告示により規定）

平成２８年４月以前にリコール届出されているものであって、異常破裂する危険性が高い特定のインフレータを使用したエアバッグを搭載した、次のリコールの未改修車（以下「措置対象未改修車」）を対象範囲とする（約１３０万台）。なお、対象外の車両については、引き続き技術的な情報等を収集し、危険性が高いと判断した場合には対象に追加する。

① 原因が特定されたリコール（自動車メーカーが、インフレータの気密性が不十分であり製造管理が不適切であるとして、原因が特定されたリコールに相当するものと主張しているものを含む）

② 予防的リコールのうち、国内で異常破裂したインフレータと同じタイプを使用した、次のエアバッグを搭載した車両に係るリコール

運転席：平成２２年以前の仕様のＳＤＩタイプのインフレータを使用したエアバッグ

助手席：平成２２年以前の仕様のＳＰＩタイプのインフレータを使用したエアバッグ

上記の措置対象車両の範囲を定める告示「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」（平成２９年国土交通省告示第１１５４号）を制定した。

（２）　車検時の判定方法（通達により規定）

措置対象未改修車に係る情報を自動車登録検査業務電子情報処理システム（軽自動車については、軽自動車検査業務電子情報処理システム。以下「ＭＯＴＡＳ」という）に入力しておく。

運輸支局等の窓口において、車検の有効期間更新のためＭＯＴＡＳへＯＣＲシートを挿入する際､措置対象未改修車を自動判定し､有効期間の更新を行わない。この場合において、自動車メーカーが発行する改修済みであることを証明する書面の提出があった場合には、改修済みであるものとして取り扱う。

（３）　自動車メーカーの取組（通達により規定）

①　車検を受ける前に、ユーザー自身や整備工場が措置対象未改修車か否かを一台ごとに容易に確認できるようにするため、ウェブサイト等に検索システムを構築する。

②　車検時に措置対象未改修車か否かをＭＯＴＡＳ上で自動判定するためには、ＭＯＴＡＳ中の情報を常に最新の状態にする必要があるため、改修状況を国土交通省に遅滞なく報告する。

③　未改修車の改修促進を図るための周知を強化するとともに、迅速に改修できるよう、交換部品を十分に確保するなど体制を整備する。

④　改修作業が完了してからＭＯＴＡＳに改修状況が反映されるまでに一定程度の期間を要するため、改修済みであってもＭＯＴＡＳが措置対象未改修車と判定する場合があることから、改修作業を行ったとき（改修を実施したとみなす車両については、その判断を行ったとき）は改修済みであることを証明する書面を発行する。

⑤　継続検査、定期点検整備等の際にユーザーが整備工場に未改修車を持ち込む場合において、ユーザー及び整備工場の負担の軽減を図りつつ、早急かつ円滑に改修作業が実施されるよう特に配慮をしなければならない。

（４）　車検時に有効期間更新が止められた車両の取扱い（通達により規定）

運輸支局等でＭＯＴＡＳから出力されたリコール車通知文を添付し、申請書及び添付書類を申請者へ返却する。

（５）　その他

国土交通省としては、関係者と協力し、ユーザーへの周知徹底を図ることにより、引き続きリコール改修の一層の促進を図るとともに、本措置の導入によるユーザーや整備工場の負担の軽減を図るため、自動車メーカーが適切に対応するよう指導して参ります。

３．スケジュール

告示・通達公布　　：平成２９年１２月
周知・検索システムの構築：　　～
施行　　：平成３０年　５月

別紙2

対 象 範 囲

平成28年4月以前にリコール届出されているものであって、異常破裂する危険性が高い特定のインフレータを使用したエアバッグを搭載した、次のリコールの未改修車を対象範囲とします（約130万台（10 月末時点））。

① 原因が特定されたリコール

② 予防的リコールのうち、国内で異常破裂したインフレータと同じタイプを使用した、次のエアバッグを搭載した車両に係るリコール

運転席：平成22年以前の仕様のSDIタイプのインフレータを使用したエアバッグ

助手席：平成22年以前の仕様のSPIタイプのインフレータを使用したエアバッグ

[いすゞ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
コモ	平成 13 年 6 月 ～ 平成 20 年 12 月

[株式会社 SUBARU]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
レガシィ	平成 15 年 4 月 ～ 平成 16 年 2 月
インプレッサ	平成 16 年 1 月 ～ 平成 19 年 4 月

[ダイハツ工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ミラ	平成 14 年 12 月 ～ 平成 19 年 11 月
エッセ	平成 17 年 11 月 ～ 平成 23 年 3 月
ハイゼット	平成 16 年 11 月 ～ 平成 22 年 5 月
ハイゼット デッキバン	平成 17 年 1 月 ～ 平成 19 年 11 月

[トヨタ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アベンシス／アベンシスワゴン	平成 15 年 9 月 ～ 平成 20 年 5 月
アルファード G／V／ハイブリッド	平成 14 年 5 月 ～ 平成 20 年 3 月
アレックス	平成 12 年 11 月 ～ 平成 18 年 10 月
イプサム	平成 13 年 4 月 ～ 平成 20 年 12 月
ヴィッツ	平成 14 年 12 月 ～ 平成 20 年 12 月
ヴェロッサ	平成 12 年 11 月 ～ 平成 16 年 10 月
ヴォクシー	平成 13 年 11 月 ～ 平成 19 年 5 月
ヴォルツ	平成 14 年 5 月 ～ 平成 16 年 3 月

オーパ゜	平成 14 年 5 月 ～ 平成 17 年 4 月
ガイア	平成 13 年 4 月 ～ 平成 16 年 8 月
カローラ	平成 12 年 7 月 ～ 平成 18 年 10 月
カローラフィールダー	平成 12 年 7 月 ～ 平成 18 年 9 月
カローララランクス	平成 12 年 8 月 ～ 平成 18 年 10 月
サクシード	平成 14 年 6 月 ～ 平成 20 年 12 月
ソアラ	平成 13 年 4 月 ～ 平成 17 年 7 月
ノア	平成 13 年 11 月 ～ 平成 19 年 5 月
ブレビス	平成 13 年 5 月 ～ 平成 19 年 6 月
プロボックス	平成 14 年 6 月 ～ 平成 20 年 12 月
ベルタ	平成 17 年 11 月 ～ 平成 20 年 12 月
マークⅡ	平成 12 年 9 月 ～ 平成 16 年 10 月
マークⅡブリット	平成 13 年 12 月 ～ 平成 19 年 6 月
RAV4 J／L	平成 15 年 7 月 ～ 平成 17 年 10 月
WiLL サイファ	平成 14 年 9 月 ～ 平成 17 年 7 月
WiLL VS	平成 13 年 4 月 ～ 平成 16 年 4 月

[レクサス（トヨタ自動車株式会社）]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
SC430	平成 17 年 8 月 ～ 平成 19 年 12 月

[日産自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
キューブ（Z10 型）	平成 12 年 8 月 ～ 平成 14 年 8 月
セフィーロ	平成 13 年 1 月 ～ 平成 14 年 12 月
リバティ	平成 13 年 4 月 ～ 平成 16 年 10 月
ブルーバードシルフィ	平成 13 年 4 月 ～ 平成 17 年 12 月
キャラバン	平成 13 年 5 月 ～ 平成 20 年 12 月
エクストレイル	平成 12 年 10 月 ～ 平成 19 年 6 月
ティアナ	平成 14 年 11 月 ～ 平成 20 年 12 月
ダットサン	平成 13 年 7 月 ～ 平成 14 年 8 月
サファリ	平成 14 年 1 月 ～ 平成 19 年 6 月
プレサージュ	平成 15 年 7 月 ～ 平成 20 年 12 月
フーガ	平成 16 年 10 月 ～ 平成 20 年 12 月
キューブ（Z12 型）	平成 20 年 11 月 ～ 平成 24 年 2 月
マーチ	平成 22 年 6 月 ～ 平成 24 年 3 月
バネット	平成 16 年 3 月 ～ 平成 23 年 3 月

[ビー・エム・ダブリュー株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
316ti	平成 14 年 1 月 ～ 平成 14 年 11 月
318ti	

318i	平成 13 年 12 月　～　平成 14 年 11 月
318Ci	平成 14 年　2 月　～　平成 14 年 12 月
318i ﾂｰﾘﾝｸﾞ	平成 14 年　1 月　～　平成 14 年 12 月
320i	平成 14 年　1 月　～　平成 15 年　2 月
325i	平成 14 年　1 月　～　平成 14 年 11 月
330i	平成 14 年　1 月　～　平成 14 年 12 月
330Ci	平成 14 年　2 月　～　平成 14 年 12 月
330Ci ｶﾌﾞﾘｵﾚ	平成 13 年 10 月　～　平成 14 年 12 月
M3	平成 14 年　2 月　～　平成 14 年 12 月

[本田技研工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アコード	平成 14 年 10 月　～　平成 20 年　3 月
アコードワゴン	平成 14 年 10 月　～　平成 19 年 12 月
インサイト	平成 20 年 12 月　～　平成 23 年　3 月
インスパイア/セイバー	平成 13 年　3 月　～　平成 14 年 11 月
エアウェイブ	平成 17 年　3 月　～　平成 22 年　8 月
エディックス	平成 16 年　6 月　～　平成 21 年　8 月
エリシオン	平成 16 年　4 月　～　平成 23 年　3 月
エリシオン　プレステージ	
エレメント	平成 15 年　2 月　～　平成 17 年　9 月
クロスロード	平成 19 年　2 月　～　平成 22 年　8 月
ザッツ	平成 14 年　1 月　～　平成 19 年　6 月
シビック	平成 17 年　8 月　～　平成 22 年　8 月
シビック　GX	平成 13 年　2 月　～　平成 16 年 11 月
シビック　ハイブリッド	平成 13 年 11 月　～　平成 22 年 12 月
シビック　フェリオ	平成 12 年　8 月　～　平成 17 年　7 月
ステップワゴン	平成 17 年　5 月　～　平成 21 年　9 月
ステップワゴン　スパーダ	
ストリーム	平成 12 年　8 月　～　平成 23 年　3 月
ゼスト/ゼスト スパーク	平成 18 年　2 月　～　平成 23 年　3 月
パートナー	平成 18 年　3 月　～　平成 22 年　8 月
フィット	平成 13 年　6 月　～　平成 23 年　3 月
フィット　アリア	
フィット　シャトル	
フリード	平成 20 年　5 月　～　平成 20 年 12 月
モビリオ	平成 13 年 11 月　～　平成 20 年　4 月
モビリオ　スパイク	平成 14 年　9 月　～　平成 20 年　4 月
ラグレイト	平成 13 年 10 月　～　平成 16 年　2 月
レジェンド	平成 16 年　9 月　～　平成 23 年　2 月
CR-V	平成 13 年　9 月　～　平成 23 年　3 月

FCXクラリティ	平成 20 年 5 月 ～ 平成 22 年 8 月
MDX	平成 15 年 2 月 ～ 平成 18 年 1 月

[マツダ株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アテンザ	平成 14 年 3 月 ～ 平成 19 年 11 月
RX-8	平成 15 年 2 月 ～ 平成 15 年 6 月
ボンゴ	平成 16 年 3 月 ～ 平成 23 年 3 月
ボンゴブローニイ	平成 16 年 3 月 ～ 平成 22 年 7 月
タイタン	平成 16 年 2 月 ～ 平成 22 年 7 月

[三菱自動車工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ランサー	平成 15 年 12 月 ～ 平成 20 年 12 月
アイ	平成 17 年 12 月 ～ 平成 20 年 12 月
トライトン	平成 18 年 8 月 ～ 平成 22 年 4 月
デリカ（商用車）	平成 16 年 3 月 ～ 平成 23 年 3 月

なお、現在、タカタ製エアバッグのリコールを届出している以下の自動車メーカー等においては、今回の措置の対象となる車両はありません。

- アウディジャパン株式会社
- FCA ジャパン株式会社
- ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社
- ニコルレーシングジャパン合同会社
- McLaren Automotive Asia Pte Ltd
- 日野自動車株式会社
- フェラーリ・ジャパン株式会社
- フォード・ジャパン・リミテッド
- フォルクスワーゲングループジャパン株式会社
- プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社
- メルセデス・ベンツ日本株式会社
- UDトラックス株式会社

２．通達等
(1)「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

国自環第３２号の３
国自整第３８号の３
平成２８年５月１２日

一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会（組合）におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員（組合員）に対し周知方お願いします。

（別添）

国 自 環 第 ３ ２ 号
国 自 整 第 ３ ８ 号
平成２８年５月１２日

地方運輸局長
沖縄総合事務局長　殿

自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）別添自動車検査業務等実施要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

別　紙

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）の一部を改正する通達　新旧対照表

昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号

改正　平成 28 年 5 月 12 日付け国自環第 32 号、国自整第 38 号

新

自動車検査業務等実施要領

目次　（略）

第１章　総則（略）
第２章　職権による打刻等（略）
第３章　自動車の検査（事務関係）

3－1～3－4－19　（略）

3－4－20　備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあっては自動車検査記録簿（乙）（第 4 号様式による。）を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1. ～19.　（略）		
20. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値。ただし、平成 28 年規制適合車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合車については、騒音規制に適合している旨、自動車型式認証実施要領附則 5 の 1-35 に規定される車両のカテゴリ、新車時等の近接排気騒音値、協定規則第 41 号又は第 51 号に	平成 10 年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB 平成 28 年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A／近接排気騒音値 85dB／測定回転数 3,750rpm（旧基準適用時測定回転数 4,500rpm）

旧

自動車検査業務等実施要領

目次　（略）

第１章　総則（略）
第２章　職権による打刻等（略）
第３章　自動車の検査（事務関係）

3－1～3－4－19　（略）

3－4－20　備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあっては自動車検査記録簿（乙）（第 4 号様式による。）を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1. ～19.　（略）		
20. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値	平成 10 年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB

	よる近接排気騒音の測定回転数及び細目告示別添38による近接排気騒音の測定回転数	

21.～39.　（略）

3－4－21～6－8　（略）

附　則　（平成２８年５月１２日 国自環第３２号、国自整第３８号）
本改正規定は、平成２８年５月１２日から適用する。

別表第１～別表第２（略）
第１号様式～第６号様式（略）
別添1～別添２（略）

21.～39.　（略）

3－4－21～6－8　（略）

（新規）

別表第１～別表２（略）
第１号様式～第６号様式（略）
別添1～別添２（略）

(2) 「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」等の一部改正について

国自環第１８４号の３
平成２８年１２月６日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会　会長　殿

国土交通省自動車局環境政策課長

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」等の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係自動車検査機関の長に対して通達したので、貴会においても傘下会員に対し、この旨周知徹底方お願いいたします。

国 自 環 第 １ ８ ４ 号
平成２８年１２月６日

各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長　｝殿（単名各通）

自動車局環境政策課長

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」等の一部改正について

下記通達について、それぞれ別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

１．「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成２３年６月３０日国自環第７０号）
２．「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」（平成２２年２月５日国自環第２４８号）

国自環第１８４号の２
平成２８年１２月６日

独立行政法人自動車技術総合機構　理事長
軽自動車検査協会　理事長　　殿（単名各通）

国土交通省自動車局環境政策課長

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」等の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係団体の長あてに対して通知したので了知願います。

別添

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について　新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）
昭和50年11月12日　自車第708号、自公第163号
制定：平成23年６月30日　国自環第70号
（組織改正により整備部長通達から課長通達として制定）
最終改正：平成28年12月６日　国自環第184号

改　　正	現　　行
改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について 道路運送車両法施行規則第36条第５項及び第６項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第５項、第６項及び第７項の書面について（依命通達）」（平成３年６月28日付け地技第156号）により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査（予備検査を含む。以下同じ。）の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記１.から５.までによることとされたい。ただし、２.及び３.に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車に限り適用することとする。 また、指定自動車等（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が３．５ｔを超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）であって、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記６．及び７．によることとされたい。 記 １．～５．（略） ６．　原動機、動力伝達装置又は消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行う場合 （1）細目告示第40条第1項第3号及び第5号に係る自動車 なお、①及び②の規定により細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」による試験の結果を表す書面を提出する場合は、同号中の表の自動車の種別に応じた加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない試験結果の書面の写し（②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し）を提出するものとする。 また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」Ｉに基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「S」が付されたものが表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。	改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について 道路運送車両法施行規則第36条第５項及び第６項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第５項、第６項及び第７項の書面について（依命通達）」（平成３年６月28日付け地技第156号）により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査（予備検査を含む。以下同じ。）の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記１.から５.までによることとされたい。ただし、２.及び３.に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車に限り適用することとする。 また、指定自動車等（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が３．５ｔを超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）であって、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記６．及び７．によることとされたい。 記 １．～５．（略） ６．　原動機、動力伝達装置又は消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行う場合 なお、（1）及び（2）の規定により加速走行騒音試験結果を表す書面を提出する場合は、細目告示第40条第1項第3号の表の自動車の種別に応じた加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない試験結果の書面の写し（（2）の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し）を提出するものとする。 また、（2）の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「S」が付されたものが表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。

①　原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機形式の変更に限る。）→公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」による試験の結果を表す書面（改造後） ②　消音器の改造→公的な試験機関において実施された細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」による試験の結果を表す書面（改造後） （2）細目告示第40条第1項第4号に係る自動車 なお、①及び②の規定により協定規則第41号第4改訂版補足第4改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し（②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し）を提出するものとする。 また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「P」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。 ①　原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機形式の変更に限る。）→公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された協定規則第41号第4改訂版補足第4改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面（改造後） ②　消音器の改造→公的な試験機関において実施された協定規則第41号第4改訂版補足第4改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面（改造後）	（1）原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機形式の変更に限る。）→公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果を表す書面（改造後） （2）消音器の改造→公的な試験機関において実施された加速走行騒音試験結果を表す書面（改造後）
７．加速走行騒音試験結果成績表の様式は、細目告示第40条第1項第3号及び第5号に係る自動車にあっては別添10、細目告示第40条第1項第4号に係る自動車にあっては別添11とする。 なお、公的な試験機関において実施された加速走行騒音試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。	７．加速走行騒音試験結果成績表の様式は、別添10によるものとする。 なお、公的な試験機関において実施された加速走行騒音試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。
別添１～9　（略）	別添１～9　（略）
別添10　加速走行騒音試験結果成績表（細目告示別添40）	別添10　加速走行騒音試験結果成績表
別添11　加速走行騒音試験結果成績表（協定規則第41号）	

附則〔平成11年4月20日自環第91号〕
表題及び記4.の改正は、平成12年10月1日から適用する。

附則〔平成19年3月9日国自環第251号〕
平成19年8月31日以前に製作された自動車は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成19年7月31日国自環第63号〕
改正後の通達1．に基づく「排出ガスの光吸収係数の値を表す書面（改造後）」の提出は、平成20年7月31日までの間とする。

附則〔平成22年2月5日国自環第244号〕
1．平成22年3月31日以前に製作された二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）は、改正後の通達1．から5．の規定は適用されない。
2．平成22年3月31日以前に製作された自動車は、改正後の通達6．及び7．の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成23年3月31日国自環第205号〕
1．この改正は、平成23年4月1日から適用する。
2．改正前の通達6.の「後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程（平成20年国土交通省告示第1534号）中2の登録を受けた機関が性能等の確認を行った後付消音器に表示される性能等確認済表示」は、改正後の通達6.の「細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示」とみなす。

附則〔平成23年6月30日国自環第70号〕
1．この改正は、平成23年7月1日から適用する。
2．廃止前の「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（昭和50年自車第708号、自公第163号）附則（平成19年3月9日国自環第251号）、附則（平成22年2月5日国自環第244号）及び附則（平成23年3月31日国自環第205号）の規定は、施行後もなおその効力を有する。

附則〔平成28年12月６日国自環第184号〕
二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）であって、平成28年12月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成26年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）は、改正後の通達6．及び7．の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別添 10

加速走行騒音試験結果成績表（細目告示別添 40）

発行依頼者名　　殿

発　行　年　月　日
発 行 機 関 名　　印

自動車車名型式
自動車車台番号（又はシリアル番号）
自動車通関証明書証明番号

試験自動車車台番号（又はシリアル番号）

標記試験自動車について実施した加速走行騒音試験の結果は別添のとおりです。

騒音防止性能確認標章確認番号

※本成績表は、自動車の基準適合性確認の際に使用することがありますので、自動車検査証等と一緒に保管することをおすすめします。

加速走行騒音試験結果成績表

試験期日:　　年　　月　　日　試験場所:　　試験機関:

◎　試験自動車

車名・型式（類別）　　車両総重量　　kg

車台番号　　消音器の個数・触媒の有無　　・

原動機型式・最高出力　　・　　kW{PS}/min^{-1}{rpm}　タイヤの呼び

変速機の種類　手動・半自動・自動・その他　　段

減速比

◎　試験条件

天候　　風向　　風速　　m/s

◎　試験機器

騒音計　　自動記録装置

車速測定装置（光電管・第５輪・レーダー・レーザー）

◎　試験成績

○加速走行騒音試験

測定回数	使用変速段又は使用ﾚﾝｼﾞ・ﾓｰﾄﾞ	指定速度（km/h）	試験速度（km/h）		暗騒音の大きさ（dB）	自動車騒音の大きさ(dB)		成績（dB）	備考
			進入	脱出		測定値	補正値		
1									
2									

○オーバーランの確認

変速段	進入		脱出	
	指定速度（km/h）		原動機の最高出力時の回転速度で走行した場合の速度（km/h）	
	実測速度（km/h）		実測速度（km/h）	
オーバーランの確認により決定した加速走行騒音試験の使用変速段				

◎　備考

【参考】加速走行騒音値の該当範囲（以下の欄の該当するところに○で表示）

≦71dB	71＜　≦73dB	73＜　≦76dB	76＜　≦82dB

別添 10

加速走行騒音試験結果成績表

発行依頼者名　　殿

発　行　年　月　日
発 行 機 関 名　　印

自動車車名型式
自動車車台番号（又はシリアル番号）
自動車通関証明書証明番号

試験自動車車台番号（又はシリアル番号）

標記試験自動車について実施した加速走行騒音試験の結果は別添のとおりです。

騒音防止性能確認標章確認番号

※本成績表は、自動車の基準適合性確認の際に使用することがありますので、自動車検査証等と一緒に保管することをおすすめします。

加速走行騒音試験結果成績表

試験期日:　　年　　月　　日　試験場所:　　試験機関:

◎　試験自動車

車名・型式（類別）　　車両総重量　　kg

車台番号　　消音器の個数・触媒の有無　　・

原動機型式・最高出力　　・　　kW{PS}/min^{-1}{rpm}　タイヤの呼び

変速機の種類　手動・半自動・自動・その他　　段

減速比

◎　試験条件

天候　　風向　　風速　　m/s

◎　試験機器

騒音計　　自動記録装置

車速測定装置（光電管・第５輪・レーダー・レーザー）

◎　試験成績

○加速走行騒音試験

測定回数	使用変速段又は使用ﾚﾝｼﾞ・ﾓｰﾄﾞ	指定速度（km/h）	試験速度（km/h）		暗騒音の大きさ（dB）	自動車騒音の大きさ(dB)		成績（dB）	備考
			進入	脱出		測定値	補正値		
1									
2									

○オーバーランの確認

変速段	進入		脱出	
	指定速度（km/h）		原動機の最高出力時の回転速度で走行した場合の速度（km/h）	
	実測速度（km/h）		実測速度（km/h）	
オーバーランの確認により決定した加速走行騒音試験の使用変速段				

◎　備考

【参考】加速走行騒音値の該当範囲（以下の欄の該当するところに○で表示）

≦71dB	71＜　≦73dB	73＜　≦76dB	76＜　≦82dB

別添 11

加速走行騒音試験結果成績表（協定規則第 41 号）

発行依頼者名　　殿

発　行　年　月　日
発 行 機 関 名　　印

自動車車名型式
自動車車台番号（又はシリアル番号）
自動車通関証明書証明番号

試験自動車車台番号（又はシリアル番号）

標記試験自動車について実施した加速走行騒音試験の結果は別添のとおりです。

騒音防止性能確認標章確認番号

※本成績表は、自動車の基準適合性確認の際に使用することがありますので、自動車検査証等と一緒に保管することをおすすめします。

加速走行騒音試験結果成績表（協定規則第41号）

試験期日 (Test date)		試験場所 (Test site)		試験機関 (Tested by)	

1．試験自動車及び試験条件
(Test vehicle and Test conditions)

車名・型式(類別)及び車台番号 (Make・Type(Variant) and Chassis No.)					
原動機型式及び 定格最大ネット出力/定格エンジン回転数(kW/min-1) (Engine type and Rated maximum net power/Rated engine speed)				kw	min-1
変速機の種類 (Type of transmission)		手動 (Non-Automatic gearbox)		自動 (Automatic gearbox)	ギア数 (Number of gears)
最終減速比 (Final drive ratio(s))					
消音器の個数・触媒の有無 (Number of silencers・Existence of catalyst)					
タイヤサイズ(空気圧)(kPa) (Tire size (Pressure))	前輪 (Front wheel)	( ) kPa			
	後輪 (Rear wheel)	( ) kPa			
質量 (Weight)		合計(kg) (Total)		前軸(kg) (Front axle)	後軸(kg) (Rear axle)
最大許容総質量(kg) (Maximum permissible gross weight)					
車両の空車質量(kg) (Kerb mass)					
目標の車両質量(kg) (Target mass)					
試験時の車両質量(kg) (Mass of vehicle when tested)					
出力質量比指数（PMR)及びクラス (Power-to-mass ratio index and motor cycle class)	クラス (Class)			PMR値 (PMR value)	
車両長さ及び基準長さ (m) (Vehicle length Reference length lref)					
最高速度(km/h) (Maximum speed)					

試験条件 (Test conditions)	天候 (Weather)	風向 (Wind direction)	風速(m/s) (Wind velocity)	外気温(℃) (Temperature)	気圧(hPa) (Barometric Pressure)	湿度(%) (Humidity)

2．試験機器
(Test equipment)

騒音計 (Sound level Meter)	
車速測定装置 (Vehicle Speed Measuring Device)	

3．備考
(Remarks)

4. 試験成績
(Test results)

附則3　運転中のモーターサイクルの騒音
(Annex3)　Noise of the motor cycle in motion

PMR≦25の車両に関する作動条件
Operating conditions for vehicles with PMR ≦ 25

フルスロットル加速テスト
(Full throttle acceleration test)

暗騒音 (Level of ambient noise) (dB)	

回数 (No.)		AA'、BB'及びPP'における速度/エンジン回転数測定 (The speed and engine speed measurements at AA', PP' and BB')							予備加速長さ (Pre-acceleration length) (m)	騒音の大きさ (Noise level) (dB)						
		測定条件 (Situation)	VAA' (km/h)	VPP' (km/h)	VBB' (km/h)	nAA' (min-1)	nPP' (min-1)	nBB' (min-1)		測定値 (Measured value)		暗騒音補正量 (correction by ambient noise)		-1dB (1dB(A) reduction for measurement inaccuracy)		Lwot(i)
										左 (Left)	右 (Right)	左 (Left)	右 (Right)	左 (Left)	右 (Right)	
(i)	1	指定速度 (Speed)														
	2	変速段 (Gear Position)														
	3															
3回の走行の平均 (Average of 3 runs)																
車両がBB' を通過する前に定格エンジン回転数、又は最高速度の75%の超過が生じる時 When the rated engine speed or 75% of maximum vehicle speed is exceeded in a gear before the vehicle passes BB'																
(i)	1	指定速度 (Speed)														
	2	変速段 (Gear Position)														
	3															
3回の走行の平均 (Average of 3 runs)																

静止しているモーターサイクルの騒音テスト
(Noise from stationary motor cycle test)

回数 (No.)	目標エンジン回転数 (Target engine speed) (min-1)	測定エンジン回転数 (Measurement engine speed)	騒音の大きさ (Noise level) (dB) 測定値 (Measured value) 左 (Left)	右 (Right)	結果値 (Result)
1		Pass ・ Fail			
2		Pass ・ Fail			
3		Pass ・ Fail			
3回の測定値の平均 (Average of 3 measurements)					

4. 試験成績
(Test results)

仕様確認(協定規則第41号 6章)
Check for the specifications of this Regulation (From paragraph "6. Specification" of this regulation)

6.1. 一般仕様 General specifications	
6.1.1 ・静止しているモーターサイクルの騒音テスト The final result of stationary test 騒音の大きさ (Noise level) _____(dB) エンジン回転数 (Engine speed) _____(min-1) ・フルスロットル加速テスト The final result of Full throttle acceleration test ギア (gear) _____ 予備加速 (Pre-Acc) _____(m) 速度 (Speed) _____(km/h) 騒音の大きさ (Noise level) _____(dB) 備考 (Remarks)	Pass ・ Fail
6.2. 騒音レベルに関する仕様 Specifications regarding sound levels	
6.2.1.	Pass ・ Fail
6.2.2.	
6.2.3.	Pass ・ Fail
6.3. 騒音の発生に関する追加規定 Additional sound emission provisions	
6.3.1.	Pass ・ Fail
6.3.2.	Pass ・ Fail
6.3.3.	Pass ・ Fail
6.3.4.	
6.4. 繊維性材料が詰められた排気又は消音システムに関する追加規定 Additional specifications regarding exhaust or silencing systems filled with fibrous material	
6.4.1. 装備の有無 (Existence of equipment) Yes ・ No	Pass ・ Fail
6.5. 改造容易性及び手動調節式マルチモード排気又は消音システムに関連する追加規定 Additional prescriptions related to tamperability and manually adjustable multi-mode exhaust or silencing systems	
6.5.1.	Pass ・ Fail
6.5.2. 装備の有無 (Existence of equipment) Yes ・ No	Pass ・ Fail
附則 4 テスト場の仕様 Annex 4 Specifications for the test site 検定日(Test date) _____ 検定有効期限 (Expiry date) 2011・10・09	
1.	
2.	Pass ・ Fail
2.1.	Pass ・ Fail
2.2.	Pass ・ Fail
2.3.	Pass ・ Fail
2.4.	Pass ・ Fail
2.5.	Pass ・ Fail
3. テスト表面の設計 Test surface design	
3.1.	Pass ・ Fail
3.2.	Pass ・ Fail
4. テスト方法 Test method	
4.1. *The result is the same as 2.1.	
4.2. *The result is the same as 2.2.	
4.3. *The result is the same as 2.3.	
5. 経時安定性及びメンテナンス Stability in time and maintenance	
5.1. *The result is the same as 2.5.	
5.2.	Pass ・ Fail
5.3.	Pass ・ Fail
6. テスト表面及びテスト表面で実施したテストの文書化 Documentation of the test surface and of tests performed on it	
6.1.	Pass ・ Fail
6.2.	Pass ・ Fail
附則 5 繊維性材料を含む排気又は消音システム Annex 5 Exhaust or silencing systems containing fibrous material	
1. 実施期日 (Operation Date) _____ 実施担当者 (Completed by) _____	Pass ・ Fail
1.1.	Pass ・ Fail
1.2. 繊維性吸収材は消音器の排ガスが通過する部品内に置いてはならず、かつ下記の要件に適合するものとする: The fibrous absorbent material may not be placed in those parts of the silencer through which the exhaust gases pass and shall comply with the following requirements:	Pass ・ Fail
1.2.1.	Pass ・ Fail
1.2.2.	Pass ・ Fail
1.2.3.	Pass ・ Fail
1.3. システムを附則3に従ってテストする前に、下記のコンディショニング方法の1つによって、路上使用の通常の状態にするものとする: Before the system is tested in accordance with Annex 3, it shall be put into a normal state for road use by one of the following condition methods:	Pass ・ Fail
1.3.1.	Pass ・ Fail
1.3.2.	Pass ・ Fail
1.3.3.	Pass ・ Fail

4. 試験成績
(Test results)

附則3　運転中のモーターサイクルの騒音
(Annex3)　Noise of the motor cycle in motion

PMR>25の車両に関する作動条件
Operating conditions for vehicles with PMR > 25

基準加速度 (Reference acceleration)			ギア加重係数 (Calculation of the gear weighting factor)	k		部分的出力係数 (Calculation of the partial power factor)	kp	
a_{wot_ref} (m/s²)			予備加速長さ (Pre-acceleration length) (m)	(i)		Lurban・Lwot・Lcrsの騒音の大きさの結果 (Result of Noise level at Lurban, Lwot, Lcrs) (dB)		
上限 (Max)		下限 (Min)		(i+1)		L_{wot}	L_{crs}	L_{urban}
目標加速度 (Target acceleration) (m/s²)	a_{urban}		暗騒音 (Level of ambient noise) (dB)					

フルスロットル加速テスト
(Full throttle acceleration test)

回数 (No.)		AA'、BB'及びPP'における速度/エンジン回転数測定 (The speed and engine speed measurements at AA', PP' and BB')							加速度計算 (Calculation of the acceleration)	騒音の大きさ (Noise level) (dB)						
		測定条件 (Situation)	VAA' (km/h)	VPP' (km/h)	VBB' (km/h)	nAA' (min-1)	nPP' (min-1)	nBB' (min-1)	区間(Section) AA'-BB'・~~PP'-BB'~~	測定値 (Measured value) 左 (Left)	測定値 右 (Right)	暗騒音補正量 (correction by ambient noise) 左 (Left)	暗騒音補正量 右 (Right)	-1dB (1dB(A) reduction for measurement inaccuracy) 左 (Left)	-1dB 右 (Right)	Lwot(i) Lwot(i+1)
(i)	1	指定速度 (Speed)														
	2	変速段 (Gear Position)														
	3															
3回の走行の平均 (Average of 3 runs)																
(i+1)	1	指定速度 (Speed)														
	2	変速段 (Gear Position)														
	3															
3回の走行の平均 (Average of 3 runs)																
車両がBB' を通過する前に定格エンジン回転数、又は最高速度の75%の超過が生じる時 When the rated engine speed or 75% of maximum vehicle speed is exceeded in a gear before the vehicle passes BB'																
	1	指定速度 (Speed)														
	2	変速段 (Gear Position)														
	3															
3回の走行の平均 (Average of 3 runs)																

定速テスト
(Constant speed test)

回数 (No.)		AA'、BB'及びPP'における速度/エンジン回転数測定 (The speed and engine speed measurements at AA', PP' and BB')							騒音の大きさ (Noise level) (dB)						
		測定条件 (Situation)	VAA' (km/h)	VPP' (km/h)	VBB' (km/h)	nAA' (min-1)	nPP' (min-1)	nBB' (min-1)	測定値 (Measured value) 左 (Left)	測定値 右 (Right)	暗騒音補正量 (correction by ambient noise) 左 (Left)	暗騒音補正量 右 (Right)	-1dB (1dB(A) reduction for measurement inaccuracy) 左 (Left)	-1dB 右 (Right)	Lwot(i) Lwot(i+1)
(i)	1	指定速度 (Specified speed)													
	2	変速段 (Gear position)													
	3														
3回の走行の平均 (Average of 3 runs)															
(i+1)	1	指定速度 (Specified speed)													
	2	変速段 (Gear position)													
	3														
3回の走行の平均 (Average of 3 runs)															

静止しているモーターサイクルの騒音テスト
(Noise from stationary motor cycle test)

回数 (No.)	目標エンジン回転数 (Target engine speed) (min-1)	測定エンジン回転数 (Measurement engine speed)	騒音の大きさ (Noise level) (dB) 測定値 (Measured value) 左 (Left)	右 (Right)	結果値 (Result)
1		Pass ・ Fail			
2		Pass ・ Fail			
3		Pass ・ Fail			
3回の測定値の平均 (Average of 3 measurements)					

4. 試験成績
(Test results)

附則7　音の発生に関する追加規定(ASEP)
(Annex7)　Additional Sound Emission Provisions (ASEP)

車両メーカーが本附則1.2を証明する技術文書を型式認可当局に提供する場合は、可変変速比、又はロックできないギア比を有するオートマチックトランスミッションを装備した車両は、本附則の要件の適用が除外される。　Yes ・ No

Vehicles with variable gear ratios or automatic transmission with non-lockable gear ratios are exempted from the requirements of this annex, if the vehicle manufacturer provides technical documents about 1.2 of this Annex to the type approval authority showing,

ASEP 制御範囲
(ASEP control range)

nAA'= _____　nAA'=0.1 × (S−nidle)+nidle

nidle= _____　S = _____

PMR≦66	
PMR＞66	

nBB' = _____
PMR≦66　nBB'=0.85 × (S−nidle)+nidle
nBB' = _____
PMR＞66　nBB'=3.4 × $PMR^{-0.33}$ × (S−nidle)+nidle

回数 (No.)		使用変速段 (Used gear position)	AA'、BB'及びPP'における速度/エンジン回転数測定 (The speed and engine speed measurements at AA', PP' and BB') 測定条件 (Situation)	VAA' (km/h)	VPP' (km/h)	VBB' (km/h)	nAA' (min−1)	nPP' (min−1)	nBB' (min−1)	騒音の大きさ (Noise level) (dB) 測定値 (Measured value) 左 (Left)	測定値 右 (Right)	暗騒音補正量 (correction by ambient noise) 左 (Left)	暗騒音補正量 右 (Right)	−1dB (1dB(A) reduction for measurement inaccuracy) 左 (Left)	−1dB 右 (Right)	Lwot
①	1		速度 又は (Speed) or													
	2		エンジン回転数 (Enginen speed)													
	3															
	3回の走行の平均 (Average of 3 runs)															
②	1		速度 又は (Speed) or													
	2		エンジン回転数 (Enginen speed)													
	3															
	3回の走行の平均 (Average of 3 runs)															
③	1		速度 又は (Speed) or													
	2		エンジン回転数 (Enginen speed)													
	3															
	3回の走行の平均 (Average of 3 runs)															
④	1		速度 又は (Speed) or													
	2		エンジン回転数 (Enginen speed)													
	3															
	3回の走行の平均 (Average of 3 runs)															

ASEP 規制値
(ASEP limits)　Pass ・ Fail

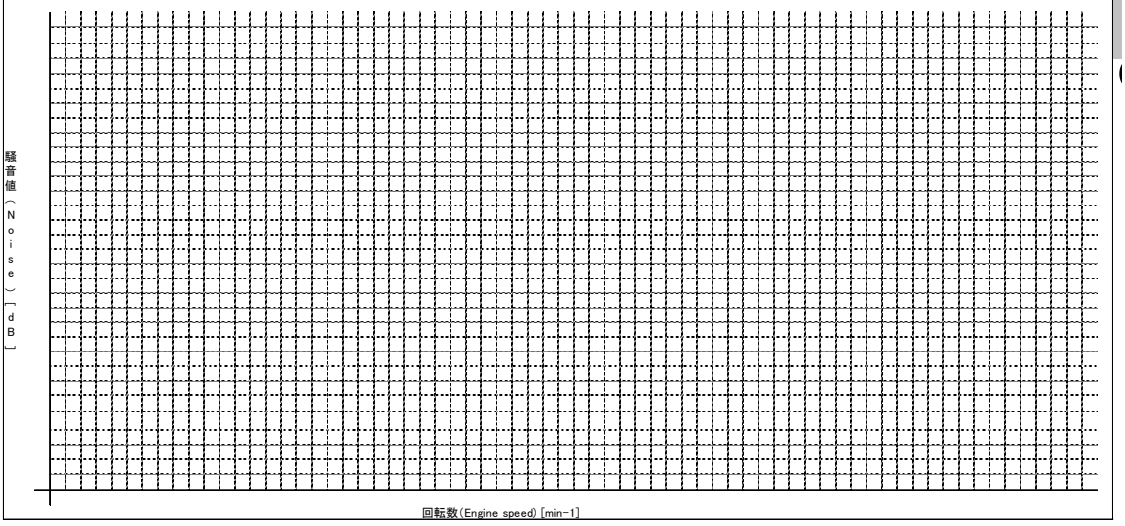

自動車の車名及び型式：

添付資料（車両外観及び装置装着状況１／３）

写真１　車両外観（前面）

写真２　車両外観（側面）

写真３　車両外観（後面）

自動車の車名及び型式：

添付資料（車両外観及び装置装着状況２／３）

写真４　エンジン外観

写真５　消音器外観①

写真６　消音器外観②

自動車の車名及び型式：

添付資料（車両外観及び装置装着状況３／３）

写真７　消音器外観③

写真８　消音器表示

（３）「電子情報処理組織による自動車登録検査事務処理要領について」の一部改正について

国　自　情　第　２　号
国　自　整　第　１　号
平成２９年４月１０日

北海道運輸局自動車技術安全部長　殿
（各地方運輸局自動車技術安全部長殿等に通知）

自動車情報課長
整　備　課　長

電子情報処理組織による自動車登録検査事務処理要領について（昭和６２年１２月１８日付け地管第１６１号・地技第３１２号）の一部改正について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定）を受けて、平成２９年１月に自動車登録検査に係る電子情報処理組織の更改が行われ、平成２９年４月からはＯＳＳ申請の全国拡大及び対象手続の拡大が決定されている。

これに伴い、現状に沿った申請書類の規定及び申請手続きにおける取扱いの明確化を図るため、標記通達の別添を別紙のとおり改正し、平成２９年４月１０日以降はこれによることとしたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り計らわれたい。

改正後の標記通達の別添については申請者の利便を図るため、運輸支局等の窓口に備え付ける等広く申請者等に対して周知を図るよう努められたい。

国自情第２号の２
国自整第１号の２
平成２９年４月１０日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長　殿

国土交通省自動車局自動車情報課長

整　備　課　長

電子情報処理組織による自動車登録検査事務処理要領について（昭和６２年１２月１８日付け地管第１６１号・地技第３１２号）の一部改正について

標記について、平成２９年４月からＯＳＳ申請の全国拡大及び対象手続の拡大伴い、検査登録の事務処理要領を別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴下地方検査部等に対して周知徹底を図るとともに、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

電子情報処理組織による自動車登録検査事務処理要領についての一部改正について（概要）

平成２９年４月
自動車情報課
整　　備　　課

１．改正概要

（１）現在のところ指定整備工場が行う継続検査の申請手数料は、本通達により保安基準適合証の余白部へ自動車検査登録印紙（以下、「印紙」という）を貼付して納めている。

平成２９年４月から継続検査申請において、電磁的に保安基準適合証（以下、「電子適合証」という）が提出されることになっており申請書面のペーパレス化が図られる。

現行制度では電子適合証が提出された場合、紙の手数料納付書に印紙を貼付して納めることでしか対応できないため、資源の削減や手続き書面のスリム化のために申請書面の電子化を進める立場に逆行することになる。

このため、継続検査申請において電子適合証が提出される場合は、申請に際して必ず提出される自動車検査証の余白部に自動車検査登録印紙を貼ることで手数料納付を可能とする。

（２）登録業務については自動車登録業務等実施要領及び電子情報処理組織による自動車登録検査機械処理要領へ規定されている項目があるため、必要な整理を行った。

２．スケジュール

公布：平成２９年４月１０日
施行：平成２９年４月１０日

「電子情報処理組織による自動車登録検査事務処理要領について」の一部を改正する通達の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和６２年１２月１８日地管第１６１号地技第３１２号

改正 平成２９ 年４月１０日付け 国自情第２号 国自整第１号

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>【別添】
システムによる自動車登録検査事務処理要領

１．総則
（趣旨）
この自動車登録検査事務処理要領は、システムによる登録検査事務の実施細目を定める。登録に関する業務等については、本要領による他「自動車登録業務等実施要領」（平成１８年１月３０日国自管第１６６号国自技第２３２号）による。

２．登録・検査業務の処理方法
２－１ 業務処理については、電子情報処理組織による自動車登録検査機械処理要領によること。</td>
<td>【別添】
システムによる自動車登録検査事務処理要領

１．総則
（趣旨）
この自動車登録検査事務処理要領は、システムによる登録検査事務の実施細目を定める。

２．OCR シートによる申請書等の様式
２－１ （申請用シート）
<table>
<tr><th>シートの名称</th><th>様式</th><th>サイズ</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>新規登録申請書
新規検査申請書
変更登録申請書
更正登録申請書
自動車検査証記入申請書
予備検査申請書
自動車検査証交付申請書
自動車予備検査証記入申請書
自動車登録番号標交付申請書</td><td>第１号様式及び第２号様式</td><td>日本工業規格Ａ列４番</td><td>１．型式指定自動車以外の自動車に使用
２．第１号様式及び第２号様式に掲げる登録・検査事項に変更を伴うものに使用
３．諸元の変更により自動車登録番号が変更となるものに使用</td></tr>
<tr><td>新規登録申請書
新規検査申請書
変更登録申請書
移転登録申請書
更正登録申請書</td><td>第１号様式</td><td>同 上</td><td>１．型式指定自動車に使用
２．諸元の変更を伴わないものに使用</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

自動車検査証記入申請書 予備検査申請書 自動車検査証交付申請書 自動車予備検査証記入申請書 自動車登録番号標交付申請書			
変更登録申請書 更正登録申請書 自動車検査証記入申請書 自動車予備検査証記入申請書	第２号様式	同　上	諸元を変更するものに使用
抹消登録申請書 自動車検査証返納証明書交付申請書 継続検査申請書 臨時検査申請書 自動車検査証記入申請書 自動車検査証再交付申請書 検査標章再交付申請書 自動車予備検査証再交付申請書 限定自動車検査証再交付申請書 自動車登録番号標交付申請書 登録事項等証明書交付請求書	第３号様式	同　上	登録事項等証明書を請求する場合にあっては、現在登録証明書又は詳細登録証明書の交付の請求に使用
登録事項等証明書交付請求書	第４号様式	同　上	一括証明書の交付の請求に使用
抵当権登録申請書	第５号様式	同　上	
登録嘱託書	第６号様式	同　上	
変更登録申請書 自動車検査証記入申請書	専用第１号様式	同　上	現所有者と現使用者が同一人の場合
移転登録申請書 自動車検査証記入申請書	専用第２号様式	同　上	
抹消登録申請書 自動車検査証返納証明書交付申請書	専用第３号様式	同　上	
継続検査申請書	専用第４号	同　上	

	様式		
自動車検査証記入申請書備考欄補助シート	第７号様式	同　上	自動車検査証の備考欄に記載する事項のうち、トラックトラクタ、附属装置、基準緩和及びタンク車に係る事項に使用
自動車検査証記入申請書備考欄補助シート	第８号様式	同　上	自動車検査証の備考欄に記載する事項のうち、被けん引車におけるけん引車の車名及び型式に係る事項に使用
氏名等補助シート	第９号様式	同　上	第１号様式及び専用第２号様式に係る所有者及び使用者の氏名又は名称のオーバーフローの場合に使用
登録事項等補助シート	第１０号様式	同　上	第１号、第２号、第５号、第６号、第７号、第８号及び専用第２号様式で記載しきれない事項に使用

（注）１．申請用シートの様式は、別記様式を参照のこと。
　　２．別記様式中備考については、シートには印字されない。

２－２　（業務用シート）

シートの名称	様　式	サイズ	備　　考
業務運用	第２１号様式	日本工業規格Ａ列	次の業務処理に使用

（削除）

		４番	１．登録番号の単独指示 ２．付与した登録番号の登録番号付与テーブルへの復元 ３．ファイル項目の設定・変更 ４．原簿ファイル照会 ５．再出力 (1)　自動車検査証 (2)　自動車予備検査証 (3)　現在登録証明書 (4)　詳細登録証明書 (5)　抹消登録証明書 (6)　自動車検査証返納証明書 ６．登録の抹消等 (1)　抹消 (2)　回復 (3)　通知 (4)　公告 (5)　通知による承認 (6)　公告による承認 ７．原簿ファイルの分割 ８．その他
整備命令	第２２号様式	同　上	整備命令の発令、確認、照会、交付簿出力、行政処分又は告発に使用
一括処理開始	第２３号様式	同　上	次の一括処理に使用 １．処理日 ２．抵当・嘱託 ３．項目 ４．催促葉書 ５．前検査 ６．手数料
一括処理終了	第２４号様式	同　上	

	（注）業務用シートの様式は、別記様式を参照のこと。 ２－２－１　ＯＣＲシートによらない業務処理については、電子情報処理組織による自動車登録検査機械処理要領によること。
２－２　（登録・検査業務の処理方法） ２－２－１　次の登録・検査業務はシステムにより処理する。 （１）　登録関係 （ア）　新規登録 （イ）　変更登録 （ウ）　移転登録 （エ）　更正登録 （オ）　自動車登録番号標の交付 （カ）　永久抹消登録 （キ）　輸出抹消仮登録 （ク）　一時抹消登録 （ケ）　解体届出 （コ）　輸出予定届出証明書の交付 （サ）　再輸入見込届出 （シ）　輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納 （ス）　所有者変更記録 （セ）　登録事項等証明書の交付 （ソ）　抵当権の登録 （タ）　嘱託による登録 （２）　検査関係 （ア）　新規検査 （イ）　継続検査 （ウ）　臨時検査 （エ）　自動車検査証の記入 （オ）　構造等変更検査 （カ）　二輪の小型自動車の自動車検査証の返納 （キ）　二輪の小型自動車の自動車検査証返納証明書の交付 （ク）　自動車検査証の再交付 （ケ）　予備検査 （コ）　自動車予備検査証の記入 （サ）　自動車予備検査証の再交付 （シ）　自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付 （ス）　限定自動車検査証の再交付	２－３　（登録・検査業務の処理方法） ２－３－１　次の登録・検査業務はシステムにより処理する。 （１）　登録関係 （ア）　新規登録 （イ）　変更登録 （ウ）　移転登録 （エ）　更正登録 （オ）　自動車登録番号標の交付 （カ）　抹消登録 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （キ）　登録事項等証明書の交付 （ク）　抵当権の登録 （ケ）　嘱託による登録 （２）　検査関係 （ア）　新規検査 （イ）　継続検査 （ウ）　臨時検査 （エ）　自動車検査証の記入 （オ）　構造等変更検査 （カ）　二輪の小型自動車の自動車検査証の返納 （キ）　二輪の小型自動車の自動車検査証返納証明書の交付 （ク）　自動車検査証の再交付 （ケ）　予備検査 （コ）　自動車予備検査証の記入 （サ）　自動車予備検査証の再交付 （シ）　自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付 （ス）　限定自動車検査証の再交付

（セ）　検査標章の再交付

２－２－２　その他、システムにより処理できない事務については、別途定める方法により行うこと。

２－３　（登録・検査の手数料）

自動車の登録及び検査に関する手数料の額は、道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）によること。

２－４　（添付書類）

（削除）

（セ）　検査標章の再交付

２－３－２　その他、システムにより処理できない事務については、別途定める方法により行うこと。

２－４　（登録・検査の手数料）

自動車の登録及び検査に関する手数料の額は、道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）によること。

２－５　（添付書類）

２－５－１　新規登録・新規検査又は新規登録・自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

（１）　新規登録・新規検査（型式指定自動車以外）の場合

（ア）　提出書類

（a）新規登録申請書・・・・・・第１号様式及び第２号様式
新規検査申請書

（b）手数料納付書

（c）譲渡証明書

（d）抹消登録証明書・・・・・・・・新車の場合は不要

（e）保安基準適証・・・・・・・・・中古車を指定整備において整備を行った場合に限り必要

（f）印鑑証明書等

○印鑑証明書

○資格証明書・・・・・・・・・・支配人による代理申請又は共同代表の場合に限り必要

○サイン証明書等・・・・・・・申請人が外国人で印鑑証明書の提出ができない場合に限り必要

（g）委任状・・・・・・・・・・・・代理人による申請の場合に限り必要

（h）輸入の事実を証明する書面・・輸入自動車の場合に限り必要

○自動車通関証明書

○排出ガス検査終了証

○輸入自動車特別取扱届出済書

（i）自動車保管場所証明書・・・・適用地域の場合に限り必要

（j）自動車予備検査証・・・・・・自動車予備検査証の交付を受けた自動車の場合に限り必要

（k）限定自動車検査証・・・・・・限定自動車検査証の交付を受けた自動車の場合に限り必要

（l）限定保安基準適合証・・・・・・限定自動車検査証の交付を受けた指定整備において整備を行った場合に限り必要

（m）自動車検査票・・・・・・・・・保安基準適合証並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出をもって自動車の提示に代える場合には不要

（n）使用者であることを証する書面・二輪の小型自動車の場合に限り必要（譲渡証明書・販売証明書をいう。）

（o）自動車検査証返納証明書・・・・二輪の小型自動車（新車を除く。）の場合に限り必要

（p）自家用貨物自動車使用届出書・最大積載量が５トン以上の自動車の場合に限り必要

（q）事業用自動車連絡書・・・・・自動車運送事業の用に供する場合に限り必要

（r）改造自動車等審査結果通知書・・改造自動車の場合に限り必要

（s）使用者の住所を証するに足る書面・国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車（二輪の小型自動車を除く。）の場合には、不要

（t）自動車重量税納付書

（u）　保安基準に適合することを証する書面

i　保安基準第 31 条２項、第３項及び第５項・・・各項に規定された自動車に限る。

○排出ガス検査修了証

○輸入自動車特別取扱届出済書

○公的試験機関において実施された試験結果を示す書面

ii　保安基準第 30 条第２項並びに第 31 条第４項、第６項及 14 項・・・国土交通大臣の指定を受けた自動車に限る。

○認められた機関において実施された試験結果を表す書面

○輸入自動車特別取扱届出済書

（v）　その他の必要書類・・・・・・・・・運輸支局等の指示により提出

（イ）　提示書類

（a）　自動車損害賠償責任保険証明書

（b）　事業の免許等の証明書・・・・・・・自動車運送事業の用に供する自動車の場合に限り必要

（c）　完成検査済証の写・・・・・・・・・・・爆発性液体を運送するため、車台にタンクを固定した自動車の場合に限り必要

（d）　臨時乗車定員を定めた旨を証する書面・・・臨時乗車定員が定められている自動車の場合に限り必要

（２）　新規登録・新規検査（型式指定自動車）、又は新規検査・自動車予備検査証に基づく自動車検査証交付の場合

（ア）　提出書類

（a）新規登録申請書・・・・・・第１号様式
新規検査申請書又は自動車検査証交付申請書

（b）手数料納付書

（c）譲渡証明書

（d）完成検査修了証・・・・・・・新車の場合に限り必要

（e）抹消登録証明書・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（d）に同じ。

（f）保安基準適合証・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（e）に同じ。

（g）印鑑証明書等・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（f）に同じ。

（h）委任状・・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（g）に同じ。

（i）輸入の事実を証明する書面・・2－5－1（1）－（ア）－（h）に同じ。

○自動車通関証明書

○完成検査終了証・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（d）に同じ。

○排出ガス検査修了証・・・・・・・・予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し

○輸入自動車特別取扱届出済書・・・・予備検査の申請の際に提出した場合には

その写し
（j）自動車保管場所証明書・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（i）に同じ。
（k）自動車予備検査証・・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（j）に同じ。
（l）限定自動車検査証・・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（k）に同じ。
（m）限定保安基準適合証・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（l）に同じ。
（n）自動車検査票・・・・・・・・・・・・・完成検査終了証、保安基準適合証並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出をもって自動車の提示に代える場合には不要
（o）使用者であることを証する書面・・・・2－5－1（1）－（ア）－（n）に同じ。
（p）自動車検査返納証明証・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（o）に同じ。
（q）自家用貨物自動車使用届出書・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（p）に同じ。
（r）事業用自動車連絡書・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（q）に同じ。
（s）使用者の住所を証するに足る書面・・・2－5－1（1）－（ア）－（s）に同じ。
（t）自動車重量税納付署
（u）保安基準に適合することを証する書面
保安基準第31条第2項、第3項及び第5項
・・・・2－5－1（1）－（ア）－（u）ｉに同じ。
○完成検査終了証・・・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（d）に同じ。
（v）その他必要書類・・・・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（v）に同じ。
（イ）提示書類
（a）自動車損害賠償責任保険書
（b）事業の免許等の証明書・・・・・・・・・2－5－1（1）－（イ）

（削除）	―（b）に同じ。 （c）完成検査済証の写し・・・・・・・・・・2―5―1（1）―（イ） ―（c）に同じ。 （d）臨時乗車定員を定めた旨を証する書面・2―5―1（1）―（イ） ―（d）に同じ。 ２－５－２　変更登録・自動車検査証記入の申請（第２号様式の諸元欄に掲げる事項（以下、「諸元欄事項」という。）の変更を伴わない場合に限る。） （１）　提出書類 （ア）変更登録申請書・・・・・・・・・・・・第１号様式、専用第１号様式(現所有者と現使用者が同一人の場合に限る。) 自動車検査証記入申請書 （イ）手数料納付書 （ウ）原因を証する書面・・・・・・・・・・・所有者の氏名若しくは名称又は住所の変更の場合に限り必要（住民票、戸籍謄（抄）本、登記簿の謄（抄）本等をいう） （エ）委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・2―5―1（1）―（ア） ―（g）に同じ。 （オ）自動車保管場所証明書・・・・・・・・・・2―5―1（1）―（ア） ―（i）に同じ。 （カ）自動車検査証・・・・・・・・・・・・・・限定自動車検査証が交付されていない場合に限り必要 （キ）限定自動車検査証・・・・・・・・・・・・2―5―1（1）―（ア） ―（k）に同じ。 （ク）届出事項変更届出書・・・・・・・・・・・最大積載量が５トン以上の自家用貨物自動車の使用者の住所等の変更がある場合に必要 （ケ）使用者の住所を証するに足る書面・・・・2―5―1（1）―（ア） ―（s）に同じ。 （コ）その他の必要書類・・・・・・・・・・・・2―5―1（1）―（ア） ―（v）に同じ。 （２）　提出書類 自動車損害賠償責任保険証明書・・・・・使用の本拠の位置の変更に伴い保険料の適用

	上差異を生ずる場合又は使用者が変更になる場合等に必要
（削除）	２－５－２－２　変更登録・自動車検査証記入の申請（諸元欄事項を変更する場合に限る。）
	（１）　提出書類
	（ア）　変更登録申請書・・・・・・・・・・・第２号様式 自動車検査証記入申請書
	以下、２－５－２及び２－５－11に準ずる。
（削除）	２－５－３　移転登録・自動車検査証記入の申請
	（１）　提出書類
	（ア）　移転登録申請書・・・・・・・・・・・・第１号様式、専用第２号様式 自動車検査証記入申請書
	（イ）　手数料納付書
	（ウ）　譲渡証明書
	（エ）　印鑑証明書・・・・・・・・・・・・・・新所有者及び旧所有者に係わる物が必要。その他２－５－１(1)－(ア)－（f）に同じ。
	（オ）　委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・２－５－１（1）－（ア）－（g）に同じ。
	（カ）　自動車保管場所証明書・・・・・・・・２－５－１（1）－（ア）－（i）に同じ。
	（キ）　自家用貨物自動車使用届出書・・・・・２－５－１（1）－（ア）－（p）に同じ。
	（ク）　事業用自動車連絡書・・・・・・・・・２－５－１（1）－（ア）－（q）に同じ。
	（ケ）　自動車検査証
	（コ）　使用者の住所を証するに足る書面・・・２－５－１（1）－（ア）－（s）に同じ。
	（サ）　その他の必要書類・・・・・・・・・・・２－５－１（1）－（ア）－（v）に同じ。
	（２）提示書類
	自動車損害賠償責任保険証明書・・・・・・２－５－２－（2）に同じ。
（削除）	２－５－４　更正登録・自動車検査証記入の申請
	提出書類
	（ア）更正登録申請書・・・・・・・・・・・・・・第１号様式、第２号様式

	自動車検査証記入申請書 （イ）原因を証する書面 （ウ）委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（g）に同じ。 （エ）自動車検査証・・・・・・・・・・・・・・・・2－5－2（1）－（カ）に同じ。 （オ）限定自動車検査証・・・・・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（k）に同じ。 （カ）その他の必要書類・・・・・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（v）に同じ。
（削除）	２－５－５　自動車登録番号標の交付の申請 提出書類 （ア）自動車登録番号標交付申請書 （i）　変更登録又は更正登録（諸元欄事項に変更がある場合に限る。）と同時に申請する場合 ・・・・・・第１号様式及び第２号様式 （ii）　移転登録、変更登録又は更正登録（（i）の場合を除く。）と自動車登録番号標の交付を同時に申請する場合 ・・・・・・第１号様式 （iii）自動車登録番号標交付のみを申請する場合 ・・・・・・第３号様式 （イ）委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（g）に同じ。 （ウ）自動車検査証・・・・・・・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（カ）に同じ。 （エ）限定自動車検査証・・・・・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（k）に同じ。 （オ）その他の必要書類・・・・・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（v）に同じ。
（削除）	２－５－６　抹消登録の申請 提出書類 （ア）抹消登録申請書・・・・・・・・・・第３号様式、専用第３号様式 （イ）手数料納付書・・・・・・・・・・・道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 16 条第１項の抹消登録の場合に限り必要 （ウ）印鑑証明書等・・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（f）に同じ。 （エ）委任状・・・・・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（g）に同

（削除）

（削除）

２－４－１　継続検査又は臨時検査の申請
（１）　提出書類（電磁的方法による提出を含む）
（ア）　継続検査申請書

臨時検査申請書
（イ）　所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
（削除）
（ウ）　自動車検査証（限定自動車検査証が交付されてる場合は限定自動車検査証）
（削除）

（削除）

（削除）

じ。
（オ）解体証明書等・・・・・・・・・・・再使用しない場合に限り必要
（カ）自動車検査証・・・・・・・・・・・2－5－1（1）－（カ）に同じ。
（キ）限定自動車検査証・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（k）に同じ。
（ク）使用廃止届出書・・・・・・・・・・最大積載量が５トン以上の自家用貨物自動車の場合に限り必要
（ケ）その他の必要書類・・・・・・・・・2－5－1（1）－（ア）－（v）に同じ。

２－５－７　登録事項等証明書交付の請求
提出書類
（ア）　登録事項等証明書交付請求書・・・・第３号様式、第４号様式
（イ）　手数料納付書

２－５－８　抵当権の登録の申請
提出書類
（ア）　抵当権登録申請書・・・・・・・・・・第５号様式
（イ）　原因を証する書面・・・・・・・・・・契約書、弁済証明書等
（ウ）　印鑑証明等・・・・・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（f）に同じ。ただし登録権利者は印鑑証明書は不要
（エ）　委任状・・・・・・・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（g）に同じ。
（オ）　その他の必要書類・・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（v）に同じ。

２－５－９　継続検査又は臨時検査の申請
（１）　提出書類
（ア）　継続検査申請書・・・・・・・・・第３号様式、専用第４号様式（継続検査の場合に限る。）

臨時検査申請書
（イ）　手数料納付書・・・・・・・・・・臨時検査の場合には不要
（ウ）　保安基準適合証・・・・・・・・・指定整備車の場合に限り必要
（エ）　自動車検査証・・・・・・・・・・２－５－２（１）－（カ）に同じ。
（オ）　限定自動車検査証・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（k）に同じ。
（カ）　限定保安基準適合証・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（l）に同じ。
（キ）　自動車損害賠償責任保険証明書の写・・・指定整備車の場合に

（削除）	限り必要
（エ）　所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書	（ク）　自動車検査票・・・・・・・・・・指定整備車の場合に限り必要
（オ）　保安基準に適合していることが確認できる書面 次のうちいずれかのもの （a）適合判定された審査結果の通知 （b）有効な保安基準適合証 （c）限定保安基準適合証（限定自動車検査証の交付を受け指定整備において整備を行った場合に限り必要）	（ケ）　自動車重量税納付書 （新設）
（カ）　その他の必要書類	（新設）
（２）　提示書類（電磁的方法による提示を含む）	（２）　提示書類
（ア）　自動車税等の滞納のないことを証するに足る書面（継続検査の場合に限り必要）	（ア）　自動車税等の滞納のないことを証するに・・・・継続検査の場合に限り必要足りる書面
（イ）　点検整備記録簿	（イ）　点検整備記録簿
（ウ）　自動車損害賠償責任保険（共済）証明書	（ウ）　自動車損害賠償責任保険証明書
（エ）　その他の必要書類	（新設）
（削除）	２－５－10　自動車検査証記入の申請（諸元欄事項の変更を伴わない場合に限る。ただし、２－５－２、２－５－３及び２－５－４の申請をする場合を除く。）
	（１）　提出書類
	（ア）　自動車検査証記入申請書・・・・・・第１号様式、第３号様式
	（イ）　自動車検査証・・・・・・・・・・・・２－５－２（１）－（カ）に同じ。
	（ウ）　限定自動車検査証・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（k）に同じ。
	（エ）　その他の必要書類・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（v）に同じ。
	（２）　提示書類 自動車損害賠償責任保険証明書
（削除）	２－５－11　自動車検査証記入の申請（諸元欄事項の変更を伴う場合に限る。ただし、２－５－２－２の申請をする場合を除く。）
	（１）　提出書類
	（ア）　自動車検査証記入申請書・・・・・・第２号様式
	（イ）　手数料納付書
	（ウ）　自動車検査証・・・・・・・・・・・２－５－２（１）－（カ）に同じ。
	（エ）　限定自動車検査証・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（k）に同じ。

（削除）

２－４－２　予備検査の申請

２－４－２－１．新車（初めて検査を受ける自動車）

（１）　型式指定自動車以外の場合

（ア）　提出書類（電磁的方法による提出を含む）

(a)　予備検査申請書

(b)　所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

（オ）　自動車検査票

（カ）　改造自動車等審査結果通知書・・・２－５－１（１）－（ア）－（r）に同じ。

（キ）　自動車重量税納付書

（ク）　その他の必要書類・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（ｖ）に同じ。

（２）　提示書類

（ア）　点検整備記録簿

（イ）　自動車損害賠償責任保険証明書

（ウ）　事業の免許等の証明書・・・・・・・・２－５－１（１）－（イ）－（b）に同じ。

（エ）完成検査済証の写し・・・・・・・・・・２－５－１（２）－（イ）－（c）に同じ。

（オ）臨時乗車定員を定めた旨を証する書面・・・２－５－１（１）－（イ）－（d）に同じ。

２－５－12　自動車検査証の再交付の申請

提出書類

（ア）　自動車検査証再交付申請書・・・・・第３号様式

（イ）　手数料納付書

（ウ）　自動車検査証・・・・・・・・・・・き損又は識別が困難となった場合に限り必要

（エ）　その他の必要書類・・・・・・・・・・２－５－１（１）—（ア）—（v）に同じ。

２－５－13　予備検査の申請

（新設）

（１）　型式指定自動車以外の場合

（ア）　提出書類

(a)　予備検査申請書・・・・・・・・・第１号様式及び第２号様式

(b)　手数料納付書

(c)　保安基準適合証・・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（e）に同じ。

(d)　限定自動車検査証・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（k）に同じ。

(e)　限定保安基準適合証・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（l）に同じ。

(f)　自動車検査票・・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（m）に同じ。

(g)　改造自動車等審査結果通知書・・２－５－１（１）－（ア）

（c）　保安基準に適合していることが確認できる書面 ｉ　適合判定された審査結果の通知 （d）　保安基準第３１条第２項の基準のうち国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面 次のうちいずれかのもの ｉ　排出ガス検査終了証 ii　輸入自動車特別取扱届出済書 iii　公的試験機関において実施された試験結果を示す書面 （e）　保安基準第３０条第１項の基準に適合するものであることを証する書面 次のうちいずれかのもの ｉ　認められた機関において実施された試験結果を表す書面 ii　輸入自動車特別取扱届出済書 （f）　その他の必要書類	－（r）に同じ。 （h）　保安基準に適合することを証する書面 ｉ　保安基準第 31 条第２項、第３項及び第５項 ・・・　２－５－１（１）－（ア）－（u）ｉに同じ ○　排出ガス検査終了証 ○　輸入自動車特別取扱届出済書 ○　公的試験機関において実施された試験結果を示す書面 ii　保安基準第 30 条第２項並びに第 31 条第４項、第６項及び第 14 項 ・・・２－５－１（１）－（ア）－（u）ii に同じ ○　認められた機関において実施された試験結果を表す書面 ○　輸入自動車特別取扱届出済書 （i）　その他必要書類・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（v）に同じ。
（イ）　提示書類（電磁的方法による提示を含む） （a）　譲渡証明書 （削除） （b）輸入の事実を証する書面（輸入自動車の場合に限り必要） 次のうちいずれかのもの ｉ　自動車通関証明書 ii　輸入自動車等の打刻届出書 （削除） （削除） （c）　その他の必要書類	（イ）　提示書類 （a）　譲渡証明書 （b）　抹消登録証明書・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（d）に同じ。 （c）　輸入の事実を証明する書面・・・２－５－１（１）－（ア）－（h）に同じ。 ○自動車通関証明書 ○排出ガス検査修了証・・・・・２－５－１３（１）－（ア）－（h）に同じ。 ○輸入車特別取扱自動車届出済書・・・２－５－１３（１）－（ア）－（h）に同じ。 （d）　自動車検査証返納証明書・・・・２－５－１（１）－（ア）－（o）に同じ。 （e）　完成検査済証の写し・・・・・・２－５－１（１）－（イ）－（c）に同じ。 （新設）
（２）　型式指定自動車の場合 （ア）　提出書類（電磁的方法による提出を含む） （a）　予備検査申請書 （b）　所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書	（２）　型式指定自動車の場合 （ア）　提出書類 （a）　予備検査申請書・・・・・・・・・第１号様式 （b）　手数料納付書

(c)　完成検査終了証（有効期限切れの場合は完成検査終了証に加えて適合判定された審査結果の通知）	(c)　完成検査修了証・・・・・・・・・２－５－１（２）－（ア）－（d）に同じ。
（削除）	(d)　保安基準適合証・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（e）に同じ。
（削除）	(e)　限定自動車検査証・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（k）に同じ。
（削除）	(f)　限定保安基準適合証・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（l）に同じ。
（削除）	(g)　自動車検査票・・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（m）に同じ。
（削除）	(h)　保安基準に適合することを証する書面 保安基準第３１条第２項、第３項及び第５項 ・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（u）ｉに同じ。 ○完成検査修了証・・・・・・２－５－１（２）－（ア）－（c）に同じ。
(d)　その他の必要書類	(i)　その他の必要書類・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（v）に同じ。
（イ）　提示書類（電磁的方法による提示を含む）	（イ）　提示書類
(a)　譲渡証明書	(a)　譲渡証明書
（削除）	(b)　抹消登録証明書・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（d）に同じ。
（削除）	(c)　輸入の事実を証する書面・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（h）に同じ ○　自動車通関証明書 ○　完成検査終了証・・・・・・・・・・２－５－13（２）－（ア）－（c）に同じ。 ○　排出ガス検査終了証
（削除）	(d)　自動車検査証返納証明書・・・・２－５－１（１）－（ア）－（o）に同じ。
（削除）	(e)　完成検査済証の写し・・・・・・２－５－１（１）－（イ）－（ｃ）に同じ。
(b)　その他の必要書類	（新設）
２－４－２－２．中古車（初めて検査を受ける自動車以外）	（新設）
（１）　提出書類（電磁的方法による提出を含む）	
（ア）　予備検査申請書	
（イ）　所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書	
（ウ）　限定自動車検査証（限定自動車検査証の交付を受けた場合	

に限り必要） （エ）　保安基準に適合していることが確認できる書面 次のうちいずれかのもの （a）　適合判定された審査結果の通知 （b）　有効な保安基準適合証 （c）　限定保安基準適合証（限定自動車検査証の交付を受け指定整備において整備を行った場合に限り必要） （オ）　その他の必要書類 （２）　提示書類（電磁的方法による提示を含む） （ア）　譲渡証明書 （イ）　登録識別情報等通知書 ただし、平成２０年１１月３日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車においては一時抹消登録証明書 （ウ）　自動車検査証返納証明書（二輪の小型自動車の場合に限り必要） （エ）　点検整備記録簿 （オ）　その他の必要書類	
２－４－３　自動車予備検査証記入の申請 提出書類 （ア）　自動車予備検査証記入申請書 （イ）　自動車予備検査証 （ウ）　その他の必要書類	２－５－14　自動車予備検査証記入の申請 提出書類 （ア）　自動車予備検査証記入申請書・・・・第１号様式（所有者の氏名又は名称、住所若しくは自動車の所在する位置を変更する場合） 第２号様式（諸元欄事項を変更する場合） （イ）　自動車予備検査証 （ウ）　その他の必要書類・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（ｖ）に同じ。
２－４－４　自動車予備検査証再交付の申請 提出書類 （ア）　自動車予備検査証再交付申請書 （イ）　所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書 （ウ）　自動車予備検査証 （エ）　その他の必要書類	２－５－15　自動車予備検査証再交付の申請 提出書類 （ア）　自動車予備検査証再交付申請書・・・第３号様式 （イ）　手数料納付書 （ウ）　自動車予備検査証・・・・・・・・・・き損又は識別が困難となった場合に限り必要 （エ）　その他の必要書類・・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（ｖ）に同じ

２－４－５　限定自動車検査証の再交付の申請 提出書類 （ア）　限定自動車検査証再交付申請書 （イ）　所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書 （ウ）　限定自動車検査証 （エ）　その他の必要書類	２－５－16　限定自動車検査証の再交付の申請 提出書類 （ア）　限定自動車検査証再交付申請書・・・第３号様式 （イ）　手数料納付書 （ウ）　限定自動車検査証・・・・・・・・・・き損又は識別が困難となった場合に限り必要 （エ）　その他の必要書類・・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（v）に同じ
２－４－６　検査標章の再交付の申請 提出書類 （ア）　検査標章再交付申請書 （イ）　所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書 （ウ）　自動車検査証 （エ）　その他の必要な書類	２－５－17　検査標章の再交付の申請 提出書類 （ア）　検査標章再交付申請書・・・・・・第３号様式 （イ）　手数料納付書 （ウ）　自動車検査証 （エ）　その他の必要な書類・・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（v）に同じ。
（削除）	２－５－18　二輪の小型自動車の自動車検査証の返納、又は自動車検査証返納証明書の交付の申請 提出書類 （ア）　自動車検査証返納証明書交付申請書･･･第３号様式、専用第３号様式 （イ）　手数料納付書 （ウ）　自動車検査証・・・・・・・・・・・２－５－２（１）－（カ）に同じ。 （エ）　限定自動車検査証・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（ｋ）に同じ。 （オ）　その他の必要書類・・・・・・・・・２－５－１（１）－（ア）－（v）に同じ
２－５　（申請人に対する指導） 申請人が申請書等を提出する場合、あらかじめ、次の事を指導するものとする。 ２－５－１　（使用する申請用シート） 申請用シートは、その紙質、印刷等について、国土交通大臣の定める基準に適合したものを使用すること。 ２－５－２　（申請書等の提出） （１）提出書類は、事務処理を効率よくするため、原則として、次の順序により一括編綴するとともに、申請用シート、自動車重量税納付書及び提示書類（自動車損害賠償責任保険（共済）証明書等）を編綴された提出書類の中間に挿入して窓口へ提出するよう指導するものとす	２－６　（申請人に対する指導） 申請人が申請書等を提出する場合、あらかじめ、次の事を指導するものとする。 ２－６－１　（使用する申請用シート） 申請用シートは、国土交通大臣が承認したものを使用すること。 ２－６－２　（申請書等の提出） 提出書類は、事務処理を効率よくするため、原則として、次の順序により一括編綴するとともに、申請用シート、自動車重量税納付書及び提示書類（自動車損害賠償責任保険証明書等）を編綴された提出書類の中間に挿入して窓口へ提出するよう指導するものとする。

る。

編綴順序　上部から　１．申請書（申請用シートを除く。）
２．手数料納付書
３．譲渡証明書
４．印鑑証明書
５．委任状
６．自動車保管場所証明書
７．その他申請に必要な書面

（２）継続検査等の際に保安基準適合証又は自動車損害賠償責任保険（共済）証明書を電磁的方法により提出する場合、紙による申請とは分けて申請するよう指導するものとする。

２－５－３　（手数料納付書）

（１）手数料の印紙納付

登録検査申請の手数料は、別紙１による手数料納付書の他、自動車重量税納付書とのワンライティングによる納付書、一括して納付することができる納付書に自動車検査登録印紙を貼付して納付させるものとする。ただし、新規検査、予備検査、継続検査（以下「新規検査等」という。）の申請において、保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出に係る場合は当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証の余白部に、電磁的方法により保安基準適合証が提出された場合は自動車検査証の余白部に、これ以外の新規検査等又は構造等変更検査の申請においては自動車検査票の余白部に貼付して納付させて差し支えないものとする。

（２）経由印

事業用自動車等に係る登録の申請の場合には、あらかじめ手数料納付書又は事業用自動車等連絡書の所定の箇所に、その旨の輸送部門等経由印の押印をうけておくこと。

（３）　自動車登録番号標返納確認

道路運送車両法第 20 条第１項後段の規定により、当該自動車登録番号標が、国土交通大臣若しくは自動車登録番号標交付代行者に返納された場合には、その旨を証する確認印の押印等をうけておくこと。

２－５－４　（申請用シートの取扱い）

申請用シートは、折り曲げたり、汚損しないようにすること。

２－５－５　（記載の方法）

申請用シートの記載については、次によること（大量の申請用シートを作成する者が、申請処理を効率化するために申請用シートの記載を活字ライターにより行う場合を除く。）。

（１）　記載用具

編綴順序　上部から　１．申請書（申請用シートを除く。）
２．手数料納付書
３．譲渡証明書
４．印鑑証明書
５．委任状
６．自動車保管場所証明書
７．その他申請に必要な書面

（新設）

２－６－３　（手数料納付書）

（１）　手数料の印紙納付

登録検査申請の手数料は、別紙１による手数料納付書の他、自動車重量税納付書とのワンライティングによる納付書、一括して納付することができる納付書に自動車検査登録印紙を貼付して納付させるものとする。ただし、新規検査、予備検査、継続検査（以下「新規検査等」という。）の申請において、保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出に係る場合は当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証の余白部に、これ以外の新規検査等又は構造等変更検査の申請においては自動車検査票の余白部に貼付して納付させて差し支えないものとする。

（２）　経由印

事業用自動車等に係る登録の申請の場合には、あらかじめ手数料納付書の所定の箇所に、その旨の輸送課等経由印の押印をうけておくこと。

（３）　自動車登録番号標返納確認印

道路運送車両法第 20 条第１項後段の規定により、当該自動車登録番号標及び封印が、国土交通大臣若しくは自動車登録番号標交付代行者に返納された場合には、その旨を証する確認印の押印をうけておくこと。

２－６－４　（申請用シートの取扱い）

申請用シートは、折り曲げたり、汚損しないようにすること。

２－６－５　（記載の方法）

申請用シートの記載については、次によること（大量の申請用シートを作成する者が、申請処理を効率化するために申請用シートの記載を活字ライターにより行う場合を除く。）。

（１）　記載用具

芯の先端が０．５ｍｍ程度の芯径でHB程度の鉛筆等の黒色のペンを使用すること。

（削除）

（２）　訂正方法

記載文字等を訂正する場合は、該当箇所を完全に消去のうえ行うこと。

（３）　OCR読取箇所以外の記載欄の取扱い

（ア）　記載方法

氏名を記載し、押印することに代えて署名する場合は、当該署名による氏名の照合に支障のないように、楷書体で明瞭に氏名を自署すること。

（削除）

HB程度の鉛筆で、芯の先端が０．５ｍｍ程度の芯径のものを使用すること。

（２）　記載文字等

申請用シートに記載する文字等は、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字及び記号とし、次の方法により記載するものとする。

（ア）　漢字

所定の記載枠内に楷書で、大きく、明瞭に記載すること。

（イ）　その他の文字

OCR標準文字一覧表（別紙２）の該当の文字を参考にして、所定の記載枠内に大きく、明瞭に記載すること。

（ウ）　記号

申請用シートに記載できる記号は、OCR標準文字一覧表に定めたものとし、該当の文字を参考にして、所定の記載枠に大きく、明瞭に記載すること。

（３）　記載上の注意事項

（ア）　ローマ字は、すべて大文字で記載すること。

（イ）　促音、拗音は、小文字で記載すること。

（４）　氏名又は名称に用いる漢字の記載

氏名又は名称に用いる漢字がJIS第一水準（以下「第一水準」という。）以外であっても、第一水準によることができる場合は、それにより記載することとする。

（５）　訂正方法

記載文字等を訂正する場合は、該当箇所を完全に消去のうえ行うこと。

（６）　OCR読取箇所以外の記載欄の取扱い

（ア）　記載方法

申請用紙シートのOCR読取箇所以外の記載欄のうち、申請人の氏名又は名称・住所等を記載する箇所（以下「記名等事項欄」という。）の記載は、次表のとおり取扱うこととして差し支えないものとする。

なお、氏名を記載し、押印することに代えて署名する場合は、当該署名による氏名の照合に支障のないように、楷書体で明瞭に氏名を自署すること。

申請の種類		本人申請			代理人申請		
		OCR読取箇所	記名等事項欄		OCR読取箇所	記名等事項欄	
			項目	印鑑		項目	印鑑
①	新規登録	記入	省略可	実印	記入	省略可	不要

②	変更登録又は更正の登録	所有者に変更があれば記入	OCR読取箇所に記入があれば省略可	実印又は認印	所有者に変更があれば記入	OCR読取箇所に記入があれば省略可	不要
③	移転登録	記入	省略可	実印	記入	省略可	不要
④	抹消登録		記入	実印		記入	不要
⑤	自動車登録番号標の交付（1号様式を用いて行う他の申請と同時に申請する場合に限る）	（注）	（注）	（注）	（注）	（注）	不要
⑥	自動車登録番号標の交付（⑤を除く）		記入	実印又は認印		記入	不要
⑦	登録事項等証明書の交付		記入	不要			
⑧	抵当権の登録	記入	省略可	実印	記入	省略可	不要
⑨	新規検査、予備	記入	省略可	実印又は認印			

	検査(検査対象軽自動車に係るものを除く。以下同じ。)又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付			(項目欄に署名がある場合は不要)	
⑩	自動車検査証又は自動車予備検査証(検査対象軽自動車に係るものを除く。)の記入	申請者に変更があれば記入	OCR読取箇所に記入があれば省略可	実印又は認印(項目欄に署名がある場合は不要)	
⑪	継続検査、臨時検査		記入	実印又は認印(項目欄に署名がある場合は不要)	
⑫	自動車検査証		記入	実印又は認印	

（イ）　訂正方法

記名等事項に記載した文字を改め、加え又は削った場合、訂正印の押印は要しないものとする。

２－６　（申請書の審査及び処理）

２－６－１　（入力前の審査）

（１）　審査

自動車の登録又は検査の申請書等の提出があったときは、当該申請書等及び添付書類に不備のないことを審査してから、それを受理するものとする。

（２）　消印

手数料納付書に貼付された自動車検査登録印紙は、法令に定める額が貼付されていることを確認してから、朱印又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該手数料納付書紙面と印紙の彩紋にかけて、明瞭に消印するものとする。ただし、抵当権の登録の申請に係る印紙については、当該登録が完了した後、同様の方法により消印するものとする。

２－６－２　（入力）

（１）　申請用シートの入力

申請用シートは、その受理した順序に従って入力するものとする。

（２）　漢字の入力

申請用シートに記載した漢字は、次の方法により入力するものとする。

	返納証明書の交付			（項目欄に署名がある場合は　不要）	
⑬	自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付		記入	実印又は認印（項目欄に署名がある場合は　不要）	

（イ）訂正方法

記名等事項に記載した文字を改め、加え又は削った場合、訂正印の押印は要しないものとする。

２－７　（申請書の審査及び処理）

２－７－１　（入力前の審査）

（１）　審査

自動車の登録又は検査の申請書等の提出があったときは、当該申請書等及び添付書類に不備のないことを審査してから、それを受理するものとする。

（２）　消印

手数料納付書に貼付された自動車検査登録印紙は、法令に定める額が貼付されていることを確認してから、朱印又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該手数料納付書紙面と印紙の彩紋にかけて、明瞭に消印するものとする。ただし、抵当権の登録の申請に係る印紙については、当該登録が完了した後、同様の方法により消印するものとする。

２－７－２　（入力）

（１）　申請用シートの入力

申請用シートは、その受理した順序に従って入力するものとする。

（２）　漢字の入力

申請用シートに記載した漢字は、次の方法により入力するものとする。

（ア）　第一水準の場合
原則として、申請用シートによって入力する。
（イ）　第二水準、第三水準及び第四水準の場合
原則として、端末のキーボードによって入力する。
（ウ）　上記以外の場合
氏名又は名称の全部を片仮名によって入力する。

（３）抵当権の入力
提出された申請用シート第５号様式（その１）と同様式（その２）のうち同様式（その１）によって入力するものとする。

（４）　再検査項目の入力
検査の結果、保安基準に適合しない構造又は装置があった場合には、提出された当該自動車の申請用シート第１号様式、第３号様式若しくは専用第４号様式又は業務用シート第２１号様式の㉓の欄に、再検査の箇所を装置名等コードを用いて記載したうえ、そのシートにより入力するものとする。

（５）　整備命令の入力
整備命令書を交付したときは、業務用シート第２２号様式を用い必要事項を記載したうえ入力し、システムにより管理するものとする。この場合において、⑬の欄に整備命令の整備箇所を、装置名等コードを使用して記載するものとする。

２－６－３　（自動車の登録の申請を受理する場合の注意）
自動車の登録の申請を受理する場合、次の表のうち×、（○）の記号のものについて受理できない旨出力されるので注意すること。

登録の性質	既に登録されている抵当嘱託の種類	登録の適否					備考
		移転	変更	変更（管轄変更）	抹消	その他の申請	
保存	抵当権	○	○	○	×	○	
	差押	○	○	○	×	○	
	参加差押	○	○	○	×	○	
	保全処分（予告登録を含む）	○	○	○	×	○	
	強制執行	○	○	○	×	○	

（ア）　第一水準の場合
原則として、申請用シートによって入力する。
（イ）　第二水準の場合
原則として、OCR 装置のキーボードによって入力する。
（ウ）　第一、第二水準以外の場合
氏名又は名称の全部を片仮名によって入力する。

（３）抵当権の入力
提出された申請用シート第５号様式（その１）と同様式（その２）のうち同様式（その１）によって入力するものとする。

（４）　再検査項目の入力
検査の結果、保安基準に適合しない構造又は装置があった場合には、提出された当該自動車の申請用シート第１号様式、第３号様式若しくは専用第４号様式又は業務用シート第２１号様式の㉓の欄に、再検査の箇所を装置名等コードを用いて記載したうえ、そのシートにより入力するものとする。

（５）　整備命令の入力
整備命令書を交付したときは、業務用シート第２２号様式を用い必要事項を記載したうえ入力し、システムにより管理するものとする。この場合において、⑬の欄に整備命令の整備箇所を、装置名等コードを使用して記載するものとする。

２－７－３　（自動車の登録の申請を受理する場合の注意）
自動車の登録の申請を受理する場合、次の表のうち×、（○）の記号のものについて受理できない旨出力されるので注意すること。

登録の性質	既に登録されている抵当嘱託の種類	登録の適否					備考
		移転	変更	変更（管轄変更）	抹消	その他の申請	
保存	抵当権	○	○	○	×	○	
	差押	○	○	○	×	○	
	参加差押	○	○	○	×	○	
	保全処分（予告登録を含む）	○	○	○	×	○	
	強制執行	○	○	○	×	○	

	仮差押		○	○	○	×	○	
	仮処分		○	○	○	×	○	
	任意競売		○	○	○	×	○	
制限	更正		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	管財人申請の場合のみ登録が可能
制限	破産		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	管財人申請の場合のみ登録が可能
制限	財団	属すべき旨の通知	×	○	○	×	○	
制限	財団	属した旨の通知	×	○	○	×	○	
制限	財団	破産宣告	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	管財人申請の場合のみ登録が可能

２－６－４　（出力後の処理）

（１）　申請処理の取扱い

申請処理に伴う検査証の取扱いは次表のとおりとする。

申請処理	取扱いの方法
新規登録 新規検査 自動車検査証交付	自動車検査証、登録事項等通知書及び検査標章を交付し、又は限定自動車検査証を交付する。
変更登録 更正登録 自動車登録番号標交付	自動車検査証を返付し、登録事項等通知書を交付する又は限定自動車検査証及び登録事項等通知書を交付する。
移転登録 自動車登録番号標交付	自動車検査証を返付し、登録事項等通知書を交付する。
構造等変更検査が伴う変更登録	自動車検査証を返付し、登録事項等通知書及び検査標章を交付する。

	仮差押		○	○	○	×	○	
	仮処分		○	○	○	×	○	
	任意競売		○	○	○	×	○	
制限	更正		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	管財人申請の場合のみ登録が可能
制限	破産		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	管財人申請の場合のみ登録が可能
制限	財団	属すべき旨の通知	×	○	○	×	○	
制限	財団	属した旨の通知	×	○	○	×	○	
制限	財団	破産宣告	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	管財人申請の場合のみ登録が可能

２－７－４　（出力後の処理）

（１）　申請処理の取扱い

申請処理に伴う検査証等の取扱いは次表のとおりとする。

申請処理	取扱いの方法
新規登録 新規検査 自動車検査証交付	自動車検査証、登録事項等通知書及び検査標章を交付し、又は限定自動車検査証を交付する。
変更登録 更正登録 自動車登録番号標交付	自動車検査証を返付し、登録事項等通知書を交付する又は限定自動車検査証及び登録事項等通知書を交付する。
移転登録 自動車登録番号標交付	自動車検査証を返付し、登録事項等通知書を交付する。
構造等変更検査が伴う変更登録	自動車検査証を返付し、登録事項等通知書及び検査標章を交付する。

自動車登録番号標交付	
（削除）	
（削除）	
抵当権登録	第５号様式のその２の控えの提出があった場合、受理した旨の記載をして、それを返付する。
継続検査 臨時検査	自動車検査証を返付し、検査標章を交付する又は限定自動車検査証を交付する。
自動車検査証記入	自動車検査証を返付し、又は限定自動車検査証を交付する。
構造等変更検査が伴う自動車検査証記入	自動車検査証を返付し、検査標章を交付する。
自動車検査証再交付	自動車検査証を交付する。
予備検査	自動車予備検査証又は限定自動車検査証を交付する。
自動車予備検査証記入	自動車予備検査証を交付する。
自動車予備検査証再交付	同　　上
限定自動車検査証再交付	限定自動車検査証を交付する。
自動車検査証返納証明書交付	自動車検査証返納証明書を交付する。
検査標章再交付	自動車検査証を返付し、検査標章を交付する。

（２）　登録事項等通知書の写し等の保管

出力された登録事項等通知書の写し等は、当該申請書に貼付し、添付書類とともに編綴して保管するものとする。

（３）　登録事項等通知書の提示

自動車登録番号標は、自動車登録番号標交付代行者に登録事項等通知書を提示して受けとるものとする。

（４）　リコール車警告文の取扱い

申請処理に伴って、リコール車警告文の出力があったときは、その警告文を用いて、改善措置を受けるよう指導するものとする。

２－７　（自動車検査証の交付等）

２－７－１　（システムによる処理の場合）

機械処理により出力された自動車検査証又は限定自動車検査証は、その内容と自動車検査票又は申請書等に記載された内容と照合したうえ交付又は返付するものとする。この場合に、自動車検査証又は限定自動車検査証の有効期間の満了する日欄の末尾に運輸支局等名小印を押印することは要しない。

自動車登録番号標交付	
抹消登録	抹消登録証明書を交付する。（道路運送車両法第 16 条の規定による抹消登録の場合に限る。）
登録事項等証明書交付	登録事項等証明書を交付する。
抵当権登録	第５号様式のその２の控えの提出があった場合、受理した旨の記載をして、それを返付する。
継続検査 臨時検査	自動車検査証を返付し、検査標章を交付する又は限定自動車検査証を交付する。
自動車検査証記入	自動車検査証を返付し、又は限定自動車検査証を交付する。
構造等変更検査が伴う自動車検査証記入	自動車検査証を返付し、検査標章を交付する。
自動車検査証再交付	自動車検査証を交付する。
予備検査	自動車予備検査証又は限定自動車検査証を交付する。
自動車予備検査証記入	自動車予備検査証を交付する。
自動車予備検査証再交付	同　　上
限定自動車検査証再交付	限定自動車検査証を交付する。
自動車検査証返納証明書交付	自動車検査証返納証明書を交付する。
検査標章再交付	自動車検査証を返付し、検査標章を交付する。

（２）　登録事項等通知書の写し等の保管

出力された登録事項等通知書の写し等は、当該申請書に貼付し、添付書類とともに編綴して保管するものとする。

（３）　登録事項等通知書の提示

自動車登録番号標は、自動車登録番号標交付代行者に登録事項等通知書を提示して受けとるものとする。

（４）　リコール車警告文の取扱い

申請処理に伴って、リコール車警告文の出力があったときは、その警告文を用いて、改善措置を受けるよう指導するものとする。

２－８　（自動車検査証の交付等）

２－８－１　（システムによる処理の場合）

機械処理により出力された自動車検査証又は限定自動車検査証は、その内容と自動車検査票又は申請書等に記載された内容と照合したうえ交付又は返付するものとする。この場合に、自動車検査証又は限定自動車検査証の有効期間の満了する日欄の末尾に運輸支局等名小印を押印することは要しない。

２－７－２　（システムに拠らない処理の場合）
出張検査等機械処理によらないで有効期間を記入した自動車検査証又は限定自動車検査証は、有効期間を記入した有効期間の満了する日欄の末尾に運輸支局等名小印を押印したうえ返付するものとする。

３　業務量統計等

３－１　（業務量統計）
次に掲げる業務に関する件数又は手数料は、従来どおり、システム外処理として取扱うこととし、それ以外の業務に関しては、システムにより処理するものとする。
（１）　登録業務関係
（ア）　封印
（イ）　利害関係人に対する通知
（ウ）　回送運行許可
（エ）　臨時運行許可
（２）　検査業務関係
（ア）　整備確認
（イ）　職権打刻
（ウ）　点検の勧告

（削除）

３－２　（出力帳票在庫管理）
自動車検査証様式帳票用紙についての在庫管理は、システムへの在庫入力により、明らかにしておくものとする。

（削除）

２－８－２　（システムに拠らない処理の場合）
出張検査等機械処理によらないで有効期間を記入した自動車検査証又は限定自動車検査証は、有効期間を記入した有効期間の満了する日欄の末尾に運輸支局等名小印を押印したうえ返付するものとする。

３　業務量統計等

３－１　（業務量統計）
次に掲げる業務に関する件数又は手数料は、従来どおり、システム外処理として取扱うこととし、それ以外の業務に関しては、システムにより処理するものとする。
（１）　登録業務関係
（ア）　封印
（イ）　利害関係人に対する通知
（ウ）　回送運行許可
（エ）　臨時運行許可
（２）　検査業務関係
（ア）　整備確認
（イ）　職権打刻
（ウ）　点検の勧告

３－２　（報告書）
地方運輸局長は、次表の左欄に掲げる報告書を中央欄の様式により、右欄の期日までに自動車交通局技術安全部長に提出するものとする。

報　告　書　名	様　　式	提　出　期　日
登録関係業務量報告書（年報）（運輸支局等別内訳を含む。）	第２５号様式	４月末日まで

３－３　（出力帳票授受出納簿）
自動車検査証様式帳票用紙についての分任物品管理官との授受及び出納は、第２６号様式による出力帳票授受出納簿により、明らかにしておくものとする。

別記様式　第１号様式
第２号様式
第３号様式
第４号様式
第５号様式
第６号様式

別紙１及び別紙２

第２５号様式

登 録 関 係 業 務 量 報 告 書

年度　　運輸局　　運輸支局

業　務　の　種　別	有料件数	無料件数	件　数	手　数 収入(
封　　印				
再　封　印				
そ　の　他				
利害関係人に対する通知				

専用第１号様式
専用第２号様式
専用第３号様式
専用第４号様式
第７号様式
第８号様式
第９号様式
第10号様式
第21号様式
第22号様式
第23号様式
第24号様式
第25号様式
第26号様式

別紙１及び別紙２

第２５号様式

登 録 関 係 業 務 量 報 告 書

年度　　運輸局　　運輸支局

業　務　の　種　別	有料件数	無料件数	件　数	手　数　料 収入(円)
封　　印				
再　封　印				
そ　の　他				
利害関係人に対する通知				

回　送　運　行　許　可				
臨　時　運　行　許　可				
計				

記載要領
１．封印欄の再封印は、法第１１条第３項（封印の滅失、き損）の件数を計上すること。
２．封印欄のその他は、法第２０条第４項、道路運送法第４３条の２第３項、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第９条第３項等による件数を計上すること。
３．利害関係人に対する通知は、自動車登録規則第２２条により通知する件数を計上すること。
４．回送運行許可は、法第３６条の２第３項による件数及び手数料金額を計上すること。
５．臨時運行許可は、法第３４条による件数及び手数料金額を計上すること。
（削除）

回　送　運　行　許　可					
臨　時　運　行　許　可					
計					

記載要領
１．封印欄の再封印は、法第１１条第３項（封印の滅失、き損）の件数を計上すること。
２．封印欄のその他は、法第２０条第４項、道路運送法第４３条の２第３項、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第９条第３項等による件数を計上すること。
３．利害関係人に対する通知は、自動車登録規則第２２条により通知する件数を計上すること。
４．回送運行許可は、法第３６条の２第３項による件数及び手数料金額を計上すること。
５．臨時運行許可は、法第３４条による件数及び手数料金額を計上すること。
第２６号様式

出　力　帳　表　授　受　出　納

年月日	受入れ	使　用			残存箱数	取扱者印	先任自動車登録官等確認印
	箱　数	払出取扱者印	受　領取扱印	箱数			

月末集計							

注：１箱とは、５００枚を一束としたものが４組入ったものとする。

１３７．電子情報処理組織による自動車登録検査事務処理要領について

各地方運輸局長整備部長殿
沖縄総合事務局運輸部長殿

地域交通局陸上技術安全部長

地管第１６１号
地技第３１２号
昭和６２年１２月１８日
改正　地管第６３号
平成３年６月２７日
自管第５６号
平成３年１２月２７日
自技第１３５号
平成７年６月１２日
自管第９４号
自技第２７５号
平成７年１２月１５日
自管第９５号
自技第２８３号
平成７年１２月２２日
自管第１０２号
自技第２６１号
自整第２０２号
平成９年１２月１５日
自管第６４号
自技第２３１号
自整第１７６号
平成１０年１１月１９日
国自管第１６９号
国自技第２０７号
平成１５年１２月１１日
国自情第２号
国自整第１号
平成２９年４月１０日

自動車の登録・検査事務を処理する電子情報処理組織（以下「システム」という。）の更改に伴う自動車登録令の一部を改正する政令（昭和６２年政令第２８０号）、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令を廃止する政令（昭和６２年政令第２８１号）、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（昭和６２年運輸省令第５２号）及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令を廃止する省令（昭和６２年運輸省令第５３号）が公布され、昭和６３年１月１日から施行されることに伴って、新たにシステムによる自動車登録検査事務処理要領を別添の通り定めたので、これらの政令及び省令の施行後の事務の取扱いについては、これにより遺憾のないよう処理されたい。

【別添】

システムによる自動車登録検査事務処理要領

１．総則

（趣旨）

この自動車登録検査事務処理要領は、システムによる登録検査事務の実施細目を定める。登録に関する業務等については、本要領による他「自動車登録業務等実施要領」（平成１８年１月３０日国自管第１６６号国自技第２３２号）による。

２．登録・検査業務の処理方法

２－１　業務処理については、電子情報処理組織による自動車登録検査機械処理要領によること。

２－２　（登録・検査業務の処理方法）

２－２－１　次の登録・検査業務はシステムにより処理する。

（１）　登録関係

（ア）　新規登録

（イ）　変更登録

（ウ）　移転登録

（エ）　更正登録

（オ）　自動車登録番号標の交付

（カ）　永久抹消登録

（キ）　輸出抹消仮登録

（ク）　一時抹消登録

（ケ）　解体届出

（コ）　輸出予定届出証明書の交付

（サ）　再輸入見込届出

（シ）　輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納

（ス）　所有者変更記録

（セ）　登録事項等証明書の交付

（ソ）　抵当権の登録

（タ）　嘱託による登録

（２）　検査関係

（ア）　新規検査

（イ）　継続検査

（ウ）　臨時検査

（エ）　自動車検査証の記入

（オ）　構造等変更検査

（カ）　二輪の小型自動車の自動車検査証の返納

（キ）　二輪の小型自動車の自動車検査証返納証明書の交付
（ク）　自動車検査証の再交付
（ケ）　予備検査
（コ）　自動車予備検査証の記入
（サ）　自動車予備検査証の再交付
（シ）　自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付
（ス）　限定自動車検査証の再交付
（セ）　検査標章の再交付

２－２－２　その他、システムにより処理できない事務については、別途定める方法により行うこと。

２－３　（登録・検査の手数料）

自動車の登録及び検査に関する手数料の額は、道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）によること。

２－４　（添付書類）

２－４－１　継続検査又は臨時検査の申請

（１）　提出書類（電磁的方法による提出を含む）

（ア）　継続検査申請書
臨時検査申請書
（イ）　所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
（ウ）　自動車検査証（限定自動車検査証が交付されてる場合は限定自動車検査証）
（エ）　所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書
（オ）　保安基準に適合していることが確認できる書面
次のうちいずれかのもの
(a) 適合判定された審査結果の通知
(b) 有効な保安基準適合証
(c) 限定保安基準適合証（限定自動車検査証の交付を受け指定整備において整備を行った場合に限り必要）
（カ）　その他の必要書類

（２）　提示書類（電磁的方法による提示を含む）

（ア）　自動車税等の滞納のないことを証するに足る書面（継続検査の場合に限り必要）
（イ）　点検整備記録簿
（ウ）　自動車損害賠償責任保険（共済）証明書
（エ）　その他の必要書類

２－４－２　予備検査の申請

２－４－２－１　新車（初めて検査を受ける自動車）

（１）　型式指定自動車以外の場合

（ア）　提出書類（電磁的方法による提出を含む）

(a)　予備検査申請書

(b)　所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(c)　保安基準に適合していることが確認できる書面

ⅰ　適合判定された審査結果の通知

(d)　保安基準第３１条第２項に適合するものであることを証する書面

次のうちいずれかのもの

ⅰ　排出ガス検査終了証

ⅱ　輸入自動車特別取扱届出済書

ⅲ　公的試験機関において実施された試験結果を示す書面

(e)　保安基準第３０条第１項に適合するものであることを証する書面

次のうちいずれかのもの

ⅰ　認められた機関において実施された試験結果を表す書面

ⅱ　輸入自動車特別取扱届出済書

(f)　その他の必要書類

（イ）　提示書類（電磁的方法による提示を含む）

(a)　譲渡証明書

(b) 輸入の事実を証する書面（輸入自動車の場合に限り必要）

次のうちいずれかのもの

ⅰ　自動車通関証明書

ⅱ　輸入自動車等の打刻届出書

(c)　その他の必要書類

（２）　型式指定自動車の場合

（ア）　提出書類（電磁的方法による提出を含む）

(a)　予備検査申請書

(b)　所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(c)　完成検査終了証（有効期限切れの場合は完成検査終了証に加えて適合判定された審査結果の通知）

(d)　その他の必要書類

（イ）　提示書類（電磁的方法による提示を含む）

(a)　譲渡証明書

(b)　その他の必要書類

２－４－２－２　中古車（初めて検査を受ける自動車以外）

（１）　提出書類（電磁的方法による提出を含む）

（ア）　予備検査申請書

（イ）　所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

（ウ）　限定自動車検査証（限定自動車検査証の交付を受けた場合に限り必要）

（エ）　保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちいずれかのもの

(a)　適合判定された審査結果の通知

(b)　有効な保安基準適合証

(c)　限定保安基準適合証（限定自動車検査証の交付を受け指定整備において整備を行った場合に限り必要）

（オ）　その他の必要書類

（２）　提示書類（電磁的方法による提示を含む）

（ア）　譲渡証明書

（イ）　登録識別情報等通知書（新車の場合は不要）

ただし、平成２０年１１月３日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車においては一時抹消登録証明書

（ウ）　自動車検査証返納証明書（二輪の小型自動車（新車を除く。）の場合に限り必要）

（エ）　その他の必要書類

２－４－３　自動車予備検査証記入の申請

提出書類

（ア）　自動車予備検査証記入申請書

（イ）　自動車予備検査証

（ウ）　その他の必要書類

２－４－４　自動車予備検査証再交付の申請

提出書類

（ア）　自動車予備検査証再交付申請書

（イ）　所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

（ウ）　自動車予備検査証

（エ）　その他の必要書類

２－４－５　限定自動車検査証の再交付の申請

提出書類

（ア）　限定自動車検査証再交付申請書

（イ）　所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

（ウ）　限定自動車検査証

（エ）　その他の必要書類

２－４－６　検査標章の再交付の申請

提出書類

（ア）　検査標章再交付申請書

（イ）　所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

（ウ）　自動車検査証

（エ）　その他の必要な書類

２－５　（申請人に対する指導）

申請人が申請書等を提出する場合、あらかじめ、次の事を指導するものとする。

２－５－１　（使用する申請用シート）

申請用シートは、その紙質、印刷等について、国土交通大臣の定める基準に適合したものを使用すること。

２－５－２　（申請書等の提出）

（１）提出書類は、事務処理を効率よくするため、原則として、次の順序により一括編綴するとともに、申請用シート、自動車重量税納付書及び提示書類（自動車損害賠償責任保険（共済）証明書等）を編綴された提出書類の中間に挿入して窓口へ提出するよう指導するものとする。

編綴順序　上部から　１．申請書（申請用シートを除く。）

２．手数料納付書

３．譲渡証明書

４．印鑑証明書

５．委任状

６．自動車保管場所証明書

７．その他申請に必要な書面

（２）継続検査等の際に保安基準適合証又は自動車損害賠償責任保険（共済）証明書を電磁的方法により提出する場合、紙による申請とは分けて申請するよう指導するものとする。

２－５－３　（手数料納付書）

（１）手数料の印紙納付

登録検査申請の手数料は、別紙１による手数料納付書の他、自動車重量税納付書とのワンライティングによる納付書、一括して納付することができる納付書に自動車検査登録印紙を貼付して納付させるものとする。ただし、新規検査、予備検査、継続検査（以下「新規検査等」という。）の申請において、保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出に係る場合は当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証の余白部に、電磁的方法により保安基準適合証が提出された場合は自動車検査証の余白部に、これ以外の新規検査等又は構造等変更検査の申請においては自動車検査票の余白部に貼付して納付させて差し支えないものとする。

（２）経由印

事業用自動車等に係る登録の申請の場合には、あらかじめ手数料納

付書又は自動車用自動車等連絡書の所定の箇所に、その旨の輸送部門等経由印の押印をうけておくこと。

（３）　自動車登録番号標返納確認

道路運送車両法第 20 条第１項後段の規定により、当該自動車登録番号標が、国土交通大臣若しくは自動車登録番号標交付代行者に返納された場合には、その旨を証する確認印の押印等をうけておくこと。

２－５－４　（申請用シートの取扱い）

申請用シートは、折り曲げたり、汚損しないようにすること。

２－５－５　（記載の方法）

申請用シートの記載については、次によること（大量の申請用シートを作成する者が、申請処理を効率化するために申請用シートの記載を活字ライターにより行う場合を除く。）。

（１）　記載用具

芯の先端が０．５ｍｍ程度の芯径で HB 程度の鉛筆等の黒色のペンを使用すること。

（２）　訂正方法

記載文字等を訂正する場合は、該当箇所を完全に消去のうえ行うこと。

（３）　OCR 読取箇所以外の記載欄の取扱い

（ア）　記載方法

名を記載し、押印することに代えて署名する場合は、当該署名による氏名の照合に支障のないように、楷書体で明瞭に氏名を自署すること。

（イ）　訂正方法

記名等事項に記載した文字を改め、加え又は削った場合、訂正印の押印は要しないものとする。

２－６　（申請書の審査及び処理）

２－６－１　（入力前の審査）

（１）　審査

自動車の登録又は検査の申請書等の提出があったときは、当該申請書等及び添付書類に不備のないことを審査してから、それを受理するものとする。

（２）　消印

手数料納付書に貼付された自動車検査登録印紙は、法令に定める額が貼付されていることを確認してから、朱印又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該手数料納付書紙面と印紙の彩紋にかけて、明瞭に消印するものとする。ただし、抵当権の登録の申請に係る印紙については、当該登録が完了した後、同様の方法により消

印するものとする。

２－６－２　（入力）

（１）　申請用シートの入力

申請用シートは、その受理した順序に従って入力するものとする。

（２）　漢字の入力

申請用シートに記載した漢字は、次の方法により入力するものとする。

（ア）　第一水準の場合

原則として、申請用シートによって入力する。

（イ）　第二水準、第三水準及び第四水準の場合

原則として、端末のキーボードによって入力する。

（ウ）　上記以外の場合

氏名又は名称の全部を片仮名によって入力する。

（３）抵当権の入力

提出された申請用シート第５号様式（その１）と同様式（その２）のうち同様式（その１）によって入力するものとする。

（４）　再検査項目の入力

検査の結果、保安基準に適合しない構造又は装置があった場合には、提出された当該自動車の申請用シート第１号様式、第３号様式若しくは専用第４号様式又は業務用シート第２１号様式の㉓の欄に、再検査の箇所を装置名等コードを用いて記載したうえ、そのシートにより入力するものとする。

（５）　整備命令の入力

整備命令書を交付したときは、業務用シート第２２号様式を用い必要事項を記載したうえ入力し、システムにより管理するものとする。この場合において、⑬の欄に整備命令の整備箇所を、装置名等コードを使用して記載するものとする。

２－６－３　（自動車の登録の申請を受理する場合の注意）

自動車の登録の申請を受理する場合、次の表のうち×、（○）の記号のものについて受理できない旨出力されるので注意すること。

登録の性質	既に登録されている抵当嘱託の種類	登録の適否					備考
		移転	変更	変更（管轄変更）	抹消	その他の申請	
保	抵当権	○	○	○	×	○	
	差押	○	○	○	×	○	
	参加差押	○	○	○	×	○	
	保全処分（予告登録を含む）	○	○	○	×	○	

存	強制執行		○	○	○	×	○	
	仮差押		○	○	○	×	○	
	仮処分		○	○	○	×	○	
	任意競売		○	○	○	×	○	
制限	更正		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	管財人申請の場合のみ登録が可能
	破産		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	管財人申請の場合のみ登録が可能
	財団	属すべき旨の通知	×	○	○	×	○	
		属した旨の通知	×	○	○	×	○	
		破産宣告	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	管財人申請の場合のみ登録が可能

２－６－４　（出力後の処理）

（１）　申請処理の取扱い

申請処理に伴う検査証の取扱いは次表のとおりとする。

申　請　処　理	取　扱　い　の　方　法
新規登録 新規検査 自動車検査証交付	自動車検査証、登録事項等通知書及び検査標章を交付し、又は限定自動車検査証を交付する。
変更登録 更正登録 自動車登録番号標交付	自動車検査証を返付し、登録事項等通知書を交付する又は限定自動車検査証及び登録事項等通知書を交付する。
移転登録 自動車登録番号標交付	自動車検査証を返付し、登録事項等通知書を交付する。
構造等変更検査が伴う変更登録 自動車登録番号標交付	自動車検査証を返付し、登録事項等通知書及び検査標章を交付する。
抵当権登録	第５号様式のその２の控えの提出があった場合、受理した旨の記載をして、それを返付する。
継続検査 臨時検査	自動車検査証を返付し、検査標章を交付する又は限定自動車検査証を交付する。
自動車検査証記入	自動車検査証を返付し、又は限定自動車検査証を交付する。
構造等変更検査が伴う自動車検査証記入	自動車検査証を返付し、検査標章を交付する。
自動車検査証再交付	自動車検査証を交付する。

予備検査	自動車予備検査証又は限定自動車検査証を交付する。
自動車予備検査証記入	自動車予備検査証を交付する。
自動車予備検査証再交付	同　　上
限定自動車検査証再交付	限定自動車検査証を交付する。
自動車検査証返納証明書交付	自動車検査証返納証明書を交付する。
検査標章再交付	自動車検査証を返付し、検査標章を交付する。

（２）　登録事項等通知書の写し等の保管

出力された登録事項等通知書の写し等は、当該申請書に貼付し、添付書類とともに編綴して保管するものとする。

（３）　登録事項等通知書の提示

自動車登録番号標は、自動車登録番号標交付代行者に登録事項等通知書を提示して受けとるものとする。

（４）　リコール車警告文の取扱い

申請処理に伴って、リコール車警告文の出力があったときは、その警告文を用いて、改善措置を受けるよう指導するものとする。

２－７　（自動車検査証の交付等）

２－７－１　（システムによる処理の場合）

機械処理により出力された自動車検査証又は限定自動車検査証は、その内容と自動車検査票又は申請書等に記載された内容と照合したうえ交付又は返付するものとする。この場合に、自動車検査証又は限定自動車検査証の有効期間の満了する日欄の末尾に運輸支局等名小印を押印することは要しない。

２－７－２　（システムに拠らない処理の場合）

出張検査等機械処理によらないで有効期間を記入した自動車検査証又は限定自動車検査証は、有効期間を記入した有効期間の満了する日欄の末尾に運輸支局等名小印を押印したうえ返付するものとする。

３　業務量統計等

３－１　（業務量統計）

次に掲げる業務に関する件数又は手数料は、従来どおり、システム外処理として取扱うこととし、それ以外の業務に関しては、システムにより処理するものとする。

（１）　登録業務関係

（ア）　封印

（イ）　利害関係人に対する通知

（ウ）　回送運行許可

（エ）　臨時運行許可

（２）　検査業務関係

（ア）　整備確認

（イ）　職権打刻

（ウ）　点検の勧告

３－２　（出力帳票在庫管理）

自動車検査証様式帳票用紙についての在庫管理は、システムへの在庫入力により、明らかにしておくものとする。

別紙１及び別紙２　（略）

第２５号様式

登 録 関 係 業 務 量 報 告 書

年度　　運輸局　　運輸支局

業　務　の　種　別	有料件数	無料件数	件　数	手 数 料 収入(円)
封　　印				
再　封　印				
そ　の　他				
利害関係人に対する通知				
回　送　運　行　許　可				
臨　時　運　行　許　可				
計				

記載要領

１．封印欄の再封印は、法第１１条第３項（封印の滅失、き損）の件数を計上すること。

２．封印欄のその他は、法第２０条第４項、道路運送法第４３条の２第３項、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第９条第３項等による件数を計上すること。

３．利害関係人に対する通知は、自動車登録規則第２２条により通知する件数を計上すること。

４．回送運行許可は、法第３６条の２第３項による件数及び手数料金額を計上すること。

５．臨時運行許可は、法第３４条による件数及び手数料金額を計上すること。

(4)「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」等の一部改正について

国自環第１２号の３
平成２９年４月１４日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省自動車局
環境政策課長

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」等の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係自動車検査機関の長に対して通達したので、貴会においても傘下会員に対し、この旨周知徹底方お願いいたします。

（別紙）

国 自 環 第 １ ２ 号
平成２９年４月１４日

各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長　｝殿（単名各通）

自動車局環境政策課長

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」等の一部改正について

下記通達について、それぞれ別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

１．「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成２３年６月３０日国自環第７０号）
２．「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」（平成２２年２月５日国自環第２４８号）

国自環第１２号の２
平成２９年４月１４日

独立行政法人自動車技術総合機構　理事長
軽自動車検査協会　理事長　　殿（単名各通）

国土交通省自動車局環境政策課長

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」等の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係団体の長あてに対して通知したので了知願います。

別添

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について　新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）
昭和50年11月12日　自車第708号、自公第163号
制定：平成23年６月30日　国自環第70号
（組織改正により整備部長通達から課長通達として制定）
最終改正：平成29年４月14日　国自環第12号

改　　正	現　　行
改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について 道路運送車両法施行規則第36条第５項及び第６項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第５項、第６項及び第７項の書面について（依命通達）」（平成３年６月28日付け地技第156号）により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査（予備検査を含む。以下同じ。）の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記１.から５.までによることとされたい。ただし、２.及び３.に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車に限り適用することとする。 また、指定自動車等（大型特殊自動車を除く。）であって、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記６．及び７．によることとされたい。 記 １．～５．（略） ６．　原動機、動力伝達装置又は消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行う場合 (1) 細目告示第40条第1項第3号に係る自動車 ①及び②の規定により細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」による試験の結果を表す書面を提出する場合は、同号中の表の自動車の種別に応じた加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない試験結果の書面の写し（②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し）を提出するものとする。 また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」Ⅰに基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「S」が付されたものが表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。	改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について 道路運送車両法施行規則第36条第５項及び第６項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第５項、第６項及び第７項の書面について（依命通達）」（平成３年６月28日付け地技第156号）により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査（予備検査を含む。以下同じ。）の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記１.から５.までによることとされたい。ただし、２.及び３.に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車に限り適用することとする。 また、指定自動車等（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が３．５ｔを超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）であって、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記６．及び７．によることとされたい。 記 １．～５．（略） ６．　原動機、動力伝達装置又は消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行う場合 (1) 細目告示第40条第1項第3号及び第5号に係る自動車 なお、①及び②の規定により細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」による試験の結果を表す書面を提出する場合は、同号中の表の自動車の種別に応じた加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない試験結果の書面の写し（②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し）を提出するものとする。 また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」Ⅰに基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「S」が付されたものが表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。

①～②　（略）

(2) 細目告示第40条第1項第4号に係る自動車

①及び②の規定により協定規則第41号第4改訂版補足第5改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し（②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し）を提出するものとする。

① 原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機形式の変更に限る。）→公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された協定規則第41号第4改訂版補足第5改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面（改造後）

② 消音器の改造→公的な試験機関において実施された協定規則第41号第4改訂版補足第5改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面（改造後）

(3) 細目告示第40条第1項第5号に係る自動車

①及び②の規定により協定規則第51号第3改訂版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し（②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し）を提出するものとする。

① 原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機形式の変更に限る。）→公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された協定規則第51号第3改訂版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面（改造後）

② 消音器の改造→公的な試験機関において実施された協定規則第51号第3改訂版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面（改造後）

7．加速走行騒音試験結果成績表の様式は、細目告示第40条第1項第3号に係る自動車にあっては別添10、細目告示第40条第1項第4号に係る自動車にあっては別添11、細目告示第40条第1項第5号に係る自動車にあっては別添12とする。

なお、公的な試験機関において実施された加速走行騒音試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。

別添１～11　（略）

別添12　加速走行騒音試験結果成績表（協定規則第51号）

①～②　（略）

(2) 細目告示第40条第1項第4号に係る自動車

なお、①及び②の規定により協定規則第41号第4改訂版補足第4改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し（②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し）を提出するものとする。

また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「P」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。

① 原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機形式の変更に限る。）→公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された協定規則第41号第4改訂版補足第4改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面（改造後）

② 消音器の改造→公的な試験機関において実施された協定規則第41号第4改訂版補足第4改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面（改造後）

7．加速走行騒音試験結果成績表の様式は、細目告示第40条第1項第3号及び第5号に係る自動車にあっては別添10、細目告示第40条第1項第4号に係る自動車にあっては別添11とする。

なお、公的な試験機関において実施された加速走行騒音試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。

別添１～11　（略）

附則〔平成11年4月20日自環第91号〕
表題及び記4.の改正は、平成12年10月1日から適用する。

附則〔平成19年3月9日国自環第251号〕
平成19年8月31日以前に製作された自動車は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成19年7月31日国自環第63号〕
改正後の通達1．に基づく「排出ガスの光吸収係数の値を表す書面（改造後）」の提出は、平成20年7月31日までの間とする。

附則〔平成22年2月5日国自環第244号〕
1．平成22年3月31日以前に製作された二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）は、改正後の通達1．から5．の規定は適用されない。
2．平成22年3月31日以前に製作された自動車は、改正後の通達6．及び7．の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成23年3月31日国自環第205号〕
1．この改正は、平成23年4月1日から適用する。
2．改正前の通達6.の「後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程（平成20年国土交通省告示第1534号）中2の登録を受けた機関が性能等の確認を行った後付消音器に表示される性能等確認済表示」は、改正後の通達6.の「細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示」とみなす。

附則〔平成23年6月30日国自環第70号〕
1．この改正は、平成23年7月1日から適用する。
2．廃止前の「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（昭和50年自車第708号、自公第163号）附則（平成19年3月9日国自環第251号）、附則（平成22年2月5日国自環第244号）及び附則（平成23年3月31日国自環第205号）の規定は、施行後もなおその効力を有する。

附則〔平成28年12月6日国自環第184号〕
二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）であって、平成28年12月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成26年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）は、改正後の通達6．及び7．の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成29年4月14日国自環第12号〕
1．自動車（乗車定員が11人以上の自動車及び車両総重量が3.5トンを超える自動車）であって、平成34年（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては平成35年）8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。）を除く。）は、改正後の通達6．及び7．の規定は適用されない。
2．自動車（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）であって、平成34年（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては平成35年）8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。）を除く。）は、改正後の通達6．及び7．の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（新設）

別添 12

加速走行騒音試験結果成績表（協定規則第 51 号）

発行依頼者名　　殿

発　行　年　月　日
発 行 機 関 名　　印

自動車車名型式
自動車車台番号（又はシリアル番号）
自動車通関証明書証明番号

試験自動車車台番号（又はシリアル番号）

標記試験自動車について実施した加速走行騒音試験の結果は別添のとおりです。

騒音防止性能確認標章確認番号

※本成績表は、自動車の基準適合性確認の際に使用することがありますので、自動車検査証等と一緒に保管することをおすすめします。

加速走行騒音試験結果成績表（協定規則第51号）

試験期日 (Test date)		試験場所 (Test site)		試験機関 (Tested by)	

1. 試験自動車及び試験条件
(Test vehicle and Test conditions)

車名・型式(類別)及び車台番号 (Make・Type(Variant) and Chassis No.)					
車両諸元 (Vehicle spec)	車両カテゴリ (Vehicle category)				
原動機型式及び 定格最大ネット出力(Pn)/定格エンジン回転数(S) (kW/min^{-1}) (Engine type and Rated maximum net power /Rated engine speed)			kw	min^{-1}	
		原動機搭載位置 (Positon and arrangement of the engine)			
変速機の種類 (Type of transmission)			手動 (Non-Automatic gearbox)	ギア数 (Number of gears)	
			自動 (Automatic gearbox)	ギア数 (Number of gears)	
		タイプ (Type)	機械式 (Mechanical)	油圧式 (Hydraulic)	電気式 (Electric)	その他 (Other)
最終減速比 (Final drive ratio(s))					
消音器の個数・触媒の有無 (Number of silencer・Existence of catalyst)			・		
タイヤサイズ(空気圧)(kPa) (Tire size (Pressure))		前輪 (Front wheel)	( ) kPa		
			( ) kPa		
		後輪 (Rear wheel)	( ) kPa		
			( ) kPa		

質量 (Weight)	合計(kg) (Total)	前軸(kg) (Front axle)	後軸(kg) (Rear axle)
技術的最大許容質量(kg) (Technically permissible maximum laden mass)			
車両の空車質量(kg) (Curb mass)			
目標の車両質量(kg) (Target mass)			
試験時の車両質量(kg) (Mass of vehicle when tested)			
後軸許容荷重 (Technically permissible maximum laden mass of rear axle)			
パワーマスレシオ(PMR) (Power-to-mass ratio index)			
ランニングオーダー質量(kg) (Mass of running order)			
質量情報 (Vehicle mass information)	(a) 各バリアントの最大と最小 (Minimun and maximum for each variant)		(b) 各バージョンの質量 (Mass of each version)
試験車両長さ又は基準長さ(m) (Test Vehicle length or reference length lref)			

試験条件 (Test conditions)	天候 (Weather)	風向 (Wind direction)	風速(m/s) (Wind velocity)	外気温(℃) (Temperature)	気圧(hPa) (Barometric Pressure)	湿度(%) (Humidity)

2. 試験機器
(Test equipment)

騒音計 (Sound level Meter)	
車速測定装置 (Vehicle Speed Measuring Device)	

3. 備考
(Remarks)

4. 試験成績
(Test results)
仕様確認（協定規則第51号　6章）
(Check for the specifications of this Regulation　(From paragraph "6. Specification" of this regulation))

6.1. 一般仕様
General specifications

6.1.1　車両、原動機及び音低減システムは、通常の使用状態において車両が振動を受けても、本規則の規定に適合できるような設計、構造及び組み立てであるものとする。　Pass・Fail
The vehicle, its engine and its sound reduction system shall be so designed, constructed and assembled as to enable the vehicle, in normal use, despite the vibration to which it may be subjected, to comply with the provisions of this Regulation.

6.1.2.　音低減システムは、地域的な気候の違いを含め、車両の使用条件を考慮して、当該装置が受ける腐食作用に無理なく耐えることができるような設計、構造及び組み立てであるものとする。　Pass・Fail
The sound reduction system shall be so designed, constructed and assembled as to be able to reasonably resist the corrosive phenomena to which it is exposed having regard to the conditions of use of the vehicle., including regional climate differences.

6.2. 音量レベルにかかわる仕様
Specifications regarding sound levels

6.2.1.　測定方法
Methods of measurement

6.2.1.1.　認可用に提出された型式の車両から発生する音は、走行中の車両及び停止中の車両＊ について、本規則の附則3に規定された方法を用いて測定するものとする。
排気管を有する自動車であって停止中状態において原動機が作動しない車両の場合、発生する音は走行中にのみ測定するものとする。
排気管を有する自動車であって、停止状態における原動機が作動しないカテゴリーM1のハイブリッド電気自動車については、発生する音は附則3の4項に従って測定するものとする。
技術的最大許容質量が2,800 kgを超える車両は、対応するブレーキ装置が車両の一部である場合、附則5の仕様に従って停止中の車両で圧縮空気騒音の追加測定を行うものとする。
＊　この方法を用いて使用過程の車両を検査する行政官庁の基準値とするために、停止中の車両にテストを行なう。
The sound made by the vehicle type submitted for approval shall be measured by the methods described in Annex 3 to this Regulation for the vehicle in motion and for the vehicle when stationary;
in the case of a vehicle where an internal combustion engine cannot operate when the vehicle is stationary, the emitted sound shall only be measured in motion. In the case of a hybrid electrical vehicle of category M1 where an internal combustion engine cannot operate when the vehicle is stationary, the emitted sound shall be measured in motionaccording to Annex 3, paragraph 4.
Vehicles having a technically maximum permissible laden mass exceeding 2,800 kg shall be subjected to an additional measurement of the compressed air noise with the vehicle stationary in accordance with the specifications of Annex 5, if the corresponding brake equipment is part of the vehicle.
**A test is made on a stationary vehicle in order to provide a reference value for administrations which use this method to check vehicles in use.*

6.2.1.2.　上記6.2.1.1項の規定に従って測定した値は、テストレポートおよび附則1に示すモデルに対応した認可証に記入するものとする。
The values measured in accordance with the provisions of paragraph 6.2.1.1. above shall be entered in the test report and a certificate corresponding to the model shown in Annex 1.

6.2.2.　音量レベルの規制値
Sound level limits

6.2.2.1.　本規則の附則3の規定に従って、最も近い整数値に丸めて測定された音量レベルは、規制値を超えないものとする：　Pass・Fail
The sound level measured in accordance with the provisions of Annex 3 to this Regulation, mathematically rounded to the nearest integer value, shall not exceed the limits:
○該当するカテゴリにチェックする

Vehicle categorie	Vehicles used for the carriage of passengers	Sound level limits Phase 1	Sound level limits Phase 2
M1	PMR < 120 kW/t		
	PMR : 120 kW/t – 160 kW/t		
	PMR > 160 kW/t		
	PMR > 200 kW/t, No.of seats < 4, R-point hight < 450 mm		
M2	GVW < 2.5 t		
	GVW < 2.5 t – 3.5 t		
	GVW > 3.5 t : P < 135 kW		
	GVW > 3.5 t : P > 135 kW		
M3	P < 150kW		
	P : 150kW – 250 kW		
	P > 250kW		
Vehicle categorie	Vehicles used for the carriage of goods	Sound level limits Phase 1	Sound level limits Phase 2
N1	GVW < 2.5 t		
	GVW > 2.5 t		
N2	P < 135 kW		
	P > 135kW		
N3	P < 150kW		
	P : 150 kW – 250 kW		
	P > 250 kW		

4. 試験成績
(Test results)
仕様確認（協定規則第51号　6章）
Check for the specifications of this Regulation　(From paragraph "6. Specification" of this regulation)

6.2. 音量レベルにかかわる仕様 Specifications regarding sound levels	
6.2.2.2. オフロード 用"に設計された車両は、M3及びN3の車両カテゴリーについては2 dB(A)、その他の車両カテゴリーについては1 dB(A)、規制値を引き上げるものとする。 カテゴリーM1の車両については、技術的最大許容質量が2トンを越える場合のみ、オフロード車両用に引き上げられた規制値を適用する。 ＊ *車両構造統合決議(R.E.3)(TRANS/WP.29/78/Rev.3)の定義に従う。* For vehicle types designed for off-road use, the limit values shall be increased by 2 dB(A) for M3 and N3 vehicles category and 1 dB(A) for any other vehicle category. For vehicle types of category M1 the increased limit values for off-road vehicles are only valid if the technically permissible maximum laden mass > 2 tons. *(In conformity with the definitions given in the Consolidated Resolution on the Construction of Vehicles (R.E.3)(TRANS/WP.29/78/Rev.3).)*	Yes ・ No
6.2.2.3. 路上移動時に車いすに座った1人以上の人を収容するよう特別に組み立てまたは改造された車いす用のカテゴリーM1車両、および統合決議R.E.3の2.5.2項に定義　装甲車については規制値を2 dB(A)引き上げるものとする。 Limit values shall be increased by 2 dB(A) for wheelchair accessible vehicles of category M1 constructed or converted specifically so that they accommodate one or more persons seated in their wheelchairs when travelling on the road, and armoured vehicles, as defined in paragraph 2.5.2 of R.E.3.	Yes ・ No
6.2.2.4. ガソリンのみのエンジンを備えたカテゴリーM3の車両型式については、適用可能な規制値を2dB引き上げる。 For vehicle types of category M3 having a gasoline only engine, the applicable limit value is increased by 2dB(A).	Yes ・ No
6.2.2.5. 技術的最大許容質量が2.5t以下で、排気量が660ccを超えず、技術的最大許容質量を用いて計算したパワーマスレシオ(PMR)が35kW/tを超えず、フロントアクスルと運転席のRポイントの間の水平距離「d」が1,100mm未満のカテゴリーN1の車両型式については、技術的最大許容質量が2.5tを超えるカテゴリーN1の車両の規制値が適用される。 For vehicle types of category N1 having a technically permissible maximum laden mass of less than or equal to 2.5 tons, the engine capacity not exceeding 660 cc and the power-to-mass ratio (PMR) calculated by using the technically permissible maximum laden mass not exceeding 35 kW/t and a horizontal distance "d" between the front axle and the driver's seat R point of less than 1,100 mm, the limits of the vehicle types of category N1 having a technically permissible maximum laden mass above 2.5 tons apply.	Yes ・ No
6.2.3. 音の発生に関する追加規定 Additional sound emission provisions 音の発生に関する追加規定(ASEP)は、原動機を装備したカテゴリーM1およびN1の車両にのみ適用される。 車両メーカーが本規則(附則3の条件を含む)の附則7の3.3項に定義のASEPの制御範囲内でのテスト条件に対するBB'における車両の大エンジン回転数と最低エンジン回転数の差が0.15×Sを超えないことを示す最型式認可当局への技術文書を提供する場合、車両は附則7の要件を満たすものとみなされる。 本条項は、ロック不可能な可変ギア比トランスミッション(CVT)を特に対象としている。 以下の条件の1つが満たされている場合、ASEPが適用されない The additional sound emission provisions (ASEP) apply only to vehicles of categories M1 and N1 equipped with an internal combustion engine. Vehicles are deemed to fulfil the requirements of Annex 7, if the vehicle manufacturer provides technical documents to the type approval authority showing, that the difference between maximum and minimum engine speed of the vehicles at BB' for any test condition inside the ASEP control range defined in paragraph 3.3. of Annex 7 to this Regulation (including Annex 3 conditions) does not exceed 0.15 x S. This article is intended especially for non-lockable transmissions with variable gear ratios (CVT). Vehicles are exempted from ASEP if one of the following conditions is fulfilled:	Yes ・ No
(a) カテゴリーN1の車両について、排気量が660 ccを超えず、技術的最大許容質量を用いて計算したパワーマスレシオ(PMR)が35を超えない場合。 For vehicles of category N1, if the engine capacity does not exceed 660 cc and the power-to-mass ratio PMR calculated by using the technically permissible maximum laden mass does not exceed 35.	(a)
(b) カテゴリーN1の車両について、最大積載量が850kg以上で、技術的最大許容質量を用いて計算したパワーマスレシオが40を超えない場合。 For vehicles of category N1, if the payload is at least 850 kg and the power-to-mass ratio calculated by using the technically permissible maximum laden mass does not exceed 40.	(b)
(c) カテゴリーN1またはN1から派生したカテゴリーM1の車両について、技術的最大許容質量が2.5トンを超えるとともに、地面からのRポイントの高さが850mmを超え、技術的最大許容質量を用いて計算したパワーマスレシオが40を超えない場合 For vehicles of category N1 or M1 derived from N1 if the technically permissible maximum laden mass is greater than 2.5 tons and the R-point height is greater than 850 mm from the ground and the power-to-mass ratio calculated by using the technically permissible maximum laden mass does not exceed 40." 附則3および附則7に記載の型式認可試験が実施された条件とは異なる標準的な路上走行条件下での車両の音の発生は、試験結果から大きく逸脱しないものとする。 The sound emission of the vehicle under typical on-road driving conditions, which are different from those under which the type-approval test set out in Annex 3 and Annex 87 was carried out, shall not deviate from the test result in a significant manner.	(c)
6.2.3.1. 自動車製作者は、本規則で規定されている要件を満たす目的のためだけに、通常の路上運転中に使用しない機械装置、電気装置、熱装置、もしくはその他装置、または手順を意図的に改造、調整または導入しないものとする。 The vehicle manufacturer shall not intentionally alter, adjust, or introduce any mechanical, electrical, thermal, or other device or procedure solely for the purpose of fulfilling the sound emission requirements as specified under this Regulation which is not operational during typical on-road operation.	Pass ・ Fail
6.2.3.2. 車両は本規則の附則7の要件を満たすものとする。 The vehicle shall meet the requirements of Annex 7 to this Regulation.	Pass ・ Fail
6.2.3.3. 型式認可に申請する際、メーカーは、附則7の付録1に従って、認可される車両型式が本規則の6.2.3項の要件に適合しているとする宣言書を提供するものとする。 In applying for type approval, the manufacturer shall provide a statement, in conformity with the Appendix of Annex 7, that the vehicle type to be approved complies with the requirements of paragraph 6.2.3. of this Regulation.	Yes ・ No
6.3. 繊維性材料を含んだ排気システムにかかわる仕様 Specifications regarding exhaust systems containing fibrous materials	
6.3.1. 附則4の要件を適用するものとする。 Requirements of Annex 4 shall be applied.　　＊The result is the same as Annex4.	

4．試験成績
(Test results)

附則3　運転中の自動車の騒音　　*カテゴリーM1、M2 ≦ 3,500 kg(技術的最大許容積載時の質量)、N1の車両*
(Annex3)　(Noise of the motor vehicle in motion)　　*(Vehicles of category M1, M2 ≦ 3,,500 kg technically permissible maximum laden mass, N1)*

参照加速度 (Reference acceleration)		変速段重み付け係数 (Gear ratio weighting factor)	k		部分加速係数 (Calculation of the partial power factor)	kp		
a_{wot_ref} (m/s²)		予備加速長さ (Pre-acceleration length) (m)	(i)		Lwot・Lcrs・Lurbanの騒音の大きさの結果 (Result of Noise level at Lwot, Lcrs and Lurban) (dB)			
上限 Max	下限 Min		(i+1)		L_{wot}	L_{crs}	L_{urban}	
目標加速度 a_{urban} (Target acceleration) (m/s²)		暗騒音 (Level of ambient noise) (dB)						
テスト場の仕様 (Specifications for the test site)		検定日 (Test date)		検定有効期限 (Expiry date)				Pass ・ Fail

加速テスト　(Full throttle acceleration test)

回数 (No.)		AA'、BB'及びPP'における速度/エンジン回転数測定 (The speed and engine speed measurements at AA', PP' and BB') 測定条件 (Situation)	VAA' (km/h)	VPP' (km/h)	VBB' (km/h)	nAA' (min⁻¹)	nPP' (min⁻¹)	nBB' (min⁻¹)	加速度 (Acceleration) 区間 (Section) AA'-BB' / PP'-BB'	騒音の大きさ (Noise level) (dB) 測定値 (Measured value) 左 (Left)	右 (Right)	暗騒音補正量 (correction value) 左 (Left)	右 (Right)	Lwot(i) Lwot(i+1)
(i)	1	指定速度 (Speed)												
	2	＿＿＿＿												
	3	変速段*1 (Gear Position)												
	4	＿＿＿＿												
4回の走行の平均 (Average of 4 runs)														
(i+1)	1	指定速度 (Speed)												
	2	＿＿＿＿												
	3	変速段*1 (Gear Position)												
	4	＿＿＿＿												
4回の走行の平均 (Average of 4 runs)														
車両がBB' を通過する前に定格エンジン回転数、または最高速度の75%の超過が生じる時 (When the rated engine speed or 75% of maximum vehicle speed is exceeded in a gear before the vehicle passes BB')														
(i)	1	指定速度 (Speed)												
	2	＿＿＿＿												
	3	変速段*1 (Gear Position)												
	4	＿＿＿＿												
4回の走行の平均 (Average of 4 runs)														

定速テスト　(Constant speed test)

回数 (No.)		AA'、BB'及びPP'における速度/エンジン回転数測定 (The speed and engine speed measurements at AA', PP' and BB') 測定条件 (Situation)	VAA' (km/h)	VPP' (km/h)	VBB' (km/h)	nAA' (min⁻¹)	nPP' (min⁻¹)	nBB' (min⁻¹)	騒音の大きさ (Noise level) (dB) 測定値 (Measured value) 左 (Left)	右 (Right)	暗騒音補正量 (correction value) 左 (Left)	右 (Right)	Lcrs(i) Lcrs(i+1)
(i)	1	指定速度 (Speed)											
	2	＿＿＿＿											
	3	変速段*1 (Gear Position)											
	4	＿＿＿＿											
4回の走行の平均 (Average of 4 runs)													
(i+1)	1	指定速度 (Speed)											
	2	＿＿＿＿											
	3	変速段*1 (Gear Position)											
	4	＿＿＿＿											
4回の走行の平均 (Average of 4 runs)													

*1：変速段記入方法　変速段又は変速比を入力。必要に応じてモードも記載する。

排気管の付近での騒音の測定　(Measuring of noise in proximity to the exhaust)

回数 (No.)	目標エンジン回転数 (Target engine speed) (min⁻¹)	測定エンジン回転数 (Measurement engine speed)	騒音の大きさ (Noise level) (dB) 測定値 (Measured value) 左 (Left)	右 (Right)	最終結果値 (Final result)	備考 (Remark)
1		Pass ・ Fail				
2		Pass ・ Fail				
3		Pass ・ Fail				
測定値の最大値 (Maximum of measurements)						

4. 試験成績　(Test results)

附則3　運転中の自動車の騒音　*カテゴリーM2 ＞ 3,500 kg(技術的最大許容積載時の質量)、M3、N2、N3の車両*
(Annex3) (Noise of the motor vehicle in motion)　*(Vehicles of categories M2 > 3,.500 kg technically permissible maximum laden mass, M3, N2, N3)*

カテゴリーM2 ＞ 3,500 kg(技術的最大許容質量)、N2の目標条件 (Target conditions of category M2 > 3,.500 kg technically permissible maximum laden mass, N2)				~
カテゴリーM3、N3の目標条件 (Target conditions of category M3, N3)			(km/h) (rpm)	~
暗騒音 (Level of ambient noise)　(dB)		Lwotの騒音の大きさの結果 (Result of Noise level at Lwot)　(dB)	**Lwot**	
テスト場の仕様 (Specifications for the test site)	検定日　(Test date)	検定有効期限　(Expiry date)		Pass ・ Fail

加速テスト　(Full throttle acceleration test)

回数 (No.)		AA'、BB'及びPP'における速度/エンジン回転数測定 (The speed and engine speed measurements at AA', PP' and BB') 測定条件 (Situation)	VAA' (km/h)	VPP' (km/h)	VBB' (km/h)	nAA' (min^{-1})	nPP' (min^{-1})	nBB' (min^{-1})	騒音の大きさ (Noise level) (dB) 測定値 (Measured value) 左 (Left)	右 (Right)	暗騒音補正量 (correction value) 左 (Left)	右 (Right)	Lwot(i) Lwot(i+1)
(i)	1	指定速度 (Speed)											
	2	――											
	3	変速段*1 (Gear Position)											
	4	――											
4回の走行の平均 (Average of 4 runs)													
(i+1)	1	指定速度 (Speed)											
	2	――											
	3	変速段*1 (Gear Position)											
	4	――											
4回の走行の平均 (Average of 4 runs)													
車両がBB' を通過する前に定格エンジン回転数、または最高速度の75%の超過が生じる時 (When the rated engine speed or 75% of maximum vehicle speed is exceeded in a gear before the vehicle passes BB')													
( )	1	指定速度 (Speed)											
	2	――											
	3	変速段*1 (Gear Position)											
	4	――											
4回の走行の平均 (Average of 4 runs)													

*1:変速段記入方法　変速段又は変速比を入力。必要に応じてモードも記載する。

排気管の付近での騒音の測定　(Measuring of noise in proximity to the exhaust)

回数 (No.)	目標エンジン回転数 (Target engine speed) (min^{-1})	測定エンジン回転数 (Measurement engine speed)	騒音の大きさ (Noise level) (dB) 測定値 (Measured value) 左 (Left)	右 (Right)	最終結果値 (Final result)	備考 (Remark)
1		Pass ・ Fail				
2		Pass ・ Fail				
3		Pass ・ Fail				
測定値の最大値　(Maximum of measurements)						

附則 5　圧縮空気の騒音
(Annex 5) (Compressed air noise)　Yes ・ N/A

1. 測定方法　Method of measurement

測定は、車両が停止した状態で、図1に従って、マイクロホン位置2および6で行なう。圧力調整器のエア吐出中ならびに主制動装置と駐車制動装置の両方を使った後の排出時における最大A特性音圧レベルを記録する。圧力調整器のエア吐出中の騒音は、アイドリング時のエンジン回転数で測定する。主制動装置および駐車制動装置の騒音測定を行なう前には、エアコンプレッサユニットは最大許容作動圧まで高め、次にエンジンのスイッチを切り、各制動装置が作動しているときに記録する。

The measurement is performed at microphone positions 2 and 6 according to Figure 1, with the vehicle stationary. The highest A-weighted noise sound level is registered during venting the pressure regulator and during ventilating after the use of both the service and parking brakes. The noise during venting the pressure regulator is measured with the engine at idling speed. The ventilating noise is registered while operating the service and parking brakes; before each measurement, the air-compressor unit has to be brought up to the highest permissible operating pressure, and then the engine switched off.

2. 結果の評価　Evaluation of the results

全てのマイクロホン位置について、2回の測定を行なう。測定装置による誤差を補正するために、騒音計の読み値は1 dB(A)引き下げ、この値を測定結果とする。この結果は、1つのマイクロホン位置における各測定の相違差が2 dB(A)以下のときに有効とする。測定された最大値を結果として記録する。もしこの値が音量規制値を1 dB(A)を超えて上回っている場合、対応するマイクロホン位置でさらに2回の測定を行なうものとする。
この場合、この位置で得られた4回の測定結果のうち3回が音量規制値に適合しなければならない。

For all microphone positions two measurements are taken. In order to compensate for inaccuracies of the measuringequipment, the meter reading is reduced by 1 dB(A), and the reduced value is taken as the result of measurement. The results are taken as valid if the difference between the measurements at one microphone position does not exceed 2 dB(A). The highest value measured is taken as the result. If this value exceeds the sound limit by 1 dB(A), two additional measurements are to be taken at the corresponding microphone position.
In this case, three out of the four results of measurement obtained at this position have to comply with the sound limit.

3. 規制値　Limiting value

音量レベルは72 dB(A)の規制値を超えないものとする。
The sound level shall not exceed the limit of 72 dB(A).

Pass ・ Fail

測定結果 (Results)	主制動装置 (Service brakes) 左 (Left)	右 (Right)	駐車制動装置 (Parking brakes) 左 (Left)	右 (Right)	圧力調整器 (Pressure regulator) 左 (Left)	右 (Right)
1						
2						
3						
4						

4. 試験成績
(Test results)

附則 4 (Annex 4) 繊維性吸音材料を含む排気消音システム (Silencing systems containing acoustically absorbing fibrous materials)	Yes ・ N/A
1. 一般要件 General 以下の場合に限り、繊維性吸音材料を消音システム又はその構成部品に使用することができる。 Sound absorbing fibrous materials may be used in silencing systems or components thereof only if (a) 排気ガスが当該繊維性材料と直接触れない、又は The exhaust gas is not in contact with the fibrous materials; or if (b) 消音システムまたは構成部品が、本規則の要件に従った型式認可で劣化しにくいことが証明されている別の型式車両のシステム又は構成部品と、同じ設計思想(概念)の場合。 The silencing system or components thereof are of the same design family as systems or components for which it has been proven, in the course of type approval process in accordance with the requirements of this regulation for another vehicle-type, that they are not subject to deterioration. これらの条件の一つが満たされない場合に限り、消音システムの全体またはその構成部品は、以下に記載されている三つの試験の一つを用いて、決められた条件に適合させなければいけない。 Unless one of these conditions is fulfilled, the complete silencing system or components thereof shall be submitted to a conventional conditioning using one of three installations and procedures described below.	Yes ・ No
1.1. 10,000 km の連続道路走行 Continuous road operation for 10,000 km	
1.1.1. 走行の50 ± 20 %は市街地走行とし、残りの走行は高速での長距離走行としなければならない。この試験は、対応する試験走行路での試験に代えることができる。 50 ± 20 per cent of this operation shall consist of urban driving and the remaining operation shall be long-distance runs at high speed; continuous road operation may be replaced by a corresponding test-track programme.	Pass ・ Fail
1.1.2. この2 種類の速度域(高速走行及び市街地走行)の試験は、少なくとも2回は、交互に行なわなければいけない。 The two speed regimes shall be alternated at least twice.	Pass ・ Fail
1.1.3. 冷却の効果と、それにより生じる可能性のある結露を再現するために、試験は、少なくとも3 時間の停止を最低10 回含むものとする。 The complete test programme shall include a minimum of 10 breaks of at least three hours duration in order to reproduce the effects of cooling and any condensation which may occur.	Pass ・ Fail
1.2. 台上試験でのコンディショニング Conditioning on a test bench	
1.2.1. 標準部品を使い、自動車製作者等の指示に従って、消音システム又はその構成部品を、本規則の3.3.で言及した車両又は本規則の3.4 で言及した原動機に取り付けなければならない。前者の場合は、車両をローラーダイナモメーターに取り付け、後者の場合は、エンジン原動機をダイナモメーターに接続するものとする。 Using standard parts and observing the vehicle manufacturer's instructions, the silencing system or components there of shall be fitted to the vehicle referred to in paragraph 3.3. of this Regulation or the engine referred to in paragraph 3.4. of this Regulation. In the former case the vehicle shall be mounted on a roller dynamometer. In the second case, the engine shall be coupled to a dynamometer.	Pass ・ Fail
1.2.2. 冷却の効果と,それによって生じる可能性のある結露を再現するために、6時間の試験を6 回実施し、その各試験の間には少なくとも12 時間の機関停止を行うものとする。 The test shall be conducted in six six-hour periods with a break of at least 12 hours between each period in order to reproduce the effects of cooling any condensation which may occur.	Pass ・ Fail
1.2.3. 6時間の試験では、原動機を下記の条件で運転するものとする: During each six-hour period, the engine shall be run, under the following conditions: (a) アイドリング回転数で5 分間 Five minutes at idling speed; (b) 定格エンジン最大回転数(S)の3/4 で、1/4 の負荷で連続1 時間 One-hour sequence under 1/4 load at 3/4 of rated maximum speed (S); (c) 定格エンジン最大回転数速度(S)の3/4 で、1/2 の負荷で連続1 時間 One-hour sequence under 1/2 load at 3/4 of rated maximum speed (S); (d) 定格エンジン最大回転数速度(S)の3/4 で、全負荷で連続10 分間 10-minute sequence under full load at 3/4 of rated maximum speed (S); (e) 定格エンジン最大回転数速度(S)で、1/2 の負荷で連続15 分間 15-minute sequence under 1/2 load at rated maximum speed (S); (f) 定格エンジン最大回転数速度(S)で、1/4 の負荷で連続30 分間 30-minute sequence under 1/4 load at rated maximum speed (S). 6時間の試験は、(a) から(f) の順番に従って、連続した2回で実施する。 Each period shall comprise two sequenced sets of the six above-mentioned conditions in consecutive order from (a) to (f).	Pass ・ Fail
1.2.4. 試験中、消音システムまたはその構成部品は、車両周囲の通常気流を再現するための送風で冷却しないものとする。ただし、メーカー車製作者等の申請があれば、当該システム又は構成部品の先端部分で、車両が最高速度で走行しているときに記録した温度を超えないようにするために、消音システムまたはその構成部品を冷却してもよい。 During the test, the silencing system or components thereof shall not be cooled by a forced draught simulating normal airflow around the vehicle. Nevertheless, at the request of the manufacturer, the silencing system or components thereof may be cooled in order not to exceed the temperature recorded at its inlet when the vehicle is running at maximum speed.	Pass ・ Fail
1.3. パルセーションによる試験コンディショニング Conditioning by pulsation	
1.3.1. 消音システム又はその構成部品を、本規則の3.3 で言及した車両又は本規則の3.4 に言及した原動機に取り付けるものとする。前者の場合は、車両をローラーダイナモメーターに取り付けなければならない。後者の場合は、原動機をダイナモメーターに取り付けなければならない。試験装置(詳細図は、本附則付録図3)は、消音システムの排気口に取り付けなければならない。また、同等の結果を得ることができる試験装置でも試験可とする。 The silencing system or components thereof shall be fitted to the vehicle referred to in paragraph 3.3. of this Regulation or the enginereferred to in paragraph 3.4. of this Regulation. In the former case the vehicle shall be mounted on a roller dynamometer. In the second case, the engine shall be mounted on a dynamometer. The test apparatus, a detailed diagram of which is shown in Figure 1 of the appendix to this annex shall be fitted at the outlet of the silencing system. Any other apparatus providing equivalent results is acceptable.	Pass ・ Fail
1.3.2. 試験装置は、急動バルブによる排気ガス流の遮断と解放を2,500回繰り返すように、調整されているものとする。 The test apparatus shall be adjusted in such a way that the exhaust-gas flow is alternatively interrupted and re-established by the quick-action valve for 2,500 cycles.	Pass ・ Fail
1.3.3. 排気ガスの背圧が(試験装置の)インテークフランジの少なくとも100 mm 下流で35 kPaから40 kPaの値に達した時に、バルブは開くものとする。バルブが開放状態のままで安定した圧力となる時に計測される値の10 %以下の圧力となった時に、バルブは閉じるものとする。 The valve shall open when the exhaust-gas back pressure, measured at least 100 mm downstream of the intake flange, reaches a value of between 35 and 40 kPa. It shall close when this pressure does not differ by more than 10 per cent from its stabilized value with the valve open.	Pass ・ Fail
1.3.4. タイム・ディレー・スイッチは、上記1.3.3 に定めた規定の結果で生じるガス排出の時間に合わせて設定しなければならない。 The time-delay switch shall be set for the duration of gas exhaust resulting from the provisions laid down in paragraph 1.3.3. above.	Pass ・ Fail
1.3.5. エンジン回転数速度は、原動機出力が最大となる回転数速度(S)の75 %とする。 Engine speed shall be 75 per cent of the rated engine speed (S) at which the engine develops rated maximum net power.	
1.3.6. ダイナモメーターが示す出力は、原動機回転数(S)の75 %のエンジン回転数で原動機を全加速状態で運転した時に測定した原動機出力の50 %とする。 The power indicated by the dynamometer shall be 50 per cent of the full-throttle power measured at 75 per cent of rated engine speed (S).	Pass ・ Fail
1.3.7. 試験中はすべての排水穴を閉じるものとする。 Any drain holes shall be closed off during the test.	Pass ・ Fail
1.3.8. 全ての試験を48 時間以内に完了するものとする。必要であれば、1 時間ごとに1 回の冷却期間を設ける。 The entire test shall be completed within 48 hours. If necessary, one cooling period will be observed after each hour.	Pass ・ Fail

4．試験成績
(Test results)

附則7　　音の発生に関する追加規定(ASEP)
(Annex7)　　(Additional Sound Emission Provisions (ASEP))

ASEP 制御範囲(ASEP control range)

$V_{AA} \geqq 20km/h$　　$n_{BB} \leqq 2.0 \times PMR^{-0.22} \times S$　　VBB ≦ 70km/h　　Two gear select at 80km/h

$a_{WOT} \leqq 5.0m/s^2$　　or

$n_{BB} \leqq 0.9 \times S$

A)スロープ法(Slope method)

回数 (No.)	測定条件 (Situation) 速度 (Speed)	変速段*1 (Gear postion)	エンジン回転数 (Enginen speed)	AA'、BB'及びPP'の速度/エンジン回転数測定 (The vehicle speed and engine speed measurements at AA', PP' and BB') VAA' (km/h)	VPP' (km/h)	VBB' (km/h)	nAA' (min^{-1})	nPP' (min^{-1})	nBB' (min^{-1})	騒音の大きさ (Noise level) (dB) 測定値 (Measured value) 左 (Left)	右 (Right)	暗騒音補正量 (correction value) 左 (Left)	右 (Right)	Lwot

*1：変速段記入方法　変速段又は変速比を入力。必要に応じてモードも記載する。

ASEP 規制値
(ASEP limits)

Pass・Fail

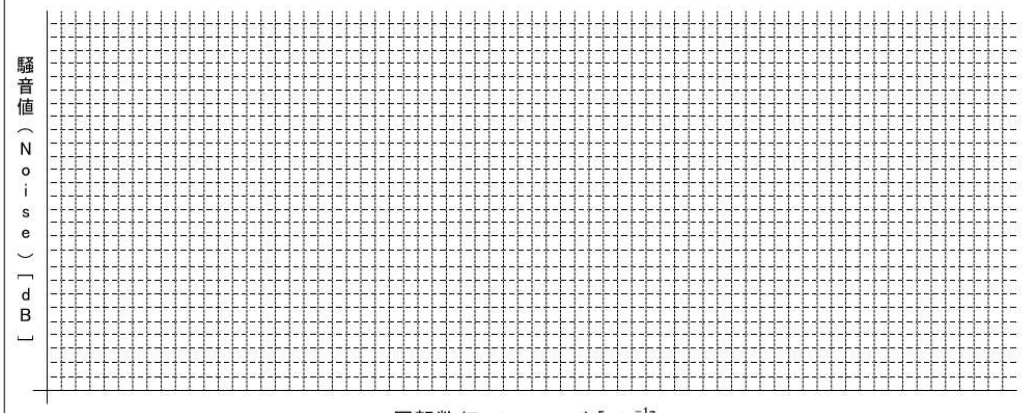

4. 試験成績
(Test results)
附則7　　音の発生に関する追加規定(ASEP)
(Annex7)　(Additional Sound Emission Provisions (ASEP))

ASEP 制御範囲(ASEP control range)　V_{AA} ≧ 50km/h　n_{ref_K}:VBB ≦ 61km/h

B)基準音量評価(Referrence sound assesment)

回数 (No.)	測定条件 (Situation) 速度 (Speed)	変速段*1 (Gear position)	エンジン回転数 (Enginen speed)	AA'、BB'及びPP'の速度/エンジン回転数測定 (The vehicle speed and engine speed measurements at AA', PP' and BB') VAA' (km/h)	VPP' (km/h)	VBB' (km/h)	nAA' (min^{-1})	nPP' (min^{-1})	nBB' (min^{-1})	騒音の大きさ (Noise level) (dB) 測定値 (Measured value) 左 (Left)	右 (Right)	暗騒音補正量 (correction value) 左 (Left)	右 (Right)	Lwot

*1:変速段記入方法　変速段又は変速比を入力。必要に応じてモードも記載する。

Lrefの計算　(Calculation of Lref)

Lref = Lanchor_k ＋ Slopek × (nref_k − nanchor_k) / 1,000 < 76 dB(A)　　79dB(A)条件

78dB(A)条件

計算結果
(Result of calsulation)

ASEP 規制値
(ASEP limits)　　Pass・Fail

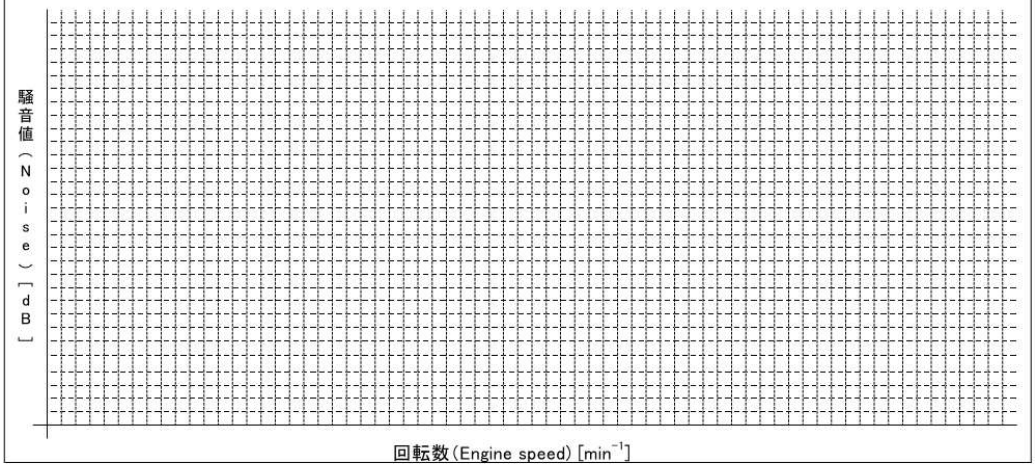

4. 試験成績
(Test results)

附則7　音の発生に関する追加規定(ASEP)
(Annex7)　(Additional Sound Emission Provisions (ASEP))

ASEP 制御範囲(ASEP control range)

$V_{AA} \geqq 20km/h$　$n_{BB} \leqq 2.0 \times PMR^{-0.22}$ ›VBB $\leqq$ 70km/h　Two gear select at 80km/h
$a_{WOT} \leqq 5.0m/s^2$　or
$n_{BB} \leqq 0.9 \times S$

C)L_urbanの原理を用いたASEPの評価 (Evaluation of ASEP using the rprinciple L_urban)

L_urban_ASEPの計算
(Calculation of L_urban_ASEP)

(a) a_wot_test_ASEP　*From paragraph 3.1.2.1.2.1. or 3.1.2.1.2.2. of Annex 3

下記参照
As follow

(b) Determine the vehicle speed (v_BB_ASEP) at BB during the L_wot_ASEP test;

(c) Calculate kp_ASEP　kp_ASEP = 1 − (a_urban / a_wot_test_ASEP)

(d) Calculate L_Urban_Measured_ASEP　L_Urban_Measured_ ASEP = L_wot_ASEP − kp_ASEP * (L_wot_ASEP − L_crs)

(e) Calculate L_Urban_Normalized　L_Urban_Normalized = L_Urban_Measured_ASEP − L_Urban

(f) Calculate L_Urban_ASEP　L_Urban_ASEP =L_Urban_Normalized − (0.15 × (V_BB_ASEP − 50))

回数 (No.)	測定条件 (Situation) 速度 (Speed)	変速段*1 (Gear position)	エンジン回転数 (Enginen speed)	AA'、BB'及びPP'の速度/エンジン回転数測定 (The vehicle speed and engine speed measurements at AA', PP' and BB') VAA' (km/h)	VPP' (km/h)	VBB' (km/h)	nAA' (min^{-1})	nPP' (min^{-1})	nBB' (min^{-1})	騒音の大きさ (Noise level) (dB) 測定値 (Measured value) 左 (Left)	右 (Right)	暗騒音補正量 (correction value) 左 (Left)	右 (Right)	Lwot

*1: 変速段記入方法　変速段又は変速比を入力。必要に応じてモードも記載する。

ASEP 規制値
(ASEP limits)

Pass・Fail

騒音値(Noise) [dB]

車速(Vehicle speed) [km/h]

.....（メーカー名）は、本型式.....（規則No. 51に従った音の発生に関連する型式）の車両が規制No. 51の6.2.3項の要件に適合することを証明する。

..... (Name of manufacturer) attests that vehicles of this type.....
(type with regard to its sound emission pursuant to Regulation No. 51) comply with the requirements of paragraph 6.2.3. of Regulation No. 51.

.....（メーカー名）は、当該車両の音の発生性能の適切な評価を行った上で、誠意をもって本証明を行う。

..... (Name of manufacturer) makes this statement in good faith, after having performed an appropriate evaluation of the sound emission performance of the vehicles.

日付：
Date: _____
正規代理人の氏名：
Name of authorized representative: _____
正規代理人の署名：
Signature of authorized representative: _____

自動車の車名及び型式：

添付資料（車両外観及び装置装着状況１／３）

写真１　車両外観（前面）

写真２　車両外観（側面）

写真３　車両外観（後面）

自動車の車名及び型式：

添付資料（車両外観及び装置装着状況２／３）

写真４　エンジン外観

写真５　消音器外観①

写真６　消音器外観②

自動車の車名及び型式：

添付資料（車両外観及び装置装着状況３／３）

写真７　消音器外観③

写真８　消音器表示

(5) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

国 自 整 第 6 号 の 3
国 自 環 第 1 1 号 の 3
平成２９年６月１４日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員に対し周知方お願いします。

別添

国 自 整 第 6 号
国 自 環 第 1 1 号
平成２９年6月１４日

地方運輸局長
沖縄総合事務局長　殿

自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）別添自動車検査業務等実施要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

別　紙

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）の一部を改正する通達　新旧対照表

昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号

改正　平成 29 年 6 月 14 日付け　国自整第 6 号　国自環第 11 号

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
自動車検査業務等実施要領

目次　（略）

第１章　総則（略）
第２章　職権による打刻等（略）
第３章　自動車の検査（事務関係）

3－1～3－4－19　（略）

3－4－20　備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあっては自動車検査記録簿（乙）（第 4 号様式による。）を作成するものとする。

<table><tr><th>記載を要する自動車</th><th>記載されるべき趣旨</th><th>記載例</th></tr></table>
1.～39.　（略）
（注）20. の記載事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記載する。
なお、平成 28 年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とする。それ以外の場合であって、指定自動車等にあっては自動車型式認証実施要領別添１、別添２若しくは別添４の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元表の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第 41 号の規則 6.1.1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピ
</td><td>
自動車検査業務等実施要領

目次　（略）

第１章　総則（略）
第２章　職権による打刻等（略）
第３章　自動車の検査（事務関係）

3－1～3－4－19　（略）

3－4－20　備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあっては自動車検査記録簿（乙）（第 4 号様式による。）を作成するものとする。

<table><tr><th>記載を要する自動車</th><th>記載されるべき趣旨</th><th>記載例</th></tr></table>
1.～39.　（略）
（注）20. の記載事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記載する。
なお、平成 28 年騒音規制適合車（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）の近接排気騒音値は、公的試験機関が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示があった場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合は、協定規則第 41 号の規則 6.1.1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とする。
</td></tr>
</table>

ラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）にあっては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。 （1）協定規則又は欧州連合規則に基づく認定証 （2）車体において、協定規則に基づくマークが車両識別表示（車両データプレート）内か又はその近くに表示されていることにより、当該自動車が協定規則第 51 号第３改訂版に適合していることが確認できる場合は、当該自動車に係る欧州連合指令に基づく自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書(COC ペーパー) （3）細目告示第 118 条第１項第３号ロの基準に適合していることを証する書面であって、当該自動車を製作した者が証明した書面 3－4－21～6－8　（略） 別表第１～別表第２（略） 第１号様式～第６号様式（略） 別添 1～別添２（略）	 3－4－21～6－8　（略） 別表第１～別表２（略） 第１号様式～第６号様式（略） 別添 1～別添２（略）

(6)「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について

国自技第４８号の３
平成２９年７月３日

一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省自動車局長

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

別添

国 自 技 第 ４ ８ 号
平成２９年７月３日

各地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

自動車局長

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成９年９月１９日付け自技第１９３号）別添「基準緩和自動車の認定要領」を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。

○「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成９年９月１９日付け自技第１９３号）の一部改正について

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成９年９月１９日付け自技第１９３号）新旧対照表

制定　平成　９年　９月１９日付　　自技第１９３号
最終改正　平成２９年７月３日付　国自技第４８号

改正	現行
「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成９年９月１９日付け自技第１９３号） 第２　用語 （略） （１）～（４）　（略） （５）「継続緩和の認定」とは、保安基準第５５条第２項の規定により基準緩和の認定に期限を付した自動車について、当該期限の経過後においても引き続いて使用しようとする場合における基準緩和の認定の申請に対して認定を行うことをいう。 （６）～（１１）　（略） （１２）「自動車製作者等」とは、自動車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を輸入することを業とする者をいう。 （１３）～（１９）　（略） （２０）「バン型等セミトレーラ」とは、細目告示第７条の２、第８５条の２及び第１６３条の２に定めるセミトレーラ（いわゆるバン型、幌枠型、タンク型、コンテナ型、自動車運搬用、あおり型、スタンション型及び船底型のセミトレーラ）をいう。 （２１）　（略） （２２）「処分等要領」とは、「基準緩和自動車の行政処分等要領について」（平成２９年　月　日国自技第　　号）をいう。 （２３）「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」とは、「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（平成２８年６月３０日国自審第５３５号）別添の共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領をいう。	「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成９年９月１９日付け自技第１９３号） 第２　用語 （略） （１）～（４）　（略） （５）「継続緩和の認定」とは、保安基準第５５条第２項の規定により基準緩和の認定に期限を付した自動車について、当該期限の経過後においても引き続いて行う基準緩和の認定をいう。 （６）～（１１）　（略） （１２）「自動車製作者等」とは、自動車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を輸入することを業とするものをいう。 （１３）～（１９）　（略） （２０）「バン型等セミトレーラ」とは、細目告示第７条の２、第８５条の２及び第１６３号の２に定めるセミトレーラ（いわゆるバン型、幌枠型、タンク型、コンテナ型、自動車運搬用、あおり型、スタンション型及び船底型のセミトレーラ）をいう。 （２１）　（略） （新設） （新設）

第３　基準緩和の認定を申請することができる自動車 （略） （１）長大又は超重量で分割不可能な単体物品（以下、「単体物品」という。）を輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。） （２）分割可能な貨物を保安基準第４条の２（軸重等）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができるバン型等セミトレーラ （３）　（略） （４）保安基準第４条（車両総重量）又は同第４条の２（軸重等）に定める基準を超えて被けん引自動車をけん引することができる構造を有するけん引自動車 （５）最大限に積載した国際海上コンテナ（ＩＳＯ規格の長さ４５フィートコンテナ、４０フィートコンテナ及び２０フィートコンテナであって最大積載量が３０．４８トンであるもの（以下「４５フィートコンテナ等」という。）をいう。）を保安基準第４条（車両総重量）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有するセミトレーラ （６）最高速度が１００キロメートル毎時以下である大型貨物自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が８トン以上又は最大積載量が５トン以上のもの若しくはこれに該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車をいう。）であって高速自動車国道等を運行しないもの（平成１５年８月３１日までに製作されたものに限る。） （７）・（８）　（略） （９）路線を定めて定期的に運行する連節バス （１０）　（略） （１１）路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、高速道路等又は高速自動車国道等（最高速度の指定が８０キロメートル毎時未満であるものを含む。）を運行する距離又は時間が路線全体の２分の１以下で、かつ当該道路を６０キロメートル毎時以下で運行する自動車 （１２）・（１３）　（略）	第３　基準緩和の認定を申請することができる自動車 （略） （１）長大又は超重量で分割不可能な単体物品（以下、単に「単体物品」という。）を輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。） （２）分割可能な貨物を保安基準第４条の２（軸重等）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができるバン型等セミトレーラであって、道路管理者及び都道府県公安委員会から通行が許可されることが見込まれるもの。 （３）　（略） （４）第１号、第２号又は前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものをけん引することができる構造を有するけん引自動車（第２号及び前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものをけん引することができる構造を有するけん引自動車にあっては、道路管理者及び都道府県公安委員会から通行が許可されることが見込まれるものに限る。） （５）最大限に積載した国際海上コンテナ（ＩＳＯ規格の長さ４５フィートコンテナ、４０フィートコンテナ及び長さ２０フィートコンテナであって最大積載量が３０．４８トンであるもの（以下「４５フィートコンテナ等」という。）をいう。）を保安基準第４条（車両総重量）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有するセミトレーラ （６）最高速度が１００キロメートル毎時以下である大型貨物自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が８トン以上又は最大積載量が５トン以上のもの若しくはこれに該当する被けん引車をけん引するけん引自動車をいう。）であって高速自動車国道等を運行しないもの（平成１５年８月３１日までに製作されたものに限る。） （７）・（８）　（略） （９）路線を定めて定期的に運行する連節バスであって、長さが１８メートル以下のもの （１０）　（略） （１１）路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、高速道路等（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２２条第１項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が６０キロメートル毎時を超える道路をいう。）又は高速自動車国道等（最高速度の指定が８０キロメートル毎時未満であるものを含む。）を運行する距離又は時間が路線全体の２分の１以下で、かつ当該道路を６０キロメートル毎時以下で運行する自動車 （１２）・（１３）　（略）

（１４）誘導車として緑色の点滅する灯火を備えることが安全確保上、必要な自動車であって、第２０第１項の要件を満たすもの（但し、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。） （１５）幅が３メートル以上の被けん引自動車又は連結時全長が１６．５メートルを超える被けん引自動車をけん引するけん引自動車であって、当該被けん引自動車をけん引する場合のみに使用する緑色の点滅する灯火（車体の上部の見やすい位置に２個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは１個とみなす。）以下とする。）を備えるもの （１６）～（１８）　（略） （削除） （１９） （２０） （２１） （２２）前各号に掲げるほか、構造又は使用の態様が特殊であることにより、保安基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車 注　第１号は、４５フィートコンテナ等を輸送する被けん引自動車は含まない。	（１４）第１号及び第２０号の自動車を誘導車として緑色の点滅する灯火を備えるものであって、第２０第１項の要件を満たすもの（但し、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。） （１５）幅が３メートル以上のトレーラ又は連結時全長が１６．５メートルを超えるトレーラをけん引するトラクタであって、当該トレーラをけん引する場合のみに使用する緑色の点滅する灯火（車体の上部の見やすい位置に２個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは１個とみなす。）以下とする。）を備えるもの （１６）～（１８）　（略） （１９）外装基準の適用を受ける日本の伝統的な装飾を施した霊柩自動車（宮型霊柩自動車）であって貨物自動車運送事業用自動車として登録されるもの （２０） （２１） （２２） （２３）前各号に掲げるほか、構造又は使用の態様が特殊であることにより、基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車 注　第１号は、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車は含まない。
第５　申請書及び添付書類 １～４　（略） ５　地方運輸局長は、第１項及び第４項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局（兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び運輸事務所を含む。以下同じ。）の経由を定めることができる。	第５　申請書及び添付書類 １～４　（略） ５　地方運輸局長は、第１項及び第４項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等（陸運部、陸運事務所及び自動車検査登録事務所を含む。以下同じ。）の経由を定めることができる。
第６　審査 １　（略） （１）当該自動車の構造又は使用の態様の特殊性により保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項 （２）～（４）　（略） ２～５　（略） ６　第３第２号、第３号、第４号又は第９号に規定する自動車にあっては、第１項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しく	第６　審査 １　（略） （１）当該自動車の構造又は使用の態様の特殊性により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項 （２）～（４）　（略） ２～５　（略） ６　第３第２号に規定するバン型等セミトレーラ又は第３第４号括弧書きに規定するけん引自動車にあっては、第１項の審査に当たって、必要に応じ、道路管

は双方の意見を聴取するものとする。ただし、第９号に規定する自動車にあっては、地方公共交通会議等により、道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。	理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。
（削除）	7　第３第３号に規定するバン型等セミトレーラにあっては、第１項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。
（削除）	8　第３第９号に規定する自動車にあっては、第１項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に替えることができる。
第７　条件、期限及び制限の付与	第７　条件、期限及び制限の付与
１　地方運輸局長は、基準緩和の認定を行う場合は、別表第２の基準緩和項目に応じて、それぞれ同表に掲げる条件又は制限のうち必要と認めるものを付すものとする。この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付するものとする。ただし、必要と認める場合は、基準緩和項目に応じて、同表に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付すことができる。	１　地方運輸局長は、基準緩和の認定を行う場合は、別表第２の基準緩和項目に応じて、それぞれ同表に掲げる条件又は制限のうち必要と認めるものを付すものとする。この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付するものとする。ただし、必要と認める場合は、基準緩和項目に応じて、同表に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付すことができる。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）第１２に基づき基準緩和の認定を受ける長尺貨物を輸送するセミトレーラ　同表中「長さ（００１）」については１９を、「最小回転半径（００８）」については、２	（２）第１２に基づき基準緩和の認定を受ける長尺貨物を輸送するセミトレーラ　同表中「長さ（００１）」については１９を、「最小回転半径（００８）」については、２を付与する。
２～４　（略）	２～４　（略）
５　地方運輸局長は、第１８の規定に基づき第３第１９号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すとともに、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。	５　地方運輸局長は、第１８の規定に基づき第３第２０号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すとともに、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。
（１）保安基準第１２条及び第１３条に規定する条項を認定する必要がある場合には、運行速度（２５キロメートル毎時を上限）及び運行期間中のけん引自動車との連結状態	（１）保安基準第１２条及び第１３条に規定する条項を認定する必要がある場合には、運行速度（２５キロメートル毎時を上限）及び運行期間中のけん引車との連結状態
（２）～（５）　（略）	（２）～（５）　（略）
６　地方運輸局長は、第１９の規定に基づき第３第２０号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付すものとする。	６　地方運輸局長は、第１９の規定に基づき第３第２１号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付すものとする。

第８　基準緩和の認定等

１～３　（略）

４　地方運輸局長は、第６、第１１、第１２、第１３、第１５、第１６、第１７、第１８、第１９又は第２０の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合並びに別途定める処分等要領による申請者の累積違反点数が５５点以上の場合は、保安基準第５５条第７項に該当するものとして基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

第９　継続緩和の認定

１・２　（略）

３　地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第６第２項の自動車にあっては、第６（第２項を除く。）の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

この場合において、第６第３項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第９第３項第１号」と読み替えるものとする。

（１）・（２）　（略）

（３）継続緩和の認定を受けようとする自動車に係る物品の輸送について、次の①から③に掲げるそれぞれの申請に応じて定める期間に都道府県公安委員会からの貨物の積載に係る違反通知が無いこと及び道路管理者からの特殊車両通行許可違反通知が無いこと。

①第４項又は第５項第１号に基づく申請　申請直前の２か年間

②第５項第２号に基づく申請であって、③に掲げる申請以外の申請　申請直前の３か年間

③第５項第２号に基づく申請であって、連続した２回目以降の申請　申請直前の４か年間

第８　基準緩和の認定等

１～３　（略）

４　地方運輸局長は、第６、第１１、第１２、第１３、第１５、第１６、第１７、第１８、第１９又は第２０の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合、基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

第９　継続緩和の認定

１・２　（略）

３　地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第６第２項の自動車にあっては、第６（第２項を除く。）の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

この場合において、第６第３項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第９第３項第１号」と読み替えるものとする。

（１）・（２）　（略）

（３）継続緩和の認定を受けようとする自動車に係る申請直前の２か年間における物品の輸送について、都道府県公安委員会からの貨物の積載に係る違反通知が無いこと及び道路管理者からの特殊車両通行許可違反通知がないこと。

（新設）

（新設）

（新設）

４　地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第８第１項の規定にかかわらず、第７第１項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して２年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して１年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第５号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。	４　地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第８第１項の規定にかかわらず、第７第１項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して２年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して１年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第５号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。 第８第２項から第４項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第８第３項の適用に当たって、「第１項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第８第４項の規定の適用に当たって、「第６、第１１、第１２、第１３、第１５、第１６、第１７、第１８、第１９又は第２０」とあるのは「前項」とそれぞれ読み替えるものとする。
５　継続緩和の認定を受けようとする自動車が基準緩和の認定に付された期限内に第２１第１項に基づく行政処分等を受けておらず、かつ、当該自動車の使用の本拠を置く営業所等が全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定（以下「安全性優良事業所認定」という。）を受けているとして申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、緩和の期限を次の各号のとおりとする。 （１）初回継続緩和の認定にあっては、基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して３年を経過した日までを最長として、当該継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して２年を経過した日までの期限を付す。 （２）前号の認定を受けた自動車の継続緩和の認定にあっては、基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して４年を経過した日までを最長として、当該継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して３年を経過した日までの期限を付す。 （３）前２号により処理された自動車が第２１第１項に基づく行政処分等を受けた場合又は安全性優良事業所認定が失効又は返納した場合は、次の継続緩和の認定は、前項の規定により期限を付す。	（新設）
６　地方運輸局長は、前２項の審査において、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することが	（新設）

できる。 7　第８第２項から第４項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第８第３項の適用に当たって、「第１項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第８第４項の規定の適用に当たって、「第６、第１１、第１２、第１３、第１５、第１６、第１７、第１８、第１９又は第２０」とあるのは「第９第３項」とそれぞれ読み替えるものとする。 8　（略）	5　（略）
第１０　基準緩和の認定一括処理の特例	第１０　基準緩和の認定一括処理の特例
1　第３に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、基準緩和の認定一括処理を行うことができるものとする。この場合において、第１号の自動車にあっては、新型自動車取扱要領に基づく新型自動車、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領に基づく共通構造部多仕様自動車又は輸入自動車特別取扱要領に基づく輸入自動車取扱自動車（以下「新型自動車等」という。）の車両総重量の届出値に対して±４００キログラムの範囲を示して（基準の制限などにより上限値又は下限値が定められているものにあっては、当該上限値又は下限値を限度とする。）認定することができる（軸重等の取扱いもこれに準じる。）。 （１）・（２）　（略） （３）その構造又は使用の態様が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められる除雪等に使用される自動車	1　第３に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、第４第１項の規定にかかわらず、使用者以外のものが申請した自動車に対し、基準緩和の認定を行うことができるものとする。この場合において、第１号の自動車にあっては、新型自動車取扱要領に基づく新型自動車又は輸入自動車特別取扱要領に基づく輸入自動車取扱自動車（以下「新型自動車等」という。）の車両総重量の届出値に対して±４００キログラムの範囲を示して（基準の制限などにより上限値又は下限値が定められているものにあっては、当該上限値又は下限値を限度とする。）認定することができる（軸重等の取扱いもこれに準じる。）。 （１）・（２）　（略） （新設）
2　前項第１号及び第２号の規定に基づく申請は、第４第１項の規定にかかわらず、自動車の製作者又は製作者と販売契約を締結した者に限り行うことができる。 ３～６　（略） 7　（略） （１）当該自動車と第１項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車との相違が自動車型式認証実施要領中「附則１　自動車等の同一型式判定要領第１」又は共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領中「附則１　共通構造部の同一型式の範囲第２」で定める同一型式の範囲内にあること。 （２）・（３）　（略） 8　（略） （１）当該自動車と第１項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車との相違が自動車型式認証実施要領中「附則１　自動車等の同一型式判定要領第１」	2　前項の規定に基づく申請は、第４第１項の規定にかかわらず、自動車の製作者又は製作者と販売契約を締結した者に限り行うことができる。 ３～６　（略） 7　（略） （１）当該自動車と第１項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車との相違が自動車型式認証実施要領中「附則１　自動車等の同一型式判定要領第１」で定める同一型式の範囲内にあること。 （２）・（３）　（略） 8　（略） （１）当該自動車と第１項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車との相違が自動車型式認証実施要領中「附則１　自動車等の同一型式判定要領第１」

又は共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領中「附則１　共通構造部の同一型式の範囲第２」で定める同一型式の範囲内にあること。 （２）　（略） ９　第１項第３号に規定する自動車について、使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長がその地域性を考慮した結果、必要と認める保安基準の条項並びに条件及び制限をあらかじめ公示することにより基準緩和の認定を行うことができる。	で定める同一型式の範囲内にあること。 （２）　（略） （新設）
第１１　分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例 １　（略） （１）保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項 （２）～（５）　（略） ２・３　（略）	第１１　分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例 １　（略） （１）基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項 （２）～（５）　（略） ２・３　（略）
第１２　長尺貨物を輸送するバン型等セミトレーラの審査の特例 １　（略） （１）保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項 （２）～（６）　（略） ２　前項に関し、バン型等セミトレーラの構造については、細目告示第７条の２、同第８５条の２及び同第１６３条の２に定める基準を準用し審査するものとする。 ３　（略）	第１２　長尺貨物を輸送するバン型等セミトレーラの審査の特例 １　（略） （１）基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項 （２）～（６）　（略） ２　前項に関し、バン型等の構造については、細目告示第７条の２、同第８５条の２及び同第１６３条の２に定める基準を準用し審査するものとする。 ３　（略）
第１３　国際海上コンテナを輸送するセミトレーラの審査及び表示の特例 １　（略） （１）４５フィートコンテナ等を輸送することにより保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項 （２）～（５）　（略） ２　（略）	第１３　国際海上コンテナを輸送するセミトレーラの審査及び表示の特例 １　（略） （１）４５フィートコンテナ等を輸送することにより基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項 （２）～（５）　（略） ２　（略）
第１７　道路を横断する場合に限って運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例 １　地方運輸局長は、第３第１８号に規定する自動車であって、保安基準第２条（長さ及び幅）、同第４条（車両総重量）、同第４条及び第４条の２（軸重等）	第１７　道路を横断する場合に限って運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例 １　地方運輸局長は、第３第１８号に規定する自動車であって、保安基準第２条（長さ及び幅）、同第４条（車両総重量）、同第４条及び第４条の２（軸重等）

又は同第６条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第６第１項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

（１）保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項

（２）～（５）　（略）

２・３　（略）

第１８　トレーラ・ハウスの特例

１　第３第１９号に規定する自動車にあっては、第４第１項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

２　前項の自動車にあっては、幅が３メートル以上の被けん引自動車又は連結時全長が１６．５メートルを超えるものに限り、車体の上部等の周囲から見やすい位置に４個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは１個とみなす。）以下の緑色の点滅する灯火を備える車両として申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

３・４　（略）

第１９　災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

１　地方運輸局長は、第３第２０号に規定する自動車にあっては、第６第１項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査するものとする。

２　前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供する自動車は、別表第１にかかわらず、第１号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第７第６項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第１号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第４号及び第６号を添付すればよいものとする。

（１）～（６）　（略）

又は同第６条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第６第１項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

（１）基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項

（２）～（５）　（略）

２・３　（略）

第１８　トレーラ・ハウスの特例

１　第３第２０号に規定する自動車にあっては、第４第１項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

２　前項の自動車にあっては、幅が３メートル以上のトレーラ又は連結時全長が１６．５メートルを超えるものに限り、車体の上部等の周囲から見やすい位置に４個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは１個とみなす。）以下の緑色の点滅する灯火を備える車両として申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

３・４　（略）

第１９　災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

１　地方運輸局長は、第３第２１号に規定する自動車にあっては、第６第１項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査するものとする。

２　前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供する自動車は、別表第１にかかわらず、第１号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第７第６項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第１号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の４号及び６号を添付すればよいものとする。

（１）～（６）　（略）

３　第１項の申請をしようとするものであって、災害復旧の用に供する自動車については、第１号様式の基準緩和認定申請書に別表第１の添付資料一覧表に掲げる資料を添付するものとする。この場合において、別表第１に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第７第６項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第１号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第５号及び第８号を添付すればよいものとする。 （１）～（８）　（略）	３　前１項の申請をしようとするものであって、災害復旧の用に供する自動車については、第１号様式の基準緩和認定申請書に別表第１の添付資料一覧表に掲げる資料を添付すること。この場合において、別表第１に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第７第６項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第１号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の５号及び８号を添付すればよいものとする。 （１）～（８）　（略）
第２０　緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例	第２０　緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例
１　第３第１４号の申請できる自動車の要件とは次に掲げるものとし、必要最小限の車両数をもって基準緩和の認定を申請することができるものとする。 （１）次に掲げる誘導車であって、次のイからトのいずれかに該当するもの。 イ　道路通行許可において誘導車を配置することを条件として付された自動車（以下「誘導される自動車」という。）の使用者と同一の者が使用する誘導車 ロ・ハ　（略） ニ　物品の輸送に関し、誘導される自動車を必要とする荷物の所有者等（以下「荷主」という。）と当該物品の輸送に関し誘導車を配置する契約を締結した者が使用する誘導車 ホ　（略） ヘ　第３第１９号のトレーラ・ハウス（以下「誘導されるトレーラ・ハウス」という。）を運行させようとする者が使用する誘導車 ト　（略） （２）　（略） ２　（略） （１）～（９）　（略） （１０）誘導される自動車の特殊車両通行許可証の写し（誘導される自動車が第３第１号の自動車及び第３第１９号のトレーラ・ハウスにあっては、幅が３メートル以上又は連結時全長が１６．５メートルを超えることが分かる書面でも良いものとする。） （１１）　（略）	１　第３第１４号の申請できる自動車の要件とは次に掲げるものとし、必要最小限の車両数をもって基準緩和の認定を申請することができるものとする。 （１）次に掲げる誘導車であって、次のイからトのいずれかに該当するもの。 イ　第３第１号の自動車（幅が３メートル以上又は連結時全長が１６．５メートルを超えるものに限る。以下「誘導される自動車」という。）の使用者と同一の者が使用する誘導車 ロ・ハ　（略） ニ　物品の輸送に関し、第３第１号の自動車（幅が３メートル以上又は連結時全長が１６．５メートルを超えるもの）を必要とする荷物の所有者等（以下「荷主」という。）と当該物品の輸送に関し誘導車を配置する契約を締結した者が使用する誘導車 ホ　（略） ヘ　第３第２０号のトレーラ・ハウス（幅が３メートル以上又は連結時全長が１６．５メートルを超えるものに限る。以下「誘導されるトレーラ・ハウス」という。）を運行させようとする者が使用する誘導車 ト　（略） （２）　（略） ２　（略） （１）～（９）　（略） （新設）

３　（略）

第２１　行政処分等

１　地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車について、当該自動車の使用者以外の者が使用した場合も含め、法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準緩和の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合は、申請者に対し緩和監査（法第１００条第２項に基づく検査及び関係者への質問）を実施し、事実関係を確認したうえで、別途定める処分等要領に基づき、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準緩和の認定の取消処分を行うものとする。

２　（略）

３　基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。

（１）～（４）　（略）

（５）第３第１９号に規定する自動車で、第８第１項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に特定地までの運行が終了した場合

（６）第３第２０号に規定する自動車で、第８第１項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に災害応急対策又は災害復旧活動のための運行が終了した場合

（７）当該自動車のすべての緩和認定項目が基準内となった場合

（８）使用者が変更となった場合（管理組織体制に変更の無いものを除く。）

４　地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、新聞等報道や関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、特に第７第２項及び第９第４項の規定に基づいて期限が付された自動車の運行状況の把握に努めるものとする。

別表第１　添付資料一覧表（第５及び第９関係）

適用条項	項目	保安基準第５５条第１項に規定する大臣が定める告示	１～１１	１２	１３・１４
			（略）	安全性優良事	（略）

（１０）　（略）

３　（略）

第２１　行政処分等

１　地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車について、当該自動車の使用者以外の者が使用した場合も含め、法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準緩和の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合は、別途定めるところにより、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準緩和の認定の取消処分を行うものとする。

２　（略）

３　基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。

（１）～（４）　（略）

（５）第３第２０号に規定する自動車で、第８第１項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に特定地までの運行が終了した場合

（６）第３第２１号に規定する自動車で、第８第１項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に災害応急対策又は災害復旧活動のための運行が終了した場合

（新設）

（新設）

４　地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、事業者監査、関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、特に第７第２項及び第９第４項の規定に基づいて期限が付された自動車の運行状況の把握に努めるものとする。

別表第１　添付資料一覧表（第５及び第９関係）

適用条項	項目	保安基準第５５条第１項に規定する大臣が定める告示	１～１１	１２・１３
			（略）	（略）

			保安基準等の条項		業所認定証◎	
	長さ、幅及び高さ	（略）	（略）	（略）	―	（略）
	車両総重量	（略）	（略）	（略）	―	（略）
		継続緩和（認定要領第３第２号、第３号及び第５号の自動車を除く）	（略）	（略）	○	（略）
		（略）	（略）	（略）	―	（略）
	軸重等	（略）	（略）	（略）	―	（略）
		継続緩和（認定要領第３第２号、第３号及び第５号の自動車を除く）	（略）	（略）	○	（略）
		（略）	（略）	（略）	―	（略）
（略）						

			保安基準等の条項		
	長さ、幅及び高さ	（略）	（略）	（略）	（略）
	車両総重量	（略）	（略）	（略）	（略）
		継続緩和（認定要領第３第２号、第３号及び第５号の自動車を除く）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）
	軸重等	（略）	（略）	（略）	（略）
		継続緩和（認定要領第３第２号、第３号及び第５号の自動車を除く）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）
（略）					

【備考】
（１）～（８）　（略）
（９）◎は、安全性優良事業所認定を受け、認定要領第９第５項に基づき申請する場合に限る。
　なお、安全性優良事業所認定証（写し）又は貨物自動車運送事業安全性評価事業評価結果通知書（写し）等、申請時において安全性優良事業所の認定を受けている事実が分かる書面をもって、代えることができる。
（１０）～（１８）

別表第２　条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第７及び第１３関係）

基準緩和項目（数字番号）	条件又は制限（数字番号）
長さ（００１）～乗車定員（０６９）	（略）
その他の灯火等の制限（点滅する灯火等）	１～１０　（略） １１　緑色の点滅灯火の点灯は、道路通行許可において誘導車を配置することを条件として付された自動車を誘導している場合に限る。 １２　誘導車として使用しなくなった場合には、すみやかに基準緩和の認定の取消を申請すること。 （削除） （削除） （削除） １３　誘導中は他の車両をけん引している状態でないこと。
その他の項目	（略）
上記の項目について基準緩和の度合いが大きい	（略）

【備考】
（１）～（８）　（略）
（新設）

（９）～（１７）

別表第２　条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第７及び第１３関係）

基準緩和項目（数字番号）	条件又は制限（数字番号）
長さ（００１）～乗車定員（０６９）	（略）
その他の灯火等の制限（点滅する灯火等）	１～１０　（略） １１　緑色の点滅灯火の点灯は、積載物品が長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送するトレーラであって、車両の構造等が幅３メートル以上又は連結時全長１６．５メートルを超えるものを誘導している場合に限る。 １２　基準緩和の認定を受けたトレーラを誘導しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消を申請すること。 １３　（略） １４　（略） １５　（略） １６　誘導中は他の車両をけん引している状態でないこと。
その他の項目	（略）
上記の項目について基準緩和の度合いが大きい	（略）

自動車	

第１号様式（第５関係）

第１号様式（第５関係）

基準緩和認定申請書

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

１　車名及び型式
２　種別及び用途
３　車体の形状
４　自動車登録番号及び車台番号
５　使用の本拠の位置
６　構造又は使用の態様の特殊性
７　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
８　認定を必要とする理由
９　省略する添付資料

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
(1)　申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
(3)　型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
(4)　車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
(5)　認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第３第２０号に規定する自動車にあっては、「災害応急対策及び災害復旧の内容」について記載すること。
(6)　一括緩和申請の場合は、標題に「（一括）」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。
(7)　省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第４号様式（第９関係）

自動車	

第１号様式（第５関係）

第１号様式（第５関係）

基準緩和認定申請書

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

１　車名及び型式
２　種別及び用途
３　車体の形状
４　自動車登録番号及び車台番号
５　使用の本拠の位置
６　構造又は使用の態様の特殊性
７　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
８　認定を必要とする理由
９　省略する添付資料

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
(1)　申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
(3)　型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
(4)　車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
(5)　認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第３第２１号に規定する自動車にあっては、「災害応急対策及び災害復旧の内容」について記載すること。
(6)　一括緩和申請の場合は、標題に「（一括）」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。
(7)　省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第４号様式（第９関係）

第４号様式（第９関係）

基準緩和認定申請書（継続）

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　車名及び型式

2　種別及び用途

3　車体の形状

4　自動車登録番号及び車台番号

5　使用の本拠の位置

6　初回の基準緩和認定

7　前回及び前々回の基準緩和認定

8　構造又は使用の態様の特殊性

9　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容

10　認定を必要とする理由

11　変更事項の有無

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1)　申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者と　　する。

(2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3)　認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。

(4)　初回、前回及び前々回の基準緩和認定については、基準緩和認定書の文書番　　号及び年月日を記載する。ただし、安全性優良事業所認定を受けているとして申請を行う場合以外については、前々回の記載をしなくてもよい。

参考２（別表第１関係）

第４号様式（第９関係）

基準緩和認定申請書（継続）

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　車名及び型式

2　種別及び用途

3　車体の形状

4　自動車登録番号及び車台番号

5　使用の本拠の位置

6　初回の基準緩和認定

7　前回の基準緩和認定

8　構造又は使用の態様の特殊性

9　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容

10　認定を必要とする理由

11　変更事項の有無

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1)　申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者と　　する。

(2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3)　認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。

(4)　初回及び前回の基準緩和認定については、基準緩和認定書の文書番　　号及び年月日を記載する。

参考２（別表第１関係）

参考２（別表第１関係）

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

誓　　約　　書

弊社が　　する車名　　、型式　　、車台番号　　の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

（個別緩和の場合）

１　認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。

２　運行に当たっては、道路運送法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。

３　１に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。

４．重大事故時には、遅滞なく通報します。

（一括緩和の場合）

当該自動車の使用者に対し、基準緩和の認定の趣旨について周知します。

（安全性優良事業所の場合）

本申請の認定審査期間中に、安全性優良事業所の認定が失効又は返納した場合は、速やかに報告します。

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1)　申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
(3)　申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
(4)　下線部分には、個別緩和及び継続緩和にあっては「使用」と、一括緩和にあっては「基準緩和の認定を申請」と記載する。
(5)　型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
(6)　車台番号の打刻のない自動車にあっては、製造番号とする。

参考２（別表第１関係）

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

誓　　約　　書

弊社が　　する車名　　、型式　　、車台番号　　の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

（個別緩和の場合）

１　認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。

２　運行に当たっては、道路運送法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。

３　１に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。

４．重大事故時には、遅滞なく通報します。

（一括緩和の場合）

当該自動車の使用者に対し、基準緩和の認定の趣旨について周知します。

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1)　申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
(3)　申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
(4)　下線部分には、個別緩和及び継続緩和にあっては「使用」と、一括緩和にあっては「基準緩和の認定を申請」と記載する。
(5)　型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
(6)　車台番号の打刻のない自動車にあっては、製造番号とする。

附則（平成２９年７月３日　国自技第４８号）

（適用時期）
１　この要領は、改正日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
（経過措置）
２　既に第９の継続緩和の認定を受けた自動車については、自動車検査証に記載された緩和の期限が平成２９年７月３日以降のものにあって継続緩和の認定を行う際は、第９第５項第１号に準ずる。

(7) 基準緩和自動車の行政処分等要領について

国自技第４９号の３
平成２９年７月３日

一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

基準緩和自動車の行政処分等要領について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

別添

国 自 技 第 ４ ９ 号
平成２９年７月３日

各地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

自動車局長

基準緩和自動車の行政処分等要領について

現在、基準緩和の認定を受けた自動車の行政処分等については「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成９年９月１９日付け自技第１９３号）により取扱っているところであるが、今般、本取扱いを全面的に見直し、平成２９年７月１日以降は別紙のとおり取り扱うこととしたので了知されたい。

なお、「基準緩和自動車の行政処分等要領について（依命通達）」（平成９年９月１９日付け自技第１９５号）は、平成２９年６月３０日をもって廃止する。

別紙

基準緩和自動車の行政処分等要領

第１　適用範囲

道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号。以下「保安基準」という。）第５５条第１項の規定に基づき地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が行う保安基準の緩和の認定について、同条第６項に基づき行政処分等を行おうとする場合には、この要領により行うものとする。

第２　用語

この要領における用語の定義は、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成９年９月１９日自技第１９３号）別添基準緩和自動車の認定要領第２に定めるところによるほか、次によるものとする。

（１）「行政処分等」とは、保安基準第５５条第６項第２号及び第３号の規定に基づく、基準緩和の認定の取消処分並びにこれに至らぬものとして行う文書警告及び文書勧告をいう。

（２）「文書警告」とは、定められた期日までに違反事由の改善を求めるとともに、必要な報告を行わせる行政指導をいう。

（３）「文書勧告」とは、違反事由の改善を求める行政指導をいう。

第３　通則

１　行政処分等を行うにあたり、地方運輸局長から指名された職員は、当該基準緩和自動車の使用者に対し、法第１００条第２項に基づく検査等（以下「緩和監査」という。）を実施し、違反事実を確認するものとする。

２　基準緩和自動車の行政処分等は、第４に規定する違反点数の取扱いに基づき算出した違反点数により行うものとする。

３　地方運輸局長が基準緩和自動車の行政処分等を行う場合、取消処分にあっては、様式第１による通知を当該基準緩和自動車の使用者に交付するものとする。また、文書勧告又は文書警告にあっては、それぞれ様式第２、様式第３－１又は様式第３－２を使用するものとする。

第４　違反点数の取扱い

１　基準緩和自動車の違反行為及び違反点数は別表第１（違反行為及び違反事項別の基礎点数）、別表第２（事故等に応じた加算点数）、別表第３（関係法令の違反に応じた加算点数）によるものとする。

２　緩和監査により確認された違反行為については、基準緩和自動車ごとに別表第１の

違反事項に対する基礎点数を合算し、また、別表第２及び別表第３による事故及び違反等の種類ごと（各表において、加算点数項目が複数ある場合には、最も点数が大きいもの）に加算して得た点数を付するものとする。

３　行政処分等は、前項により付された違反点数を用い、別表第４（行政処分等の量定）により決定するものとする。なお、基準緩和自動車の違反点数については違反行為に対する行政処分等を行った日から２年を経過する日をもって消滅するものとする。

４　基準緩和自動車の使用者は、使用の本拠の位置ごとに前２項により付した違反点数の総合計を一定期間累計（以下「累計違反点数」という。）するものとし、次の各号により取り扱うものとする。

（１）基準緩和自動車に付する違反点数及び当該基準緩和自動車の使用者の累積違反点数は別表第５（基準緩和自動車処分等管理台帳）により地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）で管理するものとする。

（２）累積違反点数は最後に行政処分等を行った日から２年を経過する日をもって消滅するものとする。また、最後の行政処分等を行った日から２年を経過しないで違反事実の確認を行った場合は累積違反点数を加算するものとする。

（３）前号の「行政処分等を行った日」とは、取消処分の場合は、取消通知書を交付した日、文書勧告又は文書警告の場合は勧告書又は警告書を交付した日とする。

（４）累積期間中に当該自動車の使用者を変更した場合、かつ新使用者と旧使用者の管理組織体制が同等な場合（基準緩和認定変更申請として扱うことができるもの）であって、保安基準第５５条第７項に規定する認定をしない理由があると認められるところは、次のとおりとする。

①累積違反点数が第２号の規定により消滅するまでの間（以下「累積期間中」という。）に法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた累積違反点数は、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。

②累積期間中に法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人及び承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。

（５）けん引自動車及び被けん引自動車を組み合わせた場合の違反点数の取扱いについて、けん引自動車及び被けん引自動車の両方が基準緩和自動車である場合、それぞれの基準緩和自動車及び当該基準緩和自動車の使用者に係るものとして行政処分等を行う。

ただし、別表第２、別表第３の加算点数は、けん引自動車に加算する。また、被けん引自動車のみが基準緩和自動車の場合は、当該基準緩和自動車に係るものとして違反点数を付す。

第５　文書勧告及び文書警告

１　文書勧告を行う場合は、原則として基準緩和自動車の使用者等を地方運輸局又は運輸支局（兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び運

輸事務所を含む。以下同じ。）に呼び出し、勧告事項に対する改善について指導するものとする。

2　文書警告を行う場合は、原則として基準緩和自動車の使用者等を地方運輸局又は運輸支局に呼び出し、警告事項に対する改善について指導するとともに行政処分等を行った日から２か月以内に報告を行うよう措置するものとする。（違反行為を行った基準緩和自動車の基準緩和認定が失効している場合を除く。）

第６　基準緩和の認定の取消処分

1　文書警告を受けた日から起算して２年以内に更に２回の文書警告を受けた場合は、基準緩和自動車の認定を取り消すものとする。

2　第４第３項による行政処分の量定により、基準緩和自動車の認定を取り消すものとする。

ただし、認定要領第１０で規定する一括処理により認定された自動車については、使用者に対し第５により指導するものとする。

3　基準緩和の認定の取消処分を行う場合は、国土交通省聴聞手続規則（平成１２年総理府・運輸省・建設省令第１号）の規定に基づき当該基準緩和自動車の使用者に対し、様式第４により通知を行い、聴聞するものとする。

4　基準緩和の認定の取消処分を行う前に当該基準緩和自動車が認定要領第２１第３項の各号のいずれかにより基準緩和の認定を失効した場合にあっては文書警告を行う。

第７　行政処分の公表

1　基準緩和の認定の取消処分にあたっては、次の各号に掲げる事項について公表するものとする。

（1）行政処分の年月日

（2）基準緩和自動車の使用者の氏名又は名称及び使用の本拠の位置

（3）基準緩和自動車の自動車登録番号及び車体の形状

（4）行政処分の内容

（5）違反行為の概要

2　基準緩和の認定の取消処分の公表については、広報資料及びホームページに掲載する等により行うものとする。なお、重大事故を惹起し、かつ、当該事故について報道される等社会的な関心が高いと認められる基準緩和の認定の取消処分については、報道機関等に前項の内容を記載した資料を提供するものとする。

別表第１　違反行為及び違反事項別の基礎点数

別表第２　事故等に応じた加算点数

別表第３　関係法令の違反に応じた加算点数

別表第４　行政処分等の量定

別表第５　基準緩和自動車処分等管理台帳

様式第１　道路運送車両の保安基準緩和認定の取消通知書様式
様式第２　勧告書の通知様式
様式第３－１　初回又は２回目警告書の通知様式
様式第３－２　基準緩和の認定の取消処分相当の警告書の通知様式
様式第４　聴聞の通知様式

附則
（適用時期）
１　この要領は、平成２９年７月３日以降に実施する緩和監査から適用する。

別表第１（違反行為及び違反事項別の基礎点数）

違反行為	違反事項	基礎点数	適用保安基準
基準緩和の認定に付された条件又は制限を遵守せずに運行した場合	１　全ての基準緩和自動車 制限事項に記載された車体表示をしていなかった（※１）	１点	第５５条 第６項 第３号
	２　速度抑制装置の緩和を受けた基準緩和自動車 ①　制限事項に違反し、高速自動車国道等を運行 ②　制限事項に違反し、離島以外の道路を運行 （整備等のための運行を除く。）	８点	
	３　長さ、幅、高さ、車両総重量、軸重、隣接軸重の緩和を受けた基準緩和自動車 ①　運行速度違反 ②　積載重量等の制限違反（過積載） ③　特殊車両通行許可違反（未許可含む） ④　制限外許可違反（未許可含む） ⑤　バラ積み運行（分割不可能な単体物品の制限違反） ⑥　①～⑤以外の条件及び制限事項違反	 ３点（※２） ３点（※２） ３点 ３点 ３点 ３点	
	４　２及び３以外の基準緩和自動車 条件及び制限事項違反（※３）	３点	
文書警告後の改善未実施	５　文書警告を受けた後、改善報告を行わずに運行した場合	１１点	第５５条 第６項 第２号
虚偽による保安基準緩和認定申請により認定を受けた場合	６　保安基準第５５条第３項から第５項で求めた書面等が事実と異なり、かつ、当該書面が作為的に作成されたことが判明した場合	１１点	

（※１）監査において、２から４の違反行為を確認した際に、当該違反行為があった場合に限り加算する。
（※２）違反が初回のときは３点、当該違反に基づく行政処分等の後１年以内に同違反があった場合７点とする。
別表第２に該当する事故等に応じた加算点数がある場合は、初回であっても８点とする。
（※３）道路交通法及び道路法を遵守する旨の条件違反を除く。

別表第２（事故等に応じた加算点数）

事故等の種類	加算点数
次に掲げる事故等であって、別表第１に掲げる違反行為が認められたもの	
１　自動車が転覆（道路上において路面と３５度以上傾斜したとき）し、転落（道路外に転落した場合で、その落差が０．５メートル以上のとき）し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）　と衝突し、若しくは接触した事故を引き起こした場合	８点
２　１０台以上の自動車の衝突又は接触を生じた事故を引き起こした場合	８点
３　死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和３０年政令第２８６号）第５条第２号又は第３号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた事故を引き起こした場合	８点
４　１０人以上の負傷者を生じた事故を引き起こした場合	８点
５　自動車に積載された危険物等（自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）第２条第５号イからトまでに掲げるもの）の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした事故を引き起こした場合	３点
６　自動車に積載されたコンテナを落下したもの	３点
７　橋脚、架線その他鉄道施設（鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）第８条第１項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正１０年法律第７６号）による軌道施設を含む。）を損傷し、３時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させた事故を引き起こした場合	３点
８　高速道路等において、３時間以上自動車の通行を禁止させた事故を引き起こした場合	３点
９　車両総重量に関する基準緩和の認定を受けた自動車がその積載貨物の飛散又は落下させた事故等を引き起こした場合	３点

別表第３（関係法令の違反に応じた加算点数）

関係法令の違反の種類	加算点数
次に掲げる場合であって、別表第２に掲げる事故等が認められなかったもの	
１　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）、道路法（特殊車両通行許可違反を除く。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）（制限外許可違反を除く。）関係の違反（自動車の運行の安全の確保及び公害防止に係るものに限る。以下、本表において「違反」という。）が当該事故の発生に大きく関与したと認められ、かつ、当該事故の被害状況が甚大で社会的影響度が高いと判断される場合	５点
２　違反が当該事故の発生に大きく関与したと認められる場合	３点
３　違反の状況が著しいと認められる場合	１点
４　酒気帯び運転（道路交通法第６５条第１項の規定に違反する行為をいう。）、無免許運転（同法第６４条の規定に違反する行為をいう。）、大型自動車等無資格運転（同法第８５条第５項から第９項までの規定に違反する行為をいう。）又は麻薬等運転（同法第１１７条の２第３号の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの。	８点
５　救護義務違反（道路交通法第１１７条の罪に当たる行為をいう。）があったもの	８点

別表第４（行政処分等の量定）

合計違反点数	行政処分等
１～４点	文書勧告
５～１０点	文書警告
１１点以上	基準緩和の認定の取消処分

別表第５　(基準緩和自動車処分等管理台帳(使用者及び営業所の累積点数))

2017/7/4

所轄局	
使用者名	
営業所名	
使用の本拠の位置	

累積点数	
累積点数カウント開始日	
累積点数(月日時点)	(　　)

※累積点数カウント開始日は個々の違反処分日から２年を経過していないもので最も過去の日

登録番号	車台番号	基準緩和認定番号	基準緩和認定日	勧告	警告	取消	文書番号	処分日	消滅日	違反点数	処分内容概要	改善報告書提出日		備考
					警告１									
					警告２									

様式第１（基準緩和の認定の取消通知書の例）

○○第○○○号

道路運送車両の保安基準緩和認定の取消通知書

事　業　者　名
代表取締役　□□　□□　殿

貴○が使用する保安基準緩和認定自動車について、保安基準緩和認定の際に付した条件、制限等に違反して運行していた事実が認められたため、道路運送車両の保安基準第５５条第６項３号の規定により当該車両の保安基準緩和認定を下記のとおり取り消すこととしたので通知する。

なお、おって○○運輸支局長から道路運送車両法施行規則第５２条の規定に基づき、当該自動車に係る自動車検査証の提示の命令が発せられるので、その命令に従って自動車検査証への記載を受けるとともに、当該自動車に係る基準緩和認定書を返納されたい。

また、当該自動車の基準緩和認定に係る標識及び制限付加事項の表示についても遅滞なく抹消されたい。

記

１．保安基準緩和認定自動車
（１）自動車登録番号：○○○○○
（２）車名・型式：○○・○○
（３）車台番号：○○○○○
（４）認定日・番号：平成○年○月○日・○第○○○号
（５）使用の本拠の位置：○○県○○市○○○○

２．違反事項　　別紙のとおり（別紙（例）参照）

３．取り消し日　　平成○年○月○日

４．基準緩和の認定申請及び認定一括処理の特例についての措置
基準緩和認定要領（平成９年９月○日公示第○号）に基づく、基準緩和の認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、１．（１）が所属する営業所（事業場）において上記３の取り消し日から起算して２４ヶ月間これを行うことができない。
（※４は、累積違反点数が５５点以上の場合に付記する。）

５．累積違反点数　○○○点

平成○年○月○日

○○運輸局長　○○　○○　印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内又は、処分があった日の翌日から起算して１年以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から６ヶ月以内又は処分の日から１年以内に国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日から６ヶ月を経過したとき、又は処分決定の日から１年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

（日本工業規格Ａ列４番）

様式第２（勧告書の例）

○○第○○○○号
平成○年○月○日

事　業　者　名
代表取締役　□□　□□　殿

○○運輸局長（支局長）　○○　○○

勧　　告　　書

貴○が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を平成○年○月○日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。

このような行為は、道路運送車両の保安基準第５５条第６項３号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適正な運行を行うよう勧告する。

記

１．保安基準緩和認定自動車
（１）自動車登録番号：○○○○○
（２）車 名 ・ 型 式：○○・○○
（３）車　台　番　号：○○○○○
（４）認 定 日 ・ 番 号：平成○年○月○日・○第○○○号

２．違反事項
　別紙のとおり（別紙（例）参照）

３．累積違反点数　○○○点

４．基準緩和の認定申請及び認定一括処理の特例についての措置
　基準緩和認定要領（平成９年９月○日公示第○号）に基づく、基準緩和の認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、１．（１）の自動車が所属する営業所（事業場）において本勧告日から起算して２４ヶ月間これを行うことができない。
（※４は、累積違反点数が５５点以上の場合に付記する）

（日本工業規格Ａ列４番）

様式第３－１（初回又は２回目の警告書の例）

○○第○○○○号
平成○年○月○日

事　業　者　名
代表取締役　□□　□□　殿

○○運輸局長（支局長）　○○　○○

警　　告　　書

貴○が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を平成○年○月○日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。

このような行為は、道路運送車両の保安基準第５５条第６項３号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適正な運行を行うよう厳重に警告する。

また、この警告書に基づく改善の具体的措置については、書面により平成○年○月○日までに当局（支局）あて報告されたい。

なお、改善の結果が適切でないと認められる場合又は報告がなされない場合は、基準緩和の認定の取消し等必要な措置を執ることがあることを申し添える。

記

１．保安基準緩和認定自動車
（１）自動車登録番号：○○○○○
（２）車 名 ・ 型 式：○○・○○
（３）車　台　番　号：○○○○○
（４）認 定 日 ・ 番 号：平成○年○月○日・○第○○○号

２．違反事項　　別紙のとおり（別紙（例）参照）

３．累積違反点数　○○○点

４．基準緩和の認定申請及び認定一括処理の特例についての措置
　基準緩和認定要領（平成９年９月○日公示第○号）に基づく、基準緩和の認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、１．（１）の自動車が所属する営業所（事業場）において、本警告日から起算して２４ヶ月間これを行うことができない。

（※４は、累積違反点数が５５点以上の場合に付記する）

（日本工業規格Ａ列４番）

様式第３－２（基準緩和の認定の取消処分相当の警告書の例）

○○第○○○○号
平成○年○月○日

事　業　者　名
代表取締役　□□　□□　殿

○○運輸局長　○○　○○

警　　告　　書

貴○が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を平成○○年○月○日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。

このような行為は、道路運送車両の保安基準第５５条第６項３号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適正な運行を行うよう厳重に警告する。

なお、この警告書により「基準緩和自動車の行政処分等要領」（平成○年○月○日付け国自技第○○号）第６第１項に該当し、当該自動車の緩和認定の取消処分が行われることを申し添える。

記

１．保安基準緩和認定自動車
（１）自動車登録番号：○○○○○
（２）車 名 ・ 型 式：○○・○○
（３）車　台　番　号：○○○○○
（４）認 定 日 ・ 番 号：平成○年○月○日・○第○○○号

２．違反事項
　　別紙のとおり（別紙（例）参照）

３．累積違反点数　○○○点

（日本工業規格Ａ列４番）

別紙(例)

違反事実及び「基準緩和自動車行政処分等要領」に基づく違反点数の算出

（平成○年○月○日に行った調査時における保安基準緩和認定自動車「自動車登録番号○○○○」に係る違反）

番号	違　反　事　実	違反点数	適　　用
1	分割できる荷物を積載して運行を行った。 （分割不可能な単体物品の制限の違反）	３点	別表１基礎点数
2	死者を生じた事故を引き起こした。	８点	別表２事故等に応じた加算点数

※違反事実については、該当する事実すべてを記載すること

合　計　違　反　点　数	行 政 処 分 等
３点＋８点＝１１点	別表４　１１点以上 （認定の取消処分）

様式第４（聴聞通知の例）

○○第○○○○号
平成　年　月　日

事　業　者　名
代表取締役　□□　□□　殿

○○運輸局長　○○　○○

行政手続法の規定に基づく聴聞の実施について（通知）

貴○が使用する道路運送車両の保安基準緩和の認定を受けた自動車（自動車登録番号○○○○）について、当該認定の際に付した条件、制限等に違反して運行していた事実が認められました。

よって、道路運送車両の保安基準第５５条第６項の規定に基づく不利益処分を行うに当たり下記により聴聞を行いますので、当日、指定の時間までに来局するよう行政手続法第１５条の規定に基づき通知します。

なお、正当な理由がなく期日に出頭しないときは、聴聞を行わずに処分することができることとなっていますのでご承知下さい。

記

１．予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令等の条項
　自動車登録番号○○○○ に係る保安基準緩和認定の取消し
　（道路運送車両の保安基準第５５条第６項）

２．不利益処分の原因となる事実
　保安基準緩和の認定の際に付した次の制限に違反する事実があった。
　・積載物品は長大物品等で分割不可能な単体物品であること。

３．聴聞の期日　　平成○年○月○日　　○○時○○分から

４．聴聞の場所　　○○県○○市○○○　○○第○合同庁舎
　　○○運輸局　聴聞室

５．聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
　　○○運輸局自動車技術安全部技術課（電話○○○○）
　　○○市○○○　○○第○合同庁舎

６．聴聞の主宰者の氏名及び職名
　　○○○○　　○○運輸局自動車技術安全部技術課長

７．その他

(1) 貴○は、行政手続法の規定により、予定される不利益処分について聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類を提出することができます。

(2) 貴○は、行政手続法の規定により、聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(3) 貴○に代わって代理人を出頭させるときは、あなたの代理人であることを証する書面（委任状）を持参させて下さい。

(4) 聴聞の期日に補佐人とともに出頭することを希望するときは、聴聞の件名並びに補佐人の氏名及び住所、貴○との関係及び補佐する事項を記載した書面を聴聞の期日の４日前までに主宰　者に提出して許可を受けて下さい。

(5) 聴聞の期日に上記（４）以外に出頭させたい者があるときは、聴聞の件名並びにその者の氏名及び住所、本件事案との利害関係を記載した書面を聴聞の期日の７日前までに主宰者に提出して許可を受けて下さい。

(6) 貴○は、病気その他やむを得ない理由により聴聞の期日又は場所に出頭できないときは、運輸局長に対し変更を申し出ることができます。

(7) 聴聞に出頭される方は、身分を証するもの（身分証明書又は運転免許証等）及び調書作成のため印鑑を持参して下さい。

（日本工業規格Ａ列４番）

参　考

○○第○○○○号
平成○年○月○日

使　用　者　名　　あて

○○運輸局 ○○運輸支局長

自動車検査証提示命令書

貴社の使用する下記自動車について、○○運輸局長から道路運送車両の保安基準緩和認定が取消されたので、道路運送車両法施行規則第５２条の規定に基づき、下記により自動車検査証を提示することを命令する。

記

１．提示を求める自動車の登録番号
　・○○○○○○○○○

２．提示する場所
　・○○運輸局○○運輸支局

３．所在地及び電話番号
　・所 在 地　：　○○県○○市○○○○丁目○番○号
　・電話番号　：　○○○－○○○－○○○○

４．提示の期限
　・平成○○年○○月○○日
　（決裁後１５日以内とする。）

５．必要な書類等
　・自動車検査証
　・基準緩和認定書

（日本工業規格Ａ列４番）

※自動車検査証の提示時に抹消登録又は構造等変更検査等の申請が必要な場合は、所要の申請書類等について教示すること。

(8)「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について

国自環第９２号の３
平成２９年８月３０日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省自動車局環境政策課長

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係自動車検査機関の長に対して通達したので、貴会においても傘下会員に対し、この旨周知徹底方お願いします。

別　紙

国 自 環 第 ９ ２ 号
平成２９年８月３０日

各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車局環境政策課長

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成２３年６月３０日付け国自環第７０号）について、別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

別　紙

国自環第９２号の２
平成２９年８月３０日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長　殿
軽自動車検査協会理事長　殿

国土交通省自動車局環境政策課長

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係団体の長に対して通達したので了知願います。

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成２３年６月３０日国自環第７０号）の一部を改正する通達
新旧対照表

改正　平成２９年８月３０日　国自環第９２号
（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について 道路運送車両法施行規則第３６条第５項及び第６項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第３６条第５項、第６項及び第７項の書面について（依命通達）」（平成３年６月２８日付け地技第１５６号）により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査（予備検査を含み、一時抹消登録を受けたもの及び法第６９条第４項の規定により自動車検査証が返納されたものに係る検査を除く。以下同じ。）の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記１．から５．までによることとされたい。ただし、２．及び３．に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が３．５ｔ以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下のもの並びに軽自動車に限り適用するものとする。 また、指定自動車等（大型特殊自動車を除く。）であって、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記６．及び７．によることとされたい。 記 １．（略） ２．１．の改造に該当しない改造であって、重量の増加を伴う改造を行う場合	改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について 道路運送車両法施行規則第３６条第５項及び第６項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第３６条第５項、第６項及び第７項の書面について（依命通達）」（平成３年６月２８日付け地技第１５６号）により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査（予備検査を含む。以下同じ。）の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記１．から５．までによることとされたい。ただし、２．及び３．に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が３．５ｔ以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員１０人以下のもの並びに軽自動車に限り適用するものとする。 また、指定自動車等（大型特殊自動車を除く。）であって、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記６．及び７．によることとされたい。 記 １．（略） ２．等価慣性重量のランク変更（重いランクに変更する場合に限る。）を伴う改造を行う場合

（１）平成３０年規制に適合する自動車以外のものにおける等価慣性重量のランク変更（重いランクに変更する場合に限る。）の場合は、それぞれ以下の書面を提出するものとする。

①　型式指定自動車の改造

→　完成検査終了証＋自動車排出ガス試験結果成績表（改造後）※1

②　装置指定自動車の改造

→　排出ガス検査終了証＋自動車排出ガス試験結果成績表（改造後）※1

③　①及び②以外の自動車の改造

→　公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面（改造後）

※１　等価慣性重量ランクが複数ある場合には、最も重いランクの自動車排出ガス試験結果成績表の写しでも差し支えない。

（２）平成３０年規制に適合する自動車における重量の増加であって、表Ａに掲げる自動車に応じた重量に、表Ｂに掲げる用途及び種別に応じた重量を加えた重量を上回る車両重量となる場合、それぞれ以下の書面を提出するものとする。

表Ａ

自動車	重量（kg）
①　型式指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）	当該型式において同一の一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車の最大の車両重量
②　一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	当該指定において付された一酸化炭素等発散防止装置を取り付けることができる自動車の型式における最大の車両重量
③　①及び②以外の自動車	当該型式において同一の一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車

なお、（１）及び（２）の規定により自動車排出ガス試験結果成績表を提出する場合であって、等価慣性重量ランクが複数ある場合には、最も重いランクの自動車排出ガス試験結果成績表の写しでも差し支えない。

（１）型式指定自動車の改造

→　完成検査終了証＋自動車排出ガス試験結果成績表（改造後）

（２）装置指定自動車の改造

→　排出ガス検査終了証＋自動車排出ガス試験結果成績表（改造後）

（３）（１）及び（２）以外の自動車の改造

→　公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面（改造後）

	の最大の車両重量

表Ｂ

用途及び種別（改造前）		車両重量に係る製作誤差（kg）
乗用	普通	６０
	小型	５０
	軽	４０
貨物	普通	１００
	小型	６０
	軽	４０

①　型式指定自動車の改造

→　完成検査終了証＋自動車排出ガス試験結果成績表（改造後）※2

②　装置指定自動車の改造

→　排出ガス検査終了証＋自動車排出ガス試験結果成績表（改造後）※2

③　①及び②以外の自動車の改造

→　公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面（改造後）

※２　当該改造自動車の車両重量以上の自動車であって、当該改造自動車と同一の一酸化炭素等発散防止装置を備えたものに係る自動車排出ガス試験結果成績表の写しでも差し支えない。

３（略）

４．自動車排出ガス試験結果成績表の様式は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成１４年国土交通省告示第６１９号。以下「細目告示」という。）第４１条第１項第３号及び第４号、第７号及び第８号並びに第１１号及び第１２号の自動車にあっては別添１－１又は１－２によるものとし、道路運送車両の保安基準第２章及び第３章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成１５年国土交通省告示第１３１８号。以下「適用関係告示」という。）第２８条第１０８項から第１１３項までの自動車にあっては別添２、同条第１０２項から第１０７項までの自動車にあっては別添３、同条第４項から第７６項までの自動車のうち１０・１５モード排出ガス規制対象となるものであって、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものにあっては別添４及び別添５、軽油を燃料とするものにあっては別添６によるもの

３（略）

４．自動車排出ガス試験結果成績表の様式は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成１４年国土交通省告示第６１９号。以下「細目告示」という。）第４１条第１項第３号及び第４号、第７号及び第８号並びに第１１号及び第１２号の自動車にあっては別添１によるものとし、道路運送車両の保安基準第２章及び第３章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成１５年国土交通省告示第１３１８号。以下「適用関係告示」という。）第２８条第１０８項から第１１３項までの自動車にあっては別添２、同条第１０２項から第１０７項までの自動車にあっては別添３、同条第４項から第７６項までの自動車のうち１０・１５モード排出ガス規制対象となるものであって、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものにあっては別添４及び別添５、軽油を燃料とするものにあっては別添６によるものとし、細目告示

とし、細目告示第４１条第１項第１号、第２号、第９号及び第１０号並びに適用関係告示第２８条第１６４項及び第１６５項の自動車にあっては別添７－１、細目告示第４１条第１項第５号及び第６号の自動車にあっては別添７－２によるものとし、細目告示第４１条第１項第１７号及び第１８号の自動車にあっては別添８とし、適用関係告示第２８条第１５１項及び第１５２項の自動車にあっては別添９によるものとする。なお、自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条に基づく事務規程において定める様式によるものであってもよい。 また、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。 ５．～７．（略） （注１）別添１－１における等価慣性重量のランクは次のとおりとする。 表１（略） （注２）～（注４）（略） 別添１－１（略） 別添１－２【別紙のとおり】 別添２～７－１（略） 別添７－２【別紙のとおり】 別添８～９（略）	第４１条第１項第１号、第２号、第５号、第６号、第９号及び第１０号の自動車にあっては別添７とし、細目告示第４１条第１項第１７号及び第１８号の自動車にあっては別添８とし、適用関係告示第２８条第１５１項及び第１５２項の自動車にあっては別添９によるものとする。 なお、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。 ５．～７．（略） （注１）別添１における等価慣性重量のランクは次のとおりとする。 表１（略） （注２）～（注４）（略） 別添１（略） （新設） 別添２～７（略） （新設） 別添８～９（略）

別添１－２

軽・中量車排出ガス試験成績（WLTC モード排出ガス等）

会社名又は試験機関名：　　印

◎試験自動車

車名・型式（類別）：　　用途：

車台番号：　　原動機型式：　　サイクル：　　気筒：

走行キロ数：　　km　　総排気量：　　L　　最高出力：　　kW {PS} / min^{-1}{rpm}

車両重量：　　kg　　変速機：　　減速比：

使用燃料：　　（密度：　　）

◎試験用機器

シャシダイナモメータ（DC/DY、EC/DY、　　）：

送風機（車速比例型、　　）：

排出ガス分析計：アイドリング測定用

排出ガス分析計：モード測定用　　THC（FID）γ係数

（NMC-FID メタン効率：　　エタン効率：　　）

CVS 装置（PDP、CFV）：　　（採取量　　m^3/min）

希釈トンネル：　　精密天秤：

◎試験成績

○WLTC 排出ガス等

排出ガス成分	分析計測定原理	低速フェーズ	中速フェーズ　a/b	高速フェーズ　a/b	排出量
CO		g/km	g/km	g/km	g/km
NMHC		g/km	g/km	g/km	g/km
NOx		g/km	g/km	g/km	g/km
PM		g/km	g/km	g/km	g/km

○アイドリング測定

濃度	
CO	HC
%	ppm

○一酸化炭素等発散防止装置

種類						
個数						
製作者名						

◎備　考

WLTC モード排出ガス等試験結果

◎ソーク記録

ソーク室内温度：　最高　℃　～　℃　ソーク時間：　時間（入室：　時　分　退室：　時　分）

冷却水温度（放置後）：　潤滑油温度（放置後）：

◎フィルタソーク記録

試験前ソーク時間：　時間（　日　時　分　～　日　時　分）

試験後ソーク時間：　時間（　日　時　分　～　日　時　分）

秤量室内温度：　最大値　K(℃)　～最小値　K(℃)　秤量室内湿度：　最大値　%　～最小値　%

◎排出ガス測定結果

運転開始時刻：　時　分　運転終了時刻：　時　分

○低速フェーズ

試験室内乾球温度：開始前　K(℃)　～終了後　K(℃)　試験室内相対湿度：　%

試験室内湿球温度：開始前　K(℃)　～終了後　K(℃)　湿度補正係数（KH）：

試験室内大気圧：　kPa

希釈排出ガス量（Vmix）：　L/km　希釈率（DF）：

排出ガス成分	分析計測定原理	希釈排出ガス濃度 A	希釈空気濃度 B	正味濃度 A-B(1-1/DF)	排出量
CO		ppm	ppm	ppm	g/km
THC		ppmC	ppmC	ppmC	g/km
CH_4		ppmC	ppmC	ppmC	
NMHC				ppmC	g/km
NOx		ppm	ppm	ppm	g/km
CO_2		%	%	%	g/km

○中速フェーズ a/b

試験室内乾球温度：開始前　K(℃)　～終了後　K(℃)　試験室内相対湿度：　%

試験室内湿球温度：開始前　K(℃)　～終了後　K(℃)　湿度補正係数（KH）：

試験室内大気圧：　kPa

希釈排出ガス量（Vmix）：　L/km　希釈率（DF）：

排出ガス成分	分析計測定原理	希釈排出ガス濃度 A	希釈空気濃度 B	正味濃度 A-B(1-1/DF)	排出量
CO		ppm	ppm	ppm	g/km
THC		ppmC	ppmC	ppmC	g/km
CH_4		ppmC	ppmC	ppmC	
NMHC				ppmC	g/km
NOx		ppm	ppm	ppm	g/km
CO_2		%	%	%	g/km

○高速フェーズ a/b

試験室内乾球温度：開始前　K(℃)　～終了後　K(℃)　試験室内相対湿度：　%

試験室内湿球温度：開始前　K(℃)　～終了後　K(℃)　湿度補正係数（KH）：

試験室内大気圧：　kPa

希釈排出ガス量（Vmix）：　L/km　希釈率（DF）：

排出ガス成分	分析計測定原理	希釈排出ガス濃度 A	希釈空気濃度 B	正味濃度 A-B(1-1/DF)	排出量
CO		ppm	ppm	ppm	g/km
THC		ppmC	ppmC	ppmC	g/km
CH_4		ppmC	ppmC	ppmC	
NMHC				ppmC	g/km
NOx		ppm	ppm	ppm	g/km
CO_2		%	%	%	g/km

◎粒子状物質測定結果

○捕集フィルタの秤量

PM 捕集フィルタ　(浮力補正前)　試験前　　μg　試験後　　μg

　　(浮力補正前)　試験前　　μg　試験後　　μg

PMb 捕集フィルタ　(浮力補正前)　試験前　　μg　試験後　　μg

　　(浮力補正前)　試験前　　μg　試験後　　μg

秤量室内温度　試験前　　K(℃)　試験後　　K(℃)

秤量室内大気圧　試験前　　kPa　試験後　　kPa

○標準フィルタの質量変化

試験前（浮力補正後）①　　μg　試験前（浮力補正後）②　　μg　平均質量⑤＝(①+②)/2　　μg

試験前（浮力補正後）③　　μg　試験前（浮力補正後）④　　μg　平均質量⑥＝(③+④)/2　　μg

平均質量の差＝⑤-⑥　　μg

○粒子状物質排出量

PM 捕集フィルタガス流速：　　cm/s　測定中の PM 捕集差圧増加：　　kPa

補正用フィルタの質量変化：　　μg

希釈排出ガス			希釈空気			正味濃度
捕集質量 PMp	サンプル流量 Vp	濃度 A=PMp/Vp	捕集質量 PMb	サンプル流量 Vb	濃度 B=PMb/Vb	A-B(1-1/DF)
μg	L	μg/L	μg	L	μg/L	μg/L
					排出量	g/km

◎アイドリング測定結果

原動機回転速度 (rpm)	吸気マニホールド内圧力 (-kPa)	測定値（NDIR）			濃度補正値	
		CO	HC	CO_2	CO	HC
		%	ppm	%	%	ppm

◎備　考

一酸化炭素等発散防止装置の写真

車名・型式（類別）：　　車台番号：

※　一酸化炭素等発散防止装置の改造を行った場合には、当該装置の取り付け状況がわかる写真を添付すること。

重量車排出ガス試験成績(シャシダイナモメータによるWHTC排出ガス等)

試験期日　　年　　月　　日　試験機関

◎試験自動車

車名・型式（類別）：　　車台番号：

用途：　　原動機型式：　　サイクル：　　気筒：

走行キロ数：　　km　総排気量：　　L

車両重量:　　kg　最高出力:　　kW/min^{-1}　最大トルク：　　N･m/min^{-1}{rpm}

等価慣性重量（設定値）：　　kg　変速機：　　減速比：

駆動車輪のタイヤ空気圧：　　kＰa　使用燃料　：　　（密度）

◎排出ガスおよび粒子状物質の測定方法

排出ガス　　□希釈測定法（ＣＦＶ、ＰＤＰ）　　□直接測定法

粒子状物質　　□全流希釈法（単段、二段）　　□分流希釈法（全量捕集、部分捕集）

◎試験用装置

シャシダイナモメータ　　型式

排出ガス分析計　　型式

希釈装置　全流希釈　　型式　　採取量設定値　　m^3/min

分流希釈　　型式　　（１／サンプル率設定値　　）

精密天秤　　型式

◎試験室および試験に関わる大気条件

測定開始時刻　　時　　分

試験室内大気圧（Ｐa）　　kＰa

試験室内乾球温度（θ_1）　　K(℃)

試験室内湿球温度（θ_2）　　K(℃)

大気条件係数（Ｆ）

吸入空気温度（Ｔａ）　　K(℃)

試験室内相対湿度（U）　　%

試験室内水蒸気圧（Ｐw）　　kＰa

◎吸入空気圧力、排気圧力等の記録

吸入空気圧力　　kＰa

排気圧力　　kＰa

◎備考　正規　　無負荷回転速度　（N）　　rpm・点火時期　　ＢＴＤＣ/rpm

一酸化炭素等発散防止装置	種　類 （個数）	ＥＧＲ （ＬＰ） （　）	ＥＧＲ （ＨＰ） （　）	酸化触媒 （　）	ＮＯｘ センサー （　）	ＳＣＲ 触　媒 （　）	吸蔵還元 触　媒 （　）	ＤＰＦ （　）	その他
	製作者名								

◎試験成績

○重み付け排出量

	冷機試験	暖機試験	重み付け
CO	g/kWh	g/kWh	g/kWh
NMHC	g/kWh	g/kWh	g/kWh
NOx	g/kWh	g/kWh	g/kWh
PM	g/kWh	g/kWh	g/kWh

◎排出ガスの試験成績（冷機試験）

測定開始時刻　　時　　分

希釈排出ガス湿潤質量（Mtotw）　　kg

希釈率（ＤＦ）

ＮＯｘの湿度補正係数（ＫＨ）

メタン効率（C_{EM}）

エタン効率（C_{EE}）

ＦＩＤの感度係数（γ）

積算仕事量（Wact）　　ｋＷ･ｈ

排出ガス成分	ＣＯ	ＴＨＣ	CH_4 (NMC-FID)	CH_4 (GC-FID)	ＮＭＨＣ	ＮＯｘ	CO_2
希釈排出ガス中の濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
希釈空気中の濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
補正濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
排出量	g/test	g/test	g/test		g/test	g/test	g/test
平均排出量	g/kW･h	g/kW･h			g/kW･h	g/kW･h	g/kW･h

備考

◎粒子状物質の試験成績（冷機試験）

測定開始時刻　　時　　分
フィルタ表面流速　　cm／s　　測定中の捕集フィルタの圧力降下　　kPa
積算仕事量（Wact）　　kW・h

（全流希釈法による場合）

希釈排出ガス					希釈空気		排出量
捕集質量 Mf	希釈排出ガスの湿潤質量 Mtotw	サンプル質量 Msam	捕集フィルタを通過した二次希釈排出ガスの質量 Mtot	二次希釈空気の質量 Msec	捕集質量 Md	サンプル質量 Mdil	PMmass
mg	kg	kg	kg	kg	mg	kg	g/test
						平均排出量	g/kW・h

（分流希釈法による場合）

捕集質量 Mf	サンプル率の平均値の逆数 1／rs	サンプル質量 Mse	排出ガス質量の合計値 Mew	捕集フィルタを通過した希釈排出ガスの質量 Msep	希釈トンネルを通過した希釈排出ガス質量 Msed	排出量 PMmass
mg		kg	kg	kg	kg	g/test
					平均排出量	g/kW・h

◎捕集フィルタソークの記録

試験前ソーク時間　　時間（　日　時　分～　日　時　分）
試験後ソーク時間　　時間（　日　時　分～　日　時　分）
秤量室内温度　最大値　　K（℃）～最小値　　K（℃）　秤量室内湿度　最大値　　％～最小値　　％

◎標準フィルタの質量変化

試験前①　　μg　試験前②　　μg　平均質量⑤＝（①＋②）／2　　μg
試験後③　　μg　試験後④　　μg　平均質量⑥＝（③＋④）／2　　μg
平均質量の差｜⑤－⑥｜　　μg

備考

◎排出ガスの試験成績（暖機試験）

測定開始時刻　　時　　分

希釈排出ガス湿潤質量（Mtotw）　　kg

希釈率（ＤＦ）

ＮＯｘの湿度補正係数（ＫＨ）

メタン効率（C_{EM}）

エタン効率（C_{EE}）

ＦＩＤの感度係数（γ）

積算仕事量（Wact）　　ｋＷ･ｈ

排出ガス成分	ＣＯ	ＴＨＣ	CH_4 (NMC-FID)	CH_4 (GC-FID)	ＮＭＨＣ	ＮＯｘ	CO_2
希釈排出ガス中の濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
希釈空気中の濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
補正濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
排出量	g/test	g/test	g/test		g/test	g/test	g/test
平均排出量	g/kW･h	g/kW･h			g/kW･h	g/kW･h	g/kW･h

備考

◎粒子状物質の試験成績（暖機試験）

測定開始時刻　　時　　分
フィルタ表面流速　　cm／s　　測定中の捕集フィルタの圧力降下　　kPa
積算仕事量（Wact）　　kW・h

（全流希釈法による場合）

希釈排出ガス					希釈空気		排出量
捕集質量 Mf	希釈排出ガスの湿潤質量 Mtotw	サンプル質量 Msam	捕集フィルタを通過した二次希釈排出ガスの質量 Mtot	二次希釈空気の質量 Msec	捕集質量 Md	サンプル質量 Mdil	PMmass
mg	kg	kg	kg	kg	mg	kg	g/test
						平均排出量	g/kW・h

（分流希釈法による場合）

捕集質量 Mf	サンプル率の平均値の逆数 1／rs	サンプル質量 Mse	排出ガス質量の合計値 Mew	捕集フィルタを通過した希釈排出ガスの質量 Msep	希釈トンネルを通過した希釈排出ガス質量 Msed	排出量 PMmass
mg		kg	kg	kg	kg	g/test
					平均排出量	g/kW・h

◎捕集フィルタソークの記録

試験前ソーク時間　　時間（　日　時　分 ～　日　時　分）
試験後ソーク時間　　時間（　日　時　分 ～　日　時　分）
秤量室内温度　最大値　　K（℃）～ 最小値　　K（℃）　秤量室内湿度　最大値　　％ ～ 最小値　　％

◎標準フィルタの質量変化

試験前①　　μg　試験前②　　μg　平均質量⑤ ＝（① ＋ ②）／2　　μg
試験後③　　μg　試験後④　　μg　平均質量⑥ ＝（③ ＋ ④）／2　　μg
平均質量の差｜⑤ － ⑥｜　　μg

備考

重量車排出ガス測定試験（マッピング曲線測定記録等）

試験期日　　年　　月　　日

エンジン型式

◎変換プログラムに用いる入力値

空車時車両質量（W_0）	kg	変速機ギヤ比（ｉｍ）	１速
最大積載質量	kg		２速
乗車定員	人		３速
全高	m		４速
全幅	m		５速
タイヤ動的負荷半径（ｒ）	m		６速
			７速

終減速機ギヤ比（ｉｆ）

アイドリングエンジン回転速度	min^{-1} {rpm}
最高出力エンジン回転速度	min^{-1} {rpm}
有負荷最高エンジン回転速度	min^{-1} {rpm}

◎マッピングトルク曲線測定

運転開始時刻　　月　　日　　時　　分

試験室内大気圧（Ｐa）	kＰa	吸入空気温度（Ｔａ）	K（℃）
試験室内乾球温度（θ_1）	K（℃）	試験室内相対湿度（U）	%
試験室内湿球温度（θ_2）	K（℃）	試験室内水蒸気圧（Ｐｗ）	kＰa
大気条件係数（Ｆ）			

○マッピングトルク曲線の測定結果

５％正規化エンジン回転速度	min^{-1} {rpm}
最高軸トルク時エンジン回転速度	min^{-1} {rpm}
最高出力時エンジン回転速度：	min^{-1} {rpm}

- □　最高出力時エンジン回転速度と以下のエンジン回転速度の間の点
- □　測定された最高出力時の回転速度の105％エンジン回転速度
- □　測定された最高出力時の回転速度を超え、同出力に対し３％の降下が生じたエンジン回転速度
- □　測定された無負荷最高エンジン回転速度
- □　マッピングトルクがゼロまで低下したエンジン回転速度

○マッピングトルク曲線図

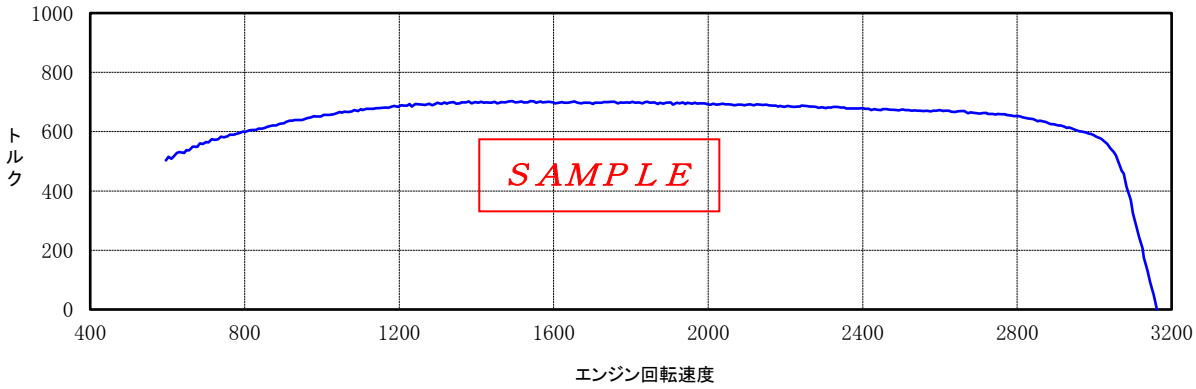

備考

一酸化炭素等発散防止装置の写真

車名・型式（類別）：　　車台番号：

※　一酸化炭素等発散防止装置の改造を行った場合には、当該装置の取り付け状況がわかる写真を添付すること。